

倉敷の歴史

第34号

2024年3月

特集—倉敷宮崎屋井上家—

- 特集にあたって…………… (1)
- 倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村井上家文書…………… 山本 太郎 (2)
- 井上端木と学芸—法橋になった古禄—…………… 大島 千鶴 (15)
- (重文) 井上家住宅の保存修理工事完了によせて
- 文化財建造物の修理と史料等の調査について—…………… 小嶋はるか (33)
- 重要文化財井上家住宅の魅力…………… 内池 英樹 (46)
- 国指定重要文化財井上家住宅の想い出
- 井上家の昔とこれから—…………… 井上 典彦 (49)

論 文

- 古図にみる倉敷村中心市街の成立過程…………… 畑 和良 (58)
- 重森三玲が見た発掘調査以前の榑築遺跡の立石…………… 上楯 武 (76)

ノ ー ト

- 市区町村における公文書管理条例の制定状況について…………… 森 久美 (94)

資 料 紹 介

- 紅緑堂印「丸足付盆」について
- 玉楮象谷に関する一考察—…………… 前田 興 (100)

資料群紹介

- 菅生村役場の公文書…………… 山下 洋 (110)

アラカルト

- 敷物製造業者・磯崎高三郎考案の「便利病床」について…………… 吉原 睦 (114)

展示会記録

- 令和五年度資料展示会 小野家文書の世界
- 倉敷村の慶長から明治—…………… (117)

報 告

- 令和4年度歴史資料講座…………… (128)
- 災害に関する歴史資料調査報告会2…………… (129)
- 令和5年度古文書解読講座…………… (130)
- 歴史資料整備室見学会…………… (131)
- 倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会の活動…………… (132)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 コラム 編集後記…………… (133)

特集にあたって

倉敷美観地区の最古の町屋である宮崎屋井上家住宅（国指定重要文化財）は、平成二十四年（二〇二二）から令和四年（二〇三二）まで一〇年に及ぶ保存修理工事が完成し、令和五年三月から一般公開が開始されています。そして平成六年から七年に倉敷市が借用して整理した宮崎屋井上家の古文書は、令和四年に現在の当主である井上典彦氏から倉敷市へ寄附され、市民共有の財産として活用されることになりました。

本号では、これらのことを記念して、宮崎屋井上家の特集を組みました。まず井上家文書を使用した論考として、経営活動をふまえた井上家文書の構造分析と、学芸を通してみる宮崎屋一〇世当主の端木の人物像を採り上げました。次に井上家住宅の保存修理工事について、現場に駐在し一貫して設計監理を担当された文化財建造物保存技術協会の小嶋はるか氏による保存修理経過の振り

返りと、岡山県教育庁文化財課の担当者として携われた内池英樹氏による住宅の魅力の紹介を掲載しました。また、井上典彦氏には聞き書きに御協力いただき、興味深いお話を伺うことができました。これらの諸論考はいずれも、今後井上家や井上家住宅について考える上で基礎となる成果と確信します。

読者におかれましては、この特集の論考を一読され、世界に一つしかない井上家文書と井上家住宅の豊饒な世界の魅力を存分に味わっていただきたいと思えます。そして、歴史資料整備室のWebサイトに掲載された井上家文書の目録を手掛かりに、これから井上家や井上家をとりまく地域社会についての研究が進展することを期待します。

（山本）

倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村井上家文書

山本 太郎

はじめに

令和四年に倉敷村の古禄・宮崎屋井上家の古文書二九箱（五九四九点）が倉敷市に寄贈された。本稿ではその宮崎屋井上家文書について取り上げる。まず寄贈・整理の経緯を紹介し、次に古文書からみた井上家の屋敷の変遷や当主の役職、構成員や家経営の実態を分析する。最後に、井上家文書という文書群について、いかなる組織体の管理・運営に関わる行為の所産かという観点から構造を分析する。

一 井上家文書の寄贈・整理の経緯

市史編さん事業のため、小野敏也氏（倉敷市史研究会員、当時倉敷市立中央図書館）の仲介により、倉敷市総務部

市史編さん室（当時）の職員が平成六年（一九九四）一月二十一日に、倉敷市本町の井上家を訪れ、二八箱の文書を借用した。平成七年一月二十日にさらに一箱の文書を借用した。倉敷市史研究会近世部会は、岡山大学文学部・教育学部の学生などの協力を得て井上家文書の二九箱の箱ごとに分類・整理・カード作成を行った。カード作成は平成六年四月五日～七日、八月二十五日～二十八日、平成七年四月六日～八日の三回に分けて集中的に実施した。一部整理し残した分は市史編さん室でカード作成を行い、二九箱のカード作成を終了した。市史編さん室はカードをもとに目録作成を行い、さらにマイクロフィルム撮影を行った。井上家文書は、平成七年一月二十日（箱一～一五）と平成十八年五月十八日（箱一六～二九）に井上昌氏（当時の当主）へすべて返却した。

その後、井上家住宅の保存修理に伴い、平成二十四年七月二十六日に、文化財保護課職員と歴史資料整備室職員が、以前整理し返却していた井上家文書二九箱を井上家の三階蔵から歴史資料整備室へ搬入した。その後歴史資料整備室で保管していたが、令和四年五月十九日、井上典彦氏と尚子氏が来室され、井上家文書の倉敷市への寄附の意向を示され、手続きを行った。

歴史資料整備室が保管する井上家文書の目録は歴史資料整備室のWebサイトで公開している。またマイクロフィルムは電子化しており、歴史資料整備室で閲覧することができる。

二 宮崎屋井上家について

「井上氏系譜図」・「宮崎屋系譜考」・「早島の歴史」^①によると、井上家の祖先は小笠原信濃守長清で、その子孫の一部が阿波国高島へ移り住み、高島氏を名乗った。応永年間（一三九四～一四二八）、備前国児島へ移り、高島城を本拠にした。さらに高島和泉守が小串城を築いた。後に小串城の廢城にもなつて、宇喜多氏の政策のもとで高島市正が備中国宮崎（現、早島町）に移住したとい

う。屋号を宮崎屋と称するのはこれに由来する。文禄二年（一五九三）市正が大檀那として宮崎の御崎宮の社殿を上棟した。^②市正の次男の新右衛門が舟元油屋吉田氏、加賀屋井上氏とともに倉敷へ移住し、姓を井上と改めたとされる。^③

【宮崎屋の屋敷の変遷】

「慶長拾四年西霜月吉日 倉敷屋敷方御免被成分之帳」^④を見ると、現在の井上家住宅の敷地は、慶長十四年（一六〇九）の時点では、西から順に「彦右衛門」（一八歩）「新右衛門」（二三歩）「次右衛門」（一八歩）「孫兵衛」（一六歩）「与右衛門」（二畝一八歩）の屋敷になっている。ここから、初代の新右衛門は慶長十四年には既に現在の井上家住宅の敷地の一部にいたことが分かる。慶長十四年の名前の下には帳面からはみだす形で付紙が貼られており、また名前の上には付箋が貼られており、時の経過による所持者の異動を示している。下の付紙は、西から順に「治左衛門」「治左衛門」「油 孫右衛門」「又右衛門」とあり、初代新右衛門が一つの屋敷だったのに比べて、二代治左衛門はその西側の屋敷も増やしていたことが分かる。上の付箋は、西から順に「孫兵衛」「孫兵衛」「孫

兵衛」「孫兵衛」「早しま 孫右衛門」とあり、四代孫兵衛は延宝五年（一六七七）前後の時点⁹⁾で、二代治左衛門の二つの屋敷からさらに東側の二つの屋敷も増やしていたことが分かる。

貞享元年（一六八四）から同二年（一六八五）までの間と推定される「倉敷村屋敷割絵図」によると、現在の井上家住宅の敷地には西から「次左衛門」の屋敷、「次左衛門借家」、「孫右衛門」の屋敷が記載されている。四代当主は孫兵衛から次左衛門へ名を変えた。次左衛門借家は次左衛門の屋敷の東南隅に、東側の孫右衛門の屋敷に一部はみ出す形で記載されている。四代次左衛門はこのほかこの絵図上に借家を所有している。なお、道を隔てて西南に花屋新右衛門の屋敷が記載されている。二代治（次）左衛門の三男新右衛門が分家して花屋と号した。¹¹⁾

宝永七年（一七一〇）の「窪屋郡倉敷村屋敷割絵図」によると、現在の井上家住宅の敷地には西から「宮崎屋安兵衛」の屋敷、「同人借屋 宇兵衛」、「吉郎兵衛借屋 勘兵衛」の屋敷が記載されている。六代安兵衛の借屋は安兵衛の屋敷の東南隅に細長く区切られている。なお、安兵衛はこのほか絵図上に複数の借屋や借地を所有

している。本町通りを隔てて西南に「花や」の屋敷がある。

文久三年（一八六三）八月の「倉敷村本田小割絵図」は「壱」から「六」に分かれており、井上家はこのうち「三」に描かれている。井上家住宅の敷地には十二代信藏の名が記され、屋敷地の地番は「三十五」から「五十」までで現在より東方に広い。このうち東寄りの「四十一」から「五十」までがおよそ現在の敷地の範囲と考えられる。なお、信藏は周辺にも複数の屋敷地を所有している。西南の花屋の屋敷にも信藏の名前が記されている。

【当主の役職】

図1「宮崎屋井上家当主系図」にみるように、三郎右衛門（三代）が寛永十九年（一六四二）には倉敷村「くみ頭」となっている。その後、孫兵衛（↓次左衛門↓円遊）（四代）が年寄を、安兵衛（六代）・安兵衛（七代）・安兵衛（八代）が百姓代、五藏（九代）が百姓代・年寄を、三左衛門（↓三郎右衛門↓広祐（輔））（十代）が年寄を、三郎右衛門（十一代）が百姓代・年寄を勤めた。

また、三左衛門（十代）は、年寄の一人として、享和元年（一八〇二）から文政初期まで、倉敷代官役所管下幕府領の年貢銀・貸付金等を扱う役である掛屋を勤めた。¹⁴⁾

次左衛門家族が八人、下人が七人、門百姓佐右衛門家族が三人、門百姓長助家族が三人、門百姓猪之助家族が四

【宮崎屋の構成員】

延宝九年（二六八〇）の村百姓次左衛門（四代）の一家は、

人、門百姓五兵衛家族が四人、門百姓六兵衛家族が四人、その下人が一人、門百姓太郎左衛門家族が四人で、合計三八人いる。¹⁵⁾ここで門百姓とはどういう存在だろうか。三年後の天和四年（二六八四）の宮崎屋次左衛門の借屋

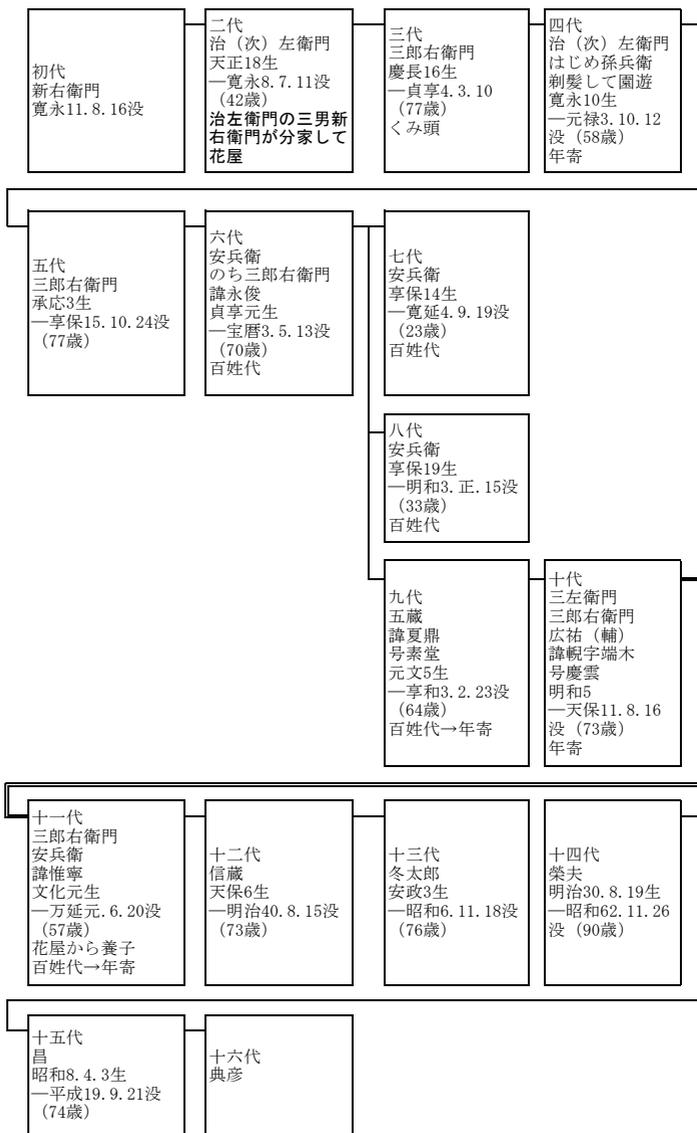


図1 宮崎屋井上当主系図

注：「年寄五藏先祖書」（倉敷市所蔵小野家文書 162-1-1）、「寛永拾九年極月五日 備中御藏入倉敷村午ノ御年貢免割帳 庄屋助右衛門」（倉敷市所蔵小野家文書 13-1）、「安政五年改 累世祖先年廻録」（倉敷市所蔵井上当主文書 7-21-10-6）、「井上氏系譜図」（『倉敷市史 第六冊』名著出版、1973年、p207～219）、「宮崎屋系譜考」（『倉敷市史 第六冊』名著出版、1973年、p266～274）、「倉敷村歴代村役人」（『倉敷市史 第三冊』名著出版、1973年、p26～37）、「井上家住宅調査報告書」（編集著作：公益財団法人文化財建造物保存技術協会、発行：倉敷市教育委員会、1998年）、「井上家系図」（『重要文化財井上家住宅主屋ほか四棟保存修理工事報告書（本文編）』編集著作：公益財団法人文化財建造物保存技術協会、発行：井上典彦、2022年、p10）、「大島千鶴「倉敷村出身の文化人・井上端木の生涯～法橋になった古禄～」（令和4年度歴史資料講座資料）などより作成。＝は養子関係。

人は六兵衛・勘七・長助・次兵衛・六郎兵衛・五兵衛であり、三人の名前が一致している。延宝九年の他の村百姓の門百姓と天和四年の借屋人の名前の大部分の一致から考えても、門百姓は借屋人と考えられる。だとすれば、次左衛門一家は、家持と借屋人の結びつきである。十七世紀中の人数改めでは、家持の家屋敷に包摂される借屋人の家族は家持の家族と一緒にまとめられている。⁽¹⁸⁾

十九世紀の宮崎屋の構成員をみていく。「文化五年辰二月始メ 宗門請状年々扣 宮崎屋」⁽¹⁹⁾によると、文化五年（一八〇八）には（十代）「三郎右衛門」⁽²⁰⁾（四十一歳）・「この」⁽²¹⁾（三十四歳）・母「くか」⁽²²⁾（六十一歳）の三人で、下人が一四人いる。文化九年には「くか」が亡くなり、「三左衛門」⁽²³⁾（四十五歳）・「さた」⁽²⁴⁾（三十八歳）の二人となり、下人は一三人いる。文化十年には「広輔」⁽²⁵⁾（四十六歳）・「かの」⁽²⁶⁾（四十歳）・「秀蔵」⁽²⁷⁾（十歳）の三人となり、下人は八人である。「秀蔵」は花屋から宮崎屋へ養子に入った。文政四年（一八二二）には「秀蔵」改め「三郎右衛門」⁽²⁸⁾（十八歳）が宮崎屋の十一代当主となったため、花屋の家族も宮崎屋に含まれ、家族は九人になっている。「三郎右衛門」は宮崎屋に養子に入ったため、宮崎屋の「広輔」改め「蘆

汀」⁽²⁹⁾（五十四歳）が父となり、実の父である花屋の善左衛門（四十六歳）が伯父と記されている。下人は八人である。このように、この史料では十一代三郎右衛門が宮崎屋当主になったときは、花屋は一時宮崎屋に吸収された形になっている。後に花屋は秀蔵の兄である東七郎が善左衛門として当主になり、善左衛門没後は宮崎屋十一代三郎右衛門の次男の秀三が相続した。⁽³⁰⁾

宮崎屋の下人についてみると、宝永四年（一七〇七）と宝永五年にはそれぞれ五人（男三人・女二人）いて、うち女一人が重複している。時代が下って文化五年から七年の下人を見ると、文化五年は一四人（男八人、女六人）、文化六年は一三人（男七人、女六人）、文化七年は二人（男七人、女五人）いる。文化六年の一三人のうち七人が文化五年からの継続である。文化七年の一二人のうち九人が文化六年から継続である。文化五年から文化七年まで継続しているのが五人いる。このころには継続して勤める下人がかなりいたことが分かる。文化五年から七年の下人の出身地を見ると、男は倉敷村の者もいるが多くの西は備中国小田郡富岡村、東は備前国上道郡乙多見村の範囲の他村である。女は他村の者もいるが多くの倉敷村で

ある。²⁴⁾

こうした下人はなぜ宮崎屋へ奉公するのだろうか。延享三年（一七四六）正月に加須山村奉公人吉兵衛の請人である与介が宮崎屋安兵衛に出した奉公人請状²⁵⁾をみると、吉兵衛が延享三年正月から十二月まで奉公し、給銀は七五文銭で六五匁に定めた。うち三五匁の前渡し金によって延享二年の年貢を支払った。残りの給銀はつつがなく勤めることで支給される約束になっている。万一吉兵衛が取逃げや駆落ちをしたら、請人はその盗品を返済する。さらに奉公人が既に受け取った給銀に利息を加えて請人が弁償するか、人を替えるかは宮崎屋が自由にできる。井上家文書には延享元年から寛政十年までの奉公人請状があるが、ほぼこれと同様の内容となっている。奉公人請状の文言では、年貢を払えないなど経済的に困窮した人が、前貸しの給銀を主な目当てに奉公することになるが、宮崎屋の側でも需要があったと考えられる。

【宮崎屋の経営】

①土地所持

宮崎屋の土地所持について倉敷村内と他村に分けてみてゆく。倉敷村内では元和五年（一六一九）に初代

新右衛門が七石五升二合を所持している。寛永十九年（一六四二）には三代三郎右衛門が二三石四斗七升六合五勺を、元文三年（一七三八）には六代安兵衛が三八石九斗六升五合七勺を所持している。このころから大幅に増加し、文政十年（一八二七）には十一代三郎右衛門の所持高は一三七石四斗二合七勺に達した。その後天保十二年（一八四二）には三郎右衛門の所持高は八八石五斗七升二合三勺に減少し、元治二年（一八六五）には十二代信藏の所持高は二六石二斗二升七合七勺にまで大幅に減少した。²⁶⁾なお、宮崎屋は倉敷村内では本田畑より新田に多くの土地を所持している。²⁷⁾

次に他村の土地所持をみていく。他村の土地所持を数値で把握するためには他村の名主・庄屋からの年貢米請取通をみる必要がある。享保十七年（一七三二）、元文五年（一七四〇）、寛保三年（一七四三）、享和元年（一八一〇）の年貢米請取通から集計すると、それぞれ六二石以上、二三五石以上、二九六石以上、二二六石以上を他村に所持している。²⁸⁾享保・寛保期に急激に増加していることが分かる。宮崎屋の加地子米は文政二年（一八一九）には自村・他村で二七〇石一斗一升五合六勺である。²⁹⁾

それでは宮崎屋はどのようにして土地所持を増やしていったのだろうか。

②金融

井上家文書には、田畑や屋敷の売渡証文が数多く含まれている。売渡証文には一年切、三年切、五年切、十年切等がある。享保七年（一七三二）十二月の一年切田地売渡証文³⁰をみると、売主の徳芳村治左衛門は田一反一畝一五歩を宮崎屋安兵衛（六代）に売り渡し、受け取る新銀三九〇目六分は当年の年貢に宛てる。翌年の十月中に銀を返弁したら田地は戻してもらおう、そうでなければ土地は宮崎屋が自由にするということになっている。三年切、五年切、十年切も年数は異なるが同様の内容となっている。

また、井上家文書には田畑や屋敷の質入証文がある。一例として寛政八年（一七九六）十一月の田地質入証文³¹をみると、質入主の俵屋又五郎は六反二畝二八歩半の田畑を宮崎屋三左衛門（十代）に一カ年季質入れし、銀一七貫三九〇目二厘を借用する。年季明までに受け戻さなかったら流地にすることになっている。³²

宮崎屋は売渡証文や質入証文にみられるように、土地

を担保とした金融によって土地を集積していったと考えられる。売渡証文は享保〜寛政期、質入証文は安永〜明治期であり、時期に差がある。

土地を担保に入れない金融も行っていた。数例を挙げると、寛延元年（一七四八）十二月には代官千種清右衛門手代の三島専蔵と高城理助が、安兵衛から銀九貫目を翌年五月と九月には返済する約束で借用している。寛政元年（一七八九）十一月二十九日には庄屋孫太夫が、五蔵（九代）から銀五貫目を翌年十一月晦日には元利とも返済する約束で借用している。文政二年（一八一九）十一月には備前国児島郡の上村ほか六カ村の組合が年貢銀差支えのため広祐（十代）から文銀一〇貫目を、翌年十一月には利息五歩で元利とも返済する約束で借用している。³³

文久元年（一八六一）の前後には、信蔵（十二代）は多額の金銀を倉敷村の有力者などから借用しており、家の経営が苦しくなってきたことがうかがえる。³⁴

③貸家経営

天和四年（一六八四）に次左衛門（四代）の借屋人が六人いたことは前述した。時代が下って文化十一年（一八一四）から文政十年（一八二七）までの広輔（十代）・

三郎右衛門(十一代)の貸家・貸屋敷をみると、多くの貸家・貸屋敷を所有しており、場所は川西町・阿知町・東町が多い。文政五年以降広畑にも所有する。信藏(十二代)は文久元年(一八六二)に屋敷一カ所と屋敷六軒を売り払ったが、それでも文久二年には、居宅・花屋旧宅のほか、貸家八軒を所有し、家賃約二九一六匁を得ている。⁽³⁵⁾

④酒造

宮崎屋の酒造の実態について、史料にもとづいて具体的に検討していく。宝永四年(一七〇七)の「亥之寒造并酒道具改帳」⁽³⁶⁾によると、倉敷村と浜村で一六人が酒造しており、そのうちの一人として安兵衛(六代)は酒道具を使用して酒造米一石七斗から一石九斗四升八合の滴り酒をつくり、滴り酒は販売して運上銀を納めている。享保七年(一七二二)の「酒株高酒造米高書上帳」⁽³⁷⁾によると、倉敷村では一六人の酒屋がいて、村役人は全員酒屋である。酒株高は四一二石である。その中で安兵衛(六代)は酒株高二五石で、元禄十年(一六九七)には酒造高三八石四斗であったが、享保五年から酒造せず休株とある。ここから、宮崎屋は実際に酒造をしていたが、享保五年からは酒造をしていないことが分かる。

しかし安永八年(二七七九)の「酒造株高書上帳」⁽³⁸⁾によると五藏(九代)は酒造株二五石を持ち、冥加銀七匁五分を上納している。それではなぜ宮崎屋は酒造をしなにもかわからず酒造株を持ち冥加銀を上納していたのだろうか。明和八年(二七七二)の「口上書を以御願申候」⁽³⁹⁾によると、倉敷村の酒造株は一六株で、無株の者は休業している株を、年季を限り借料を出して借株する決まりになっている。宮崎屋は二五石の酒造株を持ち、借料をとって貸株をしていた。⁽⁴⁰⁾

天保十年(一八三九)八月十八日、三郎右衛門(十一代)と黒崎村南浦万平は議定証文を取り交わした。天保十年から五箇年の間、表向きは三郎右衛門が万平方へ出稼ぎするというのが、内実は万平が酒造株を借りて稼ぐ。元金一〇〇匁を万平が三郎右衛門へ渡す。年限が経ち出稼ぎをやめたら二五匁は株料として三郎右衛門が受け取り、残り七五匁は万平へ返済する約束である。天保十四年六月、再度議定証文を取り交した。貸株出稼はできないとの法が発せられたから、一〇箇年の間、内実は万平へ貸株にするが表向きは株式を譲り渡す。三郎右衛門は元金二〇〇匁を万平から預かる。一一年目に株式は三郎右衛

門へ譲り戻し、二〇〇両は万平へ返済する。返済が滞ったら株式は戻らなくても文句はないという約束である。¹¹そして、酒造株譲受は倉敷代官役所から許可された。¹²以上の一連の文書から、酒造株を持ち実際の酒造をやめた後も貸株をしていた宮崎屋は天保十四年について株を譲渡したことが分かる。¹³

三 井上家文書の概要

井上家文書の作成年代は、現在のところ確認できる限り延宝三年（一六七五）からである。¹⁴井上家文書というひとつの家を出所にもつ文書群は、いかなる組織体の管理・運営にかかわる行為の所産かという観点からは、次のような点が重要であろう。¹⁵

第一に、近世の村行政とのかかわりでは、三郎右衛門（三代）が寛永十九年（一六四二）には倉敷村「くみ頭」となっており、その後も歴代当主は倉敷村年寄や百姓代を勤めた。

第二に、幕府領の中間支配機構とのかかわりでは、三左衛門（↓三郎右衛門↓広祐（輔））（十代）が、年寄の一人として、享和元年（一八〇二）から文政初期まで掛屋を

勤めた。

第三に、宮崎屋の家経営の側面をみると、倉敷村と他村に合わせて所持高三〇〇石を超える地主である。貸屋経営や貸株を含めた酒造業も行っていた。宮崎屋の家組織体としての機能を、a「経営活動」、b「家政活動」、c「情報文化活動」という三つの柱に分けて考えてみる。

a「経営活動」は家産管理と家業経営を中心とした機能群であり、井上家文書の中で最も多くの分量を占める。構成は、①地主経営、②金融、③貸家経営、④酒造、などからなる。

b「家政活動」は家系、仏事、葬儀、奉公人、家計など、「経営活動」以外の家組織体の機能の全般にわたる。

c「情報文化活動」は、宮崎屋の当主および家族構成員の文化活動や情報収集活動の結果として集積された書簡・書籍・歌集・和歌詠草・旅日記・風聞書・諸芸関係文書などである。宮崎屋は和歌に通じた人が多く、和歌詠草が大量に残る。五藏（九代）宛ての香川木工からの書状も多く残る。また、端木（十代）は諸芸に通じていたので、絵画・能楽・蹴鞠など芸能関係文書もある。¹⁷

第四に、家族の書上、酒株借用証文、家普請入用帳、

金借用証文、など分家の花屋の家組織体としての文書がある。

第五に、文化・天保期の勘定帳・田地帳など俵屋の文書がある。⁴⁸⁾

第六に、安兵衛(六代)が独力で建立した寺院である玉泉寺⁴⁹⁾の文書がある。

第七に、榮夫(十四代)が昭和期に阿智神社社司を勤めたため、阿智神社文書がある。

井上家文書の大半分はおおむね右にあげた公私の諸活動の結果として発生し蓄積・伝来したものであるということが出来る。井上家というひとつの家を出所にもつ文書群は、**図2**のように大きく分けて、1倉敷村村方文書(近世年寄文書)、2幕府領の掛屋文書(中間支配機構文書)、3宮崎屋「家」文書、4花屋「家」文書、5俵屋「家」文書、6玉泉寺文書、7阿智神社文書の、合わせて七つの文書群の複合体としてとらえることができる。

記録史料学上、井上家文書の全体は同一出所の文書群という意味で「フォンド」と呼ばれるが、それに対して七つの文書群は、フォンド内の組織区分にもとづく副次的分割単位という意味で、「サブフォンド」と呼ばれる。

〔フォンド〕

〔サブフォンド〕

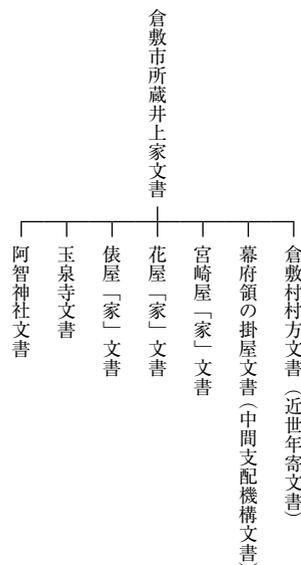


図2 倉敷市所蔵井上家文書の基礎構造

おわりに

宮崎屋井上家は、慶長期には既に現在地に居住しているので、四〇〇年以上同じ場所に居住していることになる。土地所持は、倉敷村内では次第に増加していき、文政期に一四〇石近くになるが、幕末に大きく減少する。他村の土地所持も一八世紀から急増しピーク時には三〇〇石に上る。土地を集積する原因は土地を担保とした金融である。また、多くの貸家・貸屋敷を抱えていた。奉公人は多いときは一〇人以上抱えていた。分家の花屋

は宮崎屋にごく近く、宮崎屋と花屋の關係は極めて密接であった。宮崎屋には和歌など文芸に秀でた人が多く、玉泉寺という寺院を独力で建立するなど独自の活動が光彩を放ったが、それを可能にしたのは経済力であった。

井上家文書はこのような宮崎屋・花屋などの諸活動を跡づけるものであり、極めて広範囲で豊富な内容を有する。詳細な住宅の修理工事報告書や、本号に掲載した宮崎屋井上家特集の大島・小嶋・内池氏の論考に加えて、井上家文書を活用した研究が進展することを期待したい。

註

- (1) 平成三十年七月豪雨により倉敷市真備地区は甚大な洪水被害を被ったが、歴史資料整備室の収蔵庫は真備支所三階にあつたため、資料は水没を免れた。
- (2) 『倉敷市史 第六冊』(名著出版、一九七三年) 二〇七〜二一九頁。
- (3) 『倉敷市史 第六冊』(名著出版、一九七三年) 二六六〜二七七頁。
- (4) 『早島の歴史1 通史編(上)』(早島町、一九九七年) 一八〜一九頁。
- (5) 『備中誌 上編』(日本文教出版、一九七二年) 一〇四頁。
- (6) 井上家文書の中で宮崎屋の人物に井上という姓が確認できるのは、現在のところ管見のかぎり享保五年(一七二〇)が最初

である(倉敷市所蔵井上家文書29―22―1「奉納百首和歌」)。(7) 倉敷市所蔵小野家文書1―1。「倉敷市史 第三冊」(名著出版、一九七三年) 七七〜八六頁。

(8) 二代治左衛門は寛永八年(一六三二)に死去しているから、この付紙は寛永八年までのものと考えられる。慶長十四年の与右衛門の下の部分の付紙は破損している。

(9) 慶長十四年の名前の上の付箋は、その名前が「延宝五年巳ノ備中御蔵入窪屋郡倉敷村水夫屋敷帳」(倉敷市所蔵小野家文書1―3)とほぼ同じであることから、延宝五年かその前後の時点と判断した。

(10) 倉敷市所蔵小野家文書54―3。(小野)孫太夫・(宮崎屋)次左衛門などの人名から考えて、七太夫が孫太夫に改名するのが貞享元年(一六八四)、次左衛門が死去するのが元禄三年(一六九〇)なので、その間と考えられる。さらに広島屋の人名から絞ることができる。(広島屋)惣兵衛の名前が記されているが、二代惣兵衛が死去するのが貞享二年である。三代惣兵衛が継ぎ、享保六年(一七二一)に死去する(倉敷市所蔵黒川清一氏関係文書326―15)。元禄十年(一六九七)の水夫屋敷帳には広島屋は弥十郎という名が記載されている(『倉敷市史 第三冊』九〇頁)ので、三代惣兵衛は少なくとも元禄十年までは弥十郎と称し、宝永七年(一七一〇)の「窪屋郡倉敷村屋敷割絵図」(註12)では広島屋惣兵衛と記載されているので、それまでには惣兵衛と改名したものと考えられる。以上のことから、貞享元年から元禄三年までの間で惣兵衛の名前が記されていることから、貞享元年から貞享二年の間と考えられる。広島屋の人名から絞る考察は、畑和良氏の御教示による。本号掲載の畑和良「古図にみる倉敷村中心市街の

成立過程」も参照のこと。なお、この貞享元年から二年までの間と考えられる絵図は、天和三年（一六八三）に倉敷村が庭瀬藩主になった久世出雲守重之の支配下に入ったことにより、新領主に提出した絵図の控えと考えられる。

(11) 『倉敷市史 第六冊』二七四頁。

(12) 倉敷市所蔵小野家文書54—4。『新修倉敷市史 第十卷』（倉敷市、一九九七年）付録絵図1。この絵図も宝永七年に新領主となった内藤紀伊守弑信へ提出した控えと考えられる。『重要文化財 井上家住宅主屋ほか四棟保存修理工事報告書（本文編）』（編集著作：公益財団法人文化財建造物保存技術協会、発行：井上典彦、二〇二二年）二四八頁の記述を参考にした。

(13) 大橋紀寛家文書別1—24—5。

(14) 倉敷市所蔵井上家文書2—4、3—16—1、4—4—A、4—12—1、5—3—2。山本太郎「幕府領陣屋元村の掛屋と陣屋・地域社会―備中国窪屋郡倉敷村を事例として―」（『ヒストリア』第二四七号、二〇一四年）。

(15) 倉敷市所蔵小野家文書14—6。「延宝九年 備中国窪屋郡倉敷村宗門改帳」。

(16) 倉敷市所蔵小野家文書17—4。「天和四年子正月十一日 倉敷町五人組之帳」。

(17) 例えば、延宝九年の庄屋七太夫の門百姓四二人の名前と、天和四年の庄屋孫太夫（七太夫が改名）の借屋人四三人の名前のうち、三三人が一致している。

(18) 塚本明「家持」『日本都市史入門Ⅲ人』（東京大学出版会、一九九〇年）二二七頁。

(19) 倉敷市所蔵井上家文書9—6—2。

(20) 十代の三郎右衛門である。「三左衛門」「広祐」「広輔」「蘆汀」

「端木」等の名がある。

(21) 十代三郎右衛門の室である。「この」「さた」「かの」等の名がある。

(22) 九代五蔵の室で十代三郎右衛門の継母である。歌人として有名で、歌名を政子とする。

(23) 新右衛門ともいう。のち亮三と改める（『倉敷市史 第六冊』二七六—二七七頁）。

(24) 以上の下人についての記述は、山本太郎「古文書からみる倉敷村の古祿・井上家」（令和5年度歴史資料講座第1回資料、倉敷市総務課歴史資料整備室Webサイトの「講座配布資料」に掲載）の表1を参照のこと。

(25) 倉敷市所蔵井上家文書1—7—1。前掲歴史資料講座資料に写真と翻刻を掲載している。井上家文書には、下人と奉公人という記述があるが、天明三年（一七八三）の「奉公人請状之事」（1—7—18）で奉公人と記されている玉島村弥介が、天明四年の「下人」（1—7—19）では下人と記されていること、下人と奉公人を概念的に区別している記述が見られないことから、下人と奉公人は区別されていないと判断した。

(26) 倉敷市所蔵小野家文書26—5、13—1、14—17、22—22。倉敷市所蔵井上家文書9—4—1。大橋紀寛家文書2—6—1。

(27) 倉敷市所蔵小野家文書13—1、16—20。

(28) 前掲歴史資料講座資料の表2を参照のこと。年貢米請取通に所持高が記されていない村もあるので正確な数値は把握できない。

(29) 倉敷市所蔵井上家文書11—A—25「文政己卯 加地子算用帳」。

(30) 倉敷市所蔵井上家文書16—16—7。前掲歴史資料講座資料に

写真と翻刻を掲載している。

- (31) 倉敷市所蔵井上家文書1—16—A—140。前掲歴史資料講座資料に写真と翻刻を掲載している。

- (32) 実際に寛政九年八月に質流れになった(倉敷市所蔵小野家文書136—2—4—2「覚」)。

- (33) 倉敷市所蔵井上家文書16—16—149—2、16—16—149—4、16—16—149—14。最初の二点は前掲歴史資料講座資料に写真と翻刻を掲載している。

- (34) 倉敷市所蔵井上家文書5—16—E「文久元辛酉八月左借借金払出帳」、11—A—35「文久元辛酉年より同壬戌年十二月迄 借入金預金証文留」など。一例を挙げると万延元年に「七之割」の亀山から四四三両永二〇〇文を借用している。分家の花屋も多額の借金をしている。一例を挙げると慶応元年に大橋平右衛門から五〇〇両を借用している(倉敷市所蔵井上家文書3—16—15—3)。

- (35) 貸家経営については前掲歴史資料講座資料と資料の表3・表4を参照のこと。

- (36) 倉敷市所蔵小野家文書69—33。『新修倉敷市史 第十卷』(倉敷市、一九九七年) 近世編一五九号。

- (37) 倉敷市所蔵小野家文書107—7—4。

- (38) 倉敷市所蔵小野家文書69—26。『新修倉敷市史 第十卷』(倉敷市、一九九七年) 近世編一六三号。

- (39) 倉敷市所蔵小野家文書69—32。『新修倉敷市史 第十卷』(倉敷市、一九九七年) 近世編一六二号。

- (40) 倉敷市所蔵小野家文書69—29「寛延式年巳十二月 酒株願留帳」など。

- (41) 倉敷市所蔵井上家文書4—12—5、4—12—6。

- (42) 岡山大学附属図書館所蔵小野家文書五七九号。

- (43) 酒造については前掲歴史資料講座資料を参照のこと。

- (44) 倉敷市所蔵井上家文書22—H—1「覚」。

- (45) 安藤正人「記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—」(吉川弘文館一九九八年)の分析手法に依拠している。

- (46) 香川景平(一七二二—一七八九)。江戸時代中期の歌人。通称木工。(インターネットから公開の思文閣美術人名辞典)

- (47) 端木については本書大島千鶴論文を参照されたい。

- (48) 俵屋は宮崎屋と同じく倉敷村の旧家である古禄のうちの一家である。

- (49) 玉泉寺については『倉敷市史 第三冊』(名著出版、一九七三年) 七一九—七二六頁参照。

- (50) 『重要文化財 井上家住宅主屋ほか四棟保存修理工事報告書』(本文編)(図面編)(写真編一)(写真編二)(編集著作…

- 公益財団法人文化財建造物保存技術協会、発行…井上典彦、二〇二二年)

〔付記〕宮崎屋井上家文書については、本稿でとり上げたものは別に、井上家住宅の保存修理にあたって文化財保護課が真備歴史民俗資料館に移動していたところ、平成三十年七月豪雨により水損し、岡山市史料ネット等が修復と目録作成を行った文書がある。令和六年一月に井上典彦氏がこの文書一箱(六四一点)を倉敷市へ寄贈されたが、脱稿後であったため本稿には組み込めなかった。

(やまもと たろう) 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室主任

井上端木と学芸

—法橋になった古禄—

大島 千鶴

はじめに

井上端木^{はしき}は倉敷村の古禄・宮崎屋井上家の一〇世当主である。寛政七年（一七九五）、父の隠居にともない二八歳で宮崎屋の家督を継いだ^①が、新禄古禄騒動^②による古禄との対立をきっかけに文政三年（一八二〇）に隠居し、間もなく京都へ出た。当時京都画壇の重鎮であった岸駒^{がんこ}に画を学んだ端木は、画家として生計を立てたが、和歌・能楽（舞・太鼓・笛）・蹴鞠などの諸芸にも通じており、画業の傍ら御所や青蓮院、あるいは千種家など公家の屋敷に参上して、芸を披露したり指導をしたりもしている。また、多くの著名な文化人と交流しているが（次頁表①）、その交友範囲の広さに驚かされる。

上京して間もなく、京都在住の文化人・知識人などを

掲載した人名録『平安人物志^③』に名を連ねており、文政一〇年（一八二七）には青蓮院門跡から法橋^④に叙せられた。

端木の学芸については『倉子城史談』『倉敷市史』『新修倉敷市史』などで触れられているが、井上家文書を読み解くことで、さらにその詳細が明らかになった。本稿は、井上端木の遺した書状などを基に、学芸に生きた端木の人物像にせまり、あわせて化政期社会の一端を見つめるものである。

一 おいたちと家族

井上端木は明和五年（一七六八）、宮崎屋井上家九世井上素堂（通称善左衛門のち五藏）の子として生まれた。通称は三左衛門・三郎右衛門のち広輔（祐）。広人と名乗った時期もある。名は常之、字は端木^{あざな}。慶雲・慶雲斎・旭

表1 端木と交流があった文化人たち

	氏名	生没年	備考
親王・公家	青蓮院宮 (尊宝法親王)	1804～1832	青蓮院門跡。223世天台座主。伏見宮貞敬親王次男
	近衛(忠熙)	1808～1898	安政4年左大臣。後に閑白、内覧、氏長者となる
	二条(斉信)	1788～1847	文政7年左大臣
	千種有功	1797～1854	公卿・歌人。香川景樹・加茂季鷹らと交流
	飛鳥井(雅光)	1783～1851	公卿・歌人。従一位大納言
	穂波(経治)	1824～1842	穂波家(勧修寺家の庶流の堂上家)当主。勧修寺経則の子
	東儀伊勢守(如寿)	1793～1846	雅楽を伝える家・東儀家の当主
文化人	岸駒	1756～1839	画家。加賀国金沢の生まれ。岸派の祖
	松村景文	1779～1843	画家。花鳥画を得意とした。井上可堂の師匠
	池坊専定(養道)	1769～1832	華道家。池坊家40代。岸駒に学び画もよくした
	金春惣右衛門國義	1772～1833	太鼓金春家15世。代々惣右衛門を名乗る
	佐々木真足	1761～1838	金沢藩の能楽者。本居宣長に入門。小沢蘆庵・香川景樹に学ぶ
	小沢蘆庵	1723～1801	歌人。澄月・慈延・伴蓂蹊と共に平安和歌四天王に教えられる
	小川蓬流	1756～1839	歌人。小沢蘆庵に学び、同門の四天王の一人に教えられる
	香川景樹	1768～1843	歌人。桂園派の祖となり全国に多くの門弟を抱えた
	小川弥彦	1792～?	歌人。小沢蘆庵の息子
	小野重賢	1776～1834	歌人・国学者。小沢蘆庵の弟子
	加茂季鷹	1756～1820	歌人・国学者。京都上賀茂神社の祠官
	羽倉信美	1750～1828	歌人。京都伏見稲荷大社の神職。小沢蘆庵門下
	前波熱軒	1745～1819	歌人。小沢蘆庵門下四天王の一人
	菅沼斐雄	1786～1838	歌人。香川景樹に学ぶ。桂門十哲の一人
	熊谷直好	1782～1862	歌人。香川景樹に学び木下幸文とともに桂園の双壁と称された
大村重矩樵齋	1778～1843	医師。眼科医。詩歌を好み「平安人物志」にも載る	

- 註1 『倉敷市史』第4冊P780～784・第6冊271P、倉敷市所蔵井上家文書2-19-A・B、2-22-B-2、2-22-A、7-21-10-10、7-21-15などを基に作成
 2 () は年代から推測した当主名。備考欄の略歴は『日本人名大辞典』（講談社）、『朝日日本歴史人物事典』（朝日新聞社）、『大辞泉』（小学館）、思文閣美術人名辞典、「系図纂要」「地下家伝」「平安人物志」などを参照した

岡・蘆汀などの号がある。井上家の祖先が小笠原氏であるという伝承から小原姓を名乗り、能楽では原三左衛門

父の隠居にともない二八歳で家督を継いだ端木は、宮崎屋一〇世として金融・地主経営・酒造・薬種取扱いなどに携わり、その傍ら倉敷村の年寄役も務めた。しかし、文政三年（一八二〇）、新緑古祿騒動の係争の中で新緑の

と名乗った。⁽⁸⁾
 実母は西郡村（現総社市西郡）の剣持中左衛門の娘くら（戒名・知水妙澄信女）。史料には「五藏客分くら」とある。⁽⁹⁾客分がどういう立場かは不明だが、くらは端木を生んでひと月も経ず亡くなっており、実際に端木を育てたのは素堂の妻くが（雅名政子）⁽¹⁰⁾であった。
 端木の幼少期を知る史料はないが、端木自身が「幼き頃よりくさぐさのわざ学び侍れど」⁽¹¹⁾「我わか、りし時よりみやこ小沢翁のながれをくみ折々は行て道のおしへなとを聞侍り」⁽¹²⁾と記しており、幼い頃から様々な芸事を学び、時には上京して学んでいたようだ。
 妻は児島の修験太法院、細川宣海の娘鼎子（通称かの）。鼎子との間には子がなく、宮崎屋の分家花屋五世善左衛門の長男菊太郎を養子としたが、菊太郎は五歳で没したため菊太郎の弟を養子に迎えた。これが後の一三世三郎右衛門惟寧である。

攻撃に対する怒りを抑えきれなかった端木は、突然剃髪し年寄役を退役、隠居した⁽¹³⁾。端木が京都へ出たのは隠居後間もない時期と推測される。

二 端木の学芸

1 和歌

近世、和歌は商家の主人らが好んだ芸の一つであり、倉敷村の商人たちにも嗜む者は多かったが、井上家はとりわけ歌道に通じた家であった。六世安兵衛（永俊）は京の歌人・歌学者有賀長伯に学んで歌集『島水遺吟』を遺しており、九世素堂と妻政子、端木と妻鼎子、一一世惟寧、惟寧の兄で花屋六世の善左衛門可堂ら、みな歌の上手であった。

端木に大きな影響を与えたのは両親である。父素堂は和歌を京都の二條流地下派の梅月堂香川景平（木工）⁽¹⁴⁾に学び、後に小沢蘆庵・小川萍流に師事した。井上家文書には素堂が香川景平と交わした書状や入門願いの下書きなどが遺されている⁽¹⁷⁾。素堂が和歌を学び始めたのは遅かったというが、歌名夏鼎の名で多くの和歌を詠み、歌集『杜乃したくさ』歌論書『泣岐抄』などを著している。

政子は夫とともに小沢蘆庵に師事し、蘆庵の死後は小川萍流に学んだ。萍流は政子の歌集『萩亭集』の跋文を書き政子の死後に倉敷を訪れ碑銘を書いている⁽¹⁸⁾。

また、政子の紀行文『他飛廻珥記』⁽¹⁹⁾は文化四年（一八〇七）に上京した時の旅日記で、端木も同道し亡き師蘆庵の墓参をしたり萍流とその高弟たちと交流をしたりしている。なさぬ仲でも旅に同道するほど睦まじい母子であったようだ。井上家には端木と政子の合作の画があり、端木の書いた彩色画に政子が和歌を添えている。

こうした両親に育てられた端木は、当然ながら和歌の才を発揮した。端木が京都から倉敷に送った書状の多くは一一世惟寧宛だが、その一通に「歌は素堂様お好みの道だが、私はその跡を継げず悔しく思う。しかし、お前は才能もある。歌と◎（金銭）を延ばすことはおじいさまの跡継ぎになりなされ」（筆者意識。以下同様）とある⁽²⁰⁾。

端木は父の才能を継げなかつたと卑下するが、京では著名な歌人と交流し、御所や堂上家、青蓮院の歌会にも参加している。また、堂上家千種家には家臣として仕え、当主の和歌の相手などを務めていた⁽²¹⁾。当時の千種家当主は歌人として活躍した千種有功である⁽²²⁾。

さらに、端木は和歌の弟子も取っており、武士や商人・町人に指導していた。かつて倉敷代官陣屋の役人であった小林金之助も弟子の一人である。小林は倉敷代官大原信好の手附であったが、倉敷を離れた後も端木と交遊があり、端木の書状にしばしば登場する。小林は端木に謝金を渡して和歌の添削を受けていた。

全国に多くの弟子を従えた桂園派の祖・香川景樹とも交流があった。その景樹にも端木はひけをとっていない。青蓮院に参殿して御前で対等に詠じている。

和歌に関しておもしろいエピソードがある。文政七年（一八二四）、江戸からの帰路、箱根の関で端木はなぜか過書（通行手形）を持っておらず、関所の役人から咎められた。困って端木が黙っていると長官らしき役人が「あなたは千種家に仕えてどんな仕事をしているのか」と聞くので「朝夕御側近くに仕えて和歌のお相手などをしております」と答えると「ならばここに一首書いてみよ」と扇を差し出した。端木が「治まりととさ、ぬ御代というなればとく明け給へ箱根路の関」と書いて見せると、その場にいた人々が「我も我も」と扇を差し出したので、思いつくまま月花の歌などを書いたところ、喜ばれて役

人たちの言葉も和らぎ笑顔で関所を通してくれた。

この話は端木自身が書き留めているので事実なのであろう。役人相手に幕府を持ち上げる和歌をとっさに詠むあたりは、さすがに元陣屋元の村役人といべきか。

歌集に『鄙塵集』『塵塚』があり、井上家文書には大量の端木の和歌が残されている。

2 絵画

端木が画を習い始めたのはいつ頃かは分からない。しかし、文政四年頃上京した端木の名が文政五年の『平安人物志』に記載されているので、早くから画家として有名だったのかもしれない。

画の師匠は岸駒。岸駒は円山応挙亡き後の京都画壇で松村呉春と人気を二分する人気作家だった。端木の号は岸駒から与えられている。京では画が主な生業で、公家や武士、井上家や商人、寺院などの依頼で大量の絵を制作していることが多くの書状から分かる。

端木は特に鶴の画を得意とした。井上家では端木を「鶴のおじい様」と呼びならわしてきたという。画を描くために端木は鶴を飼っていたといい、天保六年（一八三五）に倉敷村妙見宮修繕の発起人総代を務めた際には、奉納



写真1 井上端木筆「鶴之図」
倉敷市所蔵林家資料 15-32

額の費用を鶴の絵を描いて勸化した。⁽³⁴⁾

端木は鶴の画の売り先を帳面に記しており、それを見ると旦那寺観龍寺や倉敷近隣村の庄屋、倉敷代官、小林金之助などのほか、関白様妹、東本願寺舎弟、高槻大名飛騨守などの名がある。⁽³⁵⁾ また、仙洞御所へも納められその事を和歌に詠んだ。⁽³⁶⁾

端木が仕えた千種有功の伯母（千種有政の娘）は幕府の上臈で、⁽³⁷⁾ 近衛忠熙の娘豊子が江戸の清水家徳川齊彊へ嫁ぐことになった際に京都へ下り、嫁入支度の準備を整えている。その準備のなかで、江戸への土産として京中の書画三〇〇枚を用意するよう千種家が依頼され、端木

も將軍家への土産品の一つとして二幅対の鶴の絵を描くよう仰せつかった。書画準備の手当は三〇〇両余であった。⁽³⁸⁾ 端木は書状で「月に一両あれば凌がれる」と言っている。御三卿当主の婚儀とはいえ、書画に三〇〇両とは豪気な話で、化政文化華やかなりし時代がしのばれる。

端木の書状は当時の京・大坂の世相を伝えてくれる貴重な史料でもあるが、とりわけ岸駒に関する情報は記述も多く、大変興味深い。ある日の書状には「先生（岸駒）は御所の御用でも彩色画は断られる。それでも『国元の親類の依頼なので何とか描いてもらえないか』と頼むと『それなら、本来彩色で描くべきところ、こういう理由で墨画で描いてもらった、と箱蓋の裏書に書くなら描いても良い』と引き受けて下さった。一幅二両三步（三幅対は七両）の決まりだが、私の取次なので三步か一兩位で描いて下さるだろう」とある。⁽⁴⁰⁾ 岸駒は画料が高い事でも有名だったが、端木もその事にはしばしば触れている。惟寧から岸駒の半切画の取次を頼まれた端木は「岸駒は最近では二、三步位の半切は断ることだったが、弟子の私が押して頼んだところ『新たには描かないが下地の書き置いたものを出してやろう』と一枚もらい受け

た」と告げている⁽⁴¹⁾。岸駒には先に画料を払わないと描いてもらえなかった⁽⁴²⁾。

また、端木と交遊があった、国学者にして金沢藩の能役者佐々木真足⁽⁴³⁾の語る岸駒評もおもしろい。加賀出身(越中説もある)の岸駒は文化六年、金沢城二の丸御殿の障壁画を描いていた。真足はその事を書状で「このところ京から岸雅樂介⁽⁴⁴⁾・今は越前介と称す、が来て城中張り付きで描いている。大層な行列で参上しているが、この人は当国の生まれなので、故郷に錦を飾るといふ意味合いなのであろう。昔当国で少女に絵を担がせ売り歩かせたほど貧しかった人が、今では京で相応に暮らしている。誠に人の貧富はわからぬものだ」と報じた⁽⁴⁵⁾。傲岸な性格と画料に対する貪婪さで世間の顰蹙をかっただという岸駒だが、真足の文章にも皮肉が感じられる。ただ、端木自身が岸駒を非難した言葉は見当たらない。

端木は大量の画を描いたが、意外にも現在端木の作品はあまり確認されていない。最も多く描いた鶴の絵ですら、現倉敷市域で確認できるものは四点である。しかし、『倉子城史談』の著者木山巖太郎は人物・山水花鳥の絵をみたと⁽⁴⁶⁾言っており、市域の旧家や寺院の蔵に眠る作品



写真2 書状に書かれた顔
井上家文書 2-29-B-2

が多数あるのではないかと推測される。

なお、端木の書状の中には、文字の代わりにイラスト的に自分の顔を描いているものが数点ある(写真2はその一つ)。

絵師の遊び心が感じられる楽しい史料である。

3 能楽

端木が学んだ能楽は金春流(惣右衛門流)で、ひと包のまとまった史料が残されている⁽⁴⁶⁾。金春惣右衛門流は能楽太鼓の流派で、金春禅竹の伯父三郎観阿を祖とする。明治維新前後の一九世に嗣子なく、芸統は門人の増見仙太郎に継がれ、その子林太郎が二一世惣右衛門を襲名し現宗家二四世に至る⁽⁴⁷⁾。

史料は金春惣右衛門国惟・惣右衛門国義・惣次郎国秀の署名のある書状一六通(うち二通は差出人名なし)と免状二通、その他能楽関連のものがある。書状は一五世国義のものが多く、年始挨拶状や免状の授与、扇子料の礼状等々のやり取りの中で、金春家の出来事や端木と宗家の

交流の様子が読み取れる。

他には端木に芸を伝授し、免許状の取次した賜目長兵衛、佐々木寿六（真足）の書状や「金春流笏舞伝書」「五段舞」「道成寺秘伝書」や「起請文之事」「誓約之事」などの秘伝書や入門申請書の雛形などがある。免許は享和二年（一八〇二）国惟の代と、文化一四年（一八一七）の国義のもので、端木が倉敷村にいた頃から能楽を学んでいたと分かる。文化一四年に道成寺の免許を受け、この年端木は岡山藩主池田斉政の能楽会に招かれて上演し、賞賜を受けた。岡山藩池田家では綱政に代表されるように能楽に傾倒する藩主が多かったが、金春国義の書状に「息子の惣次郎が備前公に年頭のあいさつに罷り出た」という一文があり、岡山藩にも関りがあつたようである。端木は乱舞（能の一節を謡い奏して舞うこと）だけでなく、謡、笛、太鼓の演奏まで嗜んでいた。御所能に出演したり、各地の舞台に立つたりするほか、近衛家・二條家に招かれたり、公家の稽古の相手を務めたりもしている。前述の「千種家の伯母様上京」では饗応の上演があるため、千種家・五辻家いっしの人たちを相手に舞の稽古をしている⁵⁰。

端木の日常を綴った書状がある。⁵¹「（人は私を）楽隠居と思っているだろうが、早朝から太鼓の稽古人が詰めかけ、晩には笛の稽古、歌の弟子もあり、一・六の日を休日にしてその日は終日絵を描いている。また、その隙間には所々へ招かれて遊びに行き、誠に寸暇なく、老体は疲労している」と記されており、太鼓や笛の指導もしていたことが分かる。自宅で稽古している所を見ると弟子は町人なのであろう。

天保八年（一八三七）、大坂の小林金之助を訪ねた際には、小林に大坂船手奉行本多大膳成孚の屋敷へ同道を命じられ、宴席で謡や和歌を披露している⁵²。武家に招かれて演奏することもしばしばあつたようだ。

なお、史料の所々に鳳軒ほうけんという単語が見られる。鳳軒とは手作りの笛のこと。『鄙塵集』の序文で端木は「笛の演奏をする」と都人も難波人も『これは世に二つとなき調べ』と神妙な面持ちをするのでこの上なく楽しい。だから他の芸で人に劣るより、笛だけで老いを養う一柱にし、何やかやと惑うまい」と言っており、笛の演奏にはかなりの自信があつたようだ。現在、井上家には端木のものと思われる二管の笛が、錦の袋とともに伝えられて

いる。

4 蹴鞠

蹴鞠は公家の間で行われていた遊戯のイメージがあるが、一七世紀になり公家や大名たちの占有状態から富裕な町人層にまで拡大し「外郎鞠」として大衆スポーツ化が進んだとされる⁽⁵³⁾。そして、組織的には茶花などの典型的な芸能と同じような家元制度が存在していた⁽⁵⁴⁾。つまり端木のような地方の商人でも、蹴鞠を学ぶことは可能であった。

蹴鞠関連の史料はごくわずかである。惟寧苑の書状に「千種様鞠初めの相手に出るように仰せつけられた。殿はじめ他のお公家衆は皆お下手なので、それほど恥ずかしい事もない」とあるので、⁽⁵⁵⁾時には公家衆の相手をしていただろうが、この言葉からすると端木も多少嗜む程度だったのかもしれない。

このほか「鞠道心得要用七ヶ條」という史料(冊子)⁽⁵⁶⁾がある。七箇条の蹴鞠の心得が記されていて、中に鞠懸の図面や装束色目の階梯の書付、鞠挟の図などが挟みこまれ、末尾に「文化十二亥年五月岡山天野委然書を写置也」とある。天野委然は通称茶屋弥三右衛門。百花の号

で俳句を詠んでいるが蹴鞠も嗜んだのであろうか。端木との関りはこれまでのところ不明である。

三 法橋叙任をめぐる

ここまで見てきたように、端木の京での活躍はまさに八面六臂といえよう。諸芸に通じた端木は公家や武家から頻繁に招かれた。書状にしばしば登場する青蓮院は京都市東山区粟田口にある天台宗の寺院で、法親王・入道親王が住持となる宮門跡の一つであり、多くの天台座主を輩出した。端木が対面した青蓮院宮(粟田宮)⁽⁵⁸⁾は、第二二三世天台座主となった尊宝法親王⁽⁵⁸⁾である。

端木は青蓮院への参殿を非常に名譽に感じたであろう。門跡に対面した時の様子を具に伝えている。「囃子を三番奏した後、奥の居間の様な部屋に通され、(宮様から)常服で隔意なく話しかけられた。芸事を賞美され、大和錦菊の織紋の紙入を手づから渡され拝領した。これは正月の年玉に禁裏から到来した品である。そして『これからは度々参殿して歌の話をしてほしい。鶴の席画も見たい。乱筆(散らし書き)の相手も頼む』と仰せつけられた⁽⁵⁹⁾」。

官崎屋がどんなに富裕であっても端木の身分は倉敷村の商人であり、京では一介の絵師（町人）でしかない。だが、その一町人が青蓮院門跡の居間へ招かれ、手づから褒賞品を下賜された。

江戸時代、門跡寺院に一般の人々が立ち入ることはできなかつたが、実際には門跡の家来らの取次で様々な身分の者が立ち入っていた。それは武士や医師、端木のような絵師、芸能者などで、中には京大坂の商人もおり、青蓮院名目を預り貸し付けを引き受ける人々もあつた。門跡寺院に出入りする人々は、そこに立ち入ることので社会的経済的利権を手にし、門跡は収入を得ることができたのである。青蓮院の坊官たちも端木の太鼓の弟子であり、青蓮院に上がるようになった契機もそのあたりにあるのかもしれない。

文政一〇年（一八二七）、端木は青蓮院宮から法橋に叙せられた。補任状を受けた日の様子を次の様に惟寧に伝えている。「八月朔日に参殿し料理を頂戴。その席で坊官隠岐大輔から補任の朱印状を頂戴した。これは俗官に当てはめると上六位との事である。法橋と画や懷紙に認めても良いし、帯刀や白無垢・熨斗目も許される。至つ

て聊かの冥加金で済んだのは天の賜物である。法橋衣に二両程かかったが、死ぬまでこの姿で暮らそうと思う。墓にも『法橋端木之墓』と認めるのが良いだろう。大きさは永守様（八世安兵衛）位のがよい。いずれも家に勤功がない身分だから。粗末な石細工で安く作るよう取り計らつてほしい」。

岸駒と違い、書状から読み取れる端木の性格に我の強さや出世欲は感じられないが、それでも法橋叙任は大変名誉なことであり、嬉しかったであろう。叙任に当り詠んだ和歌二首も遺っている。

身におはぬものなりながら嬉しさも

かさねてそ着る天乃羽衣

いかにせむ御法の橋はえたれとも

わたりて行む道しらぬ身そ

「聊かの冥加金」がいくらかは記されていないが、こうした僧位叙任の冥加金も門跡の収入になった。端木は前記書状に「法橋」と署名しているが、法橋と記された書状はそう多くない。なぜなら、叙任後間もなく法橋を名乗ることはできなくなつたからだ。

法橋位を失つた経緯が分かる史料がなく、詳細は分か

らない。ただ、叙任の翌年のものと思われる書状に「法橋一件お叱りが済んで倉敷村を出立」とあり、端木は倉敷代官所から勝手な行動を咎められて呼び出しを受けたようである。『倉子城史談』には「倉敷代官所はその待遇に困惑したらしい」とあるが、前例のない事なので取扱いに困ったのだろう。

門跡による僧位の叙任は永宣旨によって権大僧都・法印まで勅許を得ず補任する権限を有していたが、実際にはそう簡単にはいかないものであったらしい。端木叙任の史料は、前述の朱印状を受けたことを伝える書状しかないので断定はできないが、申請や報告などの手続きを踏んだ様子は確認できない。

代官所のお叱り後上京した端木は青蓮院へ出向き、隠岐大夫、伊丹、大賀ら家臣に「断り」を入れた。しかし、折悪しく青蓮院宮の母君が逝去し、取り込み中だったので相談は延引となった。そこで端木はかねて懇意の小林金之助を頼った。この件に関する小林の書状があり、それによっておおよその流れが分かる。

小林は評定所留役御勘定青山九八郎と懇意な知人に頼んで問い合わせてもらった。青山の回答は「文政一〇年

に（倉敷）代官から伺書が提出されたので種々内評したが、この件は容易に済む事ではない。なぜなら堂上様方が免許したい事はすべて、その趣を禁裏付役人に申し立てて取り計らわなければならず、それをせずには免許することは許されないからだ。先年、別件で医師身分の者を同様に免許してしまった例は極めて悪例で、評定所一座の衆から禁裏付へ懸け合い、御改革になるかもしれないという事があった。だからこの問題を解決するのはとても困難で、仮に解決できるとしても、すぐの事にはならないであろう」というものであった。

そこで小林の知人は「頼み方次第でなんとかならないか」と手厚く相談したが「内評が済む前に伺書が提出されていればどうにか取り計らえたが、最早内実は前述の通り決まっているので、今となってはどうにもならないであろう」との言葉であった。

青山の話から、門跡に補任の権限があっても禁裏付役人や国元の代官への申し立てが必要だったことがわかる。「江戸時代の門跡の権威はその根幹を幕府の存在に依拠する無力なものであったが、門跡の権威・威光にすがらんと出入りする人々が各地に存在することにより、

実態有る権威としての門跡を社会に出現させることとなった」とされるが、⁽⁷⁰⁾ 端木の事例をみれば「禁裏付への申し立てを経ずして免許」はありえず、下手をすると「御改革」になるかもしれぬという評定には、その権威をなお抑えようとする幕府の意向が窺われるのである。

青蓮院の家臣への相談が延引した際端木は「たとえ今相談できたとしても、御支配代わりの上でなければ、また邪魔が入るだろうから急がない」と言っている。新しい代官が赴任しなければ話は進まないと判断したのだ。青山の話によると、文政一〇年に倉敷代官から伺書が出されているが、実はこの時の代官大草太郎右馬政郷⁽⁷¹⁾は文政九年五月に死去しており、その死は同一一年七月まで伏せられていた。ただし、村人たちは代官の死を知っており、端木も倉敷からの書状で情報を得ていた。⁽⁷²⁾ 死去した代官の代わりに伺書を提出したのは、政郷の嫡子で代官見習の大草太郎左衛門政修であろうか。いずれにしても代官の死を秘しているまえ、代官所にとっては前例のない叙任で「御改革」になるような問題を起こされてはたまらない。そうでなくても当時倉敷村は新緑古緑騒動で騒擾しているのである。

一方、この世に存在しない代官の伺書によって法橋位を失う事になった端木にとっては納得のいかない話で、新代官が着任したら各方面に働きかけて法橋位を取り戻そうと考えたのであろう。大草代官死去のしらせを聞いて「おいたわしい」と漏らした直後、真実を知った端木は「御代官様の儀も大ウソの由。さてさて世の中の事は頼まれぬ⁽⁷³⁾」と言っている。推測の域をでないが、「大ウソ」とは病死と聞かされていた大草の死因が実は自死だったことをさしているのではないだろうか。そのような役所など信用できないから、代官の交代を待つしかなかったのであろう。

だが、結局のところ復位はならなかった。後年の書状に「私も国を発つ時はぜひ法橋の位を取返し、家格をもと思つたが、たとえそれが叶ったところで百姓の身上を誰が知ろうか。いらぬ付け焼刃をして若輩者と笑われるに決まっている」と諦め、⁽⁷⁴⁾ 法橋と署名した書状も見られなくなる。また、井上家墓所にある墓石の文字は、端木が望んだ「法橋端木」ではなく「慶雲處士端木」である。これは並書された妻鼎子の「淡月素影鼎子」の戒名とともに端木生前の自書である。

四 端木関係史料に見る世相と出来事

端木の生きた時代の化政文化の大きな特徴は「文化の大衆化・広域化」であるとされる。一八世紀に主としてインテリ武士や上層町民の交遊の中で営まれていた文化創造活動は、一九世紀に入ると文化の享受者のみならず創造者も庶民層一般にまで広まってくる。さらには中央、地方の都市の格差がなくなつて、在郷町・農村にまで多彩な文化が発達し、地方と中央の文化交流が顕著になる。そうした変化を助長したのは諸芸の家元制度や、出版文化の発達などメディアの多様化、巡礼や物見遊山といった行動文化の拡大などによるところが大きい。⁽⁷⁵⁾

『鄙塵集』の序文冒頭で端木は「四海太平の世にあつて、上は雲上人から鄙の果てまでも、和歌、漢詩、絲竹（和楽器の総称）の調べ、今様など、個々人の才能に任せ楽しんでることがうらやましく、幼い頃から様々な芸を学んだ」と述べている。この言葉はまさしく化政文化を表したものであり、端木の遺した多くの史料からは化政文化爛熟期の息吹が感じられる。端木自身が地方の村の商人でありながら、多くの芸を学び、やがては自ら

指導をする。その弟子は門跡・公家であり、武士であり町人である。そこに身分の上下はない。男性だけでなく女性の弟子もいた。端木の和歌の弟子に京都中立売の諏訪という夫婦がいた。夫婦は毎月六の日に主人の「手かけ」と三人で和歌を習いに端木の家を訪れた。「手かけは元祇園の芸子だが三人のうち一番才がある」と端木は妻鼎子に手紙で告げている。⁽⁷⁶⁾

端木の書状からは行動文化の隆盛も読み取れ、近世のの娯楽が次々と登場する。江戸の浅草詣で、天龍寺・住吉詣でや相撲・歌舞伎見物といった端木自身の遊山だけでなく、倉敷村の者が上京し嵯峨へ行ったり、花見に出かけたりしている。⁽⁷⁷⁾

文化のみならず、書状に記された世相や様々な出来事は、当時の社会を知る上での貴重な情報源である。いくつかの例をあげるなら、文政一三年（一八三〇）の京都大地震と洪水⁽⁷⁸⁾、天保の飢饉・疫病の流行⁽⁷⁹⁾。天保八年（一八三七）の大塩平八郎の乱⁽⁸⁰⁾、天保一〇年の豊熟都大踊⁽⁸¹⁾。これらは端木自身が見聞きし、その感想を綴る貴重な史料と言えるだろう。

また、折々に書き綴られた新緑古祿騒動に関する記述

も見逃せない。騒動についての記述は断片的で、意図的にか具体的な固有名詞が省略されていることもあるため判断が難しいが、興味深い記述がいくつもある。

多くの古禄が騒動を機に衰退していくなか、井上家が衰退しなかった理由として、歴代当主が村政や蓄財に對して恬淡・消極的だったので、村人たちの恨みをかわなつた、という話がある⁽⁸²⁾。新禄とも波風立てずに付き合ってきたのであろう。しかし、植田家・大橋家など、ごく一部の新禄とはそうだとしても、その他の敵對する新禄たちに對する端木の憤怒の言葉は激しい。「倉敷にいれば日々地獄を見ることになるから、むしろくしゃするだけ⁽⁸⁴⁾」で京都は極楽だという。文政一三年の大地震の直後、惟寧は端木に帰国を促したようだが、それに對して端木は「国元が嫌で上京したのに、その国へ帰れというのか」と不快感を示し、さらには「早く落命して国の悪人めらの面を見ぬように、と朝暮神仏に祈っている」とさえ言っている⁽⁸⁵⁾が、具体的な「国の悪人」の名は記されていない。一方で水沢家・岡家・藤井家などの古禄とは懇意だが「とかく先達の者は上下の請けが宜しくない。これに一味するは是非もなし」「長追いせず引き時を見極めよ」と惟

寧に促している⁽⁸⁶⁾。「上下の請けが良くない先達」はどの家であろうか。九〇年にも及んだ倉敷村独特の村方騒動には、なお複雑な背景がひそんでいると思われるが、これについてはさらに調査を進めていきたい。

五 端木の人となり

端木は自身の性格を「短気で癩癩持ち」と言っている⁽⁸⁷⁾。かつとなりやすい質だったようだが、反面小心でもある。「自分は生まれつき気が小さいので、何かと気がかりな事が多く、同職との付き合いも当り障りがあり、肝に障ることが数知れない⁽⁸⁸⁾」と、小心で周囲に気を遣い過ぎて気疲れするとこぼしている。さらに続けて、数ある舞台を踏む中には「不出来なるもの」もあり、それが「甚だ心地不快」と、不出来な芸を披露する位ならやめたいというプライドと完璧主義をのぞかせる。このような芸術家らしく繊細な神経の端木にとって法橋の一件は相当に辛い出来事で「近來の大胆配で氣鬱病の治療に京薬を服用⁽⁸⁹⁾」した。

こんな性格のゆえ、商売などには不向きで金の話などしたくないと思っている。かつての上納金の下げ渡しを

願って文政七年（一八二四）に出府した際も「かような世事はかねて大嫌い。乞食になっても安心に暮らしたい」と漏らした⁹⁰。倉敷村の豪商の言葉とも思えないが、地獄のような倉敷からのがれ、華やかな都で好きな芸事に生きる端木は京の極楽を楽しんだ。

しかし、その極楽でも天災や飢饉、疫病の流行は避けられない。文政一三年七月の大地震では多くの死傷者を出し、地震後の大雨による土砂災害で清水寺の回廊は町中まで押し流された⁹¹。幸い端木の居宅が被害に遭うことはなかったが、うち続く余震に不安をおぼえている。天保の飢饉では京中の乞食様の者が三五〇〇人ほども亡くなり、南無地藏（東山の無縁墓地）に捨てられて近隣の寺が弔ったのに目を驚かされ「目もあてられぬ下獄の有り様」とつぶやく⁹²。飢饉の影響で端木も経済的に苦しい時期があり、晩年は齢なりに病にもかかった。

還暦を過ぎると書状に「死にたい」の文字が見られるようになる。地震に遭った際にも「例の生き上手でまた命を拾ってしまった」などと綴っている⁹³。端木の記す「死にたい」は、歌詠み法師の厭世観・無常観からくる常套句かもしれないが、真実の死を目前にした端木は、あんなにも嫌ったはずの帰国を望んだ。

天保一一年六月末から体調不良となった端木は盆前から重症となったため、惟寧は供をつれて上京した。少々回復した頃端木が帰国を望んだが、大病中なので惟寧が医師に相談すると「強いて止めればお気障りだろう」と言われ、不本意ながら船で倉敷へ向かうことにした。舟で川を下り伏見で乗り換えたが、枚方を二里ほど下ったあたりで急変。薬が効かず次第に悪化し、暮れ過ぎに玉水町（現大阪市西区）の天満屋喜右衛門宅へ移り、医師楢林栄作が治療をしたが、効なく夜四つ時に命終を迎えた。惟寧は「船にお乗せたのが悪かったのではないか」と悔やんだ⁹⁴。

端木の辞世の句がある⁹⁵。

年頃の思を遂る時至りて
秋風にさそはれ出て西へゆく

清き心をいつにくらへん

出家後の端木は千種家を辞し、能楽の世界からも離れようとしていた。法橋の位は取り戻せなかったが、もはやそれすらも不要なものになっていた。好きな芸事に生きぬき、思い残すことなく現世を去る端木の心は、故郷

へと誘う秋風のように清く澄んでいたのであろう。

おわりに

井上家文書によって、これまで語られてきた以上に端木が諸芸に通じ、また、その活躍の幅の広がったことが確認された。端木のこうした万能な働きを可能にしたのは、当時の社会と天賦の才、そして富裕な宮崎屋の財力があったからこそのものであろう。

岸駒と人気を二分した松村呉春は京の裕福な商家の生まれで、絵画のみならず俳諧、書、篆刻、横笛、蹴鞠にも堪能であったという。端木とよく似ているが、京に生まれた呉春の方がより諸芸を学びやすい環境にあったと言える。地方に生まれ、その生涯で多彩な才能を開花した井上端木はやはり、当地きつての優れた文化人と言えるだろう。

註

- (1) 井上家については本誌二頁山本氏論稿を参照されたい。
- (2) 倉敷村における村方騒動。江戸時代のはじめから倉敷村の運営を担ってきた旧家(古縁)と新しく力をもってきた新興商人(新縁)の約九〇年にわたる争い。
- (3) 岸駒(一七五六〜一八三九)加賀国金沢生まれの画家。岸派

を形成して多くの門人を育てる。円山応挙亡き後の京都画壇で松村呉春と人気を二分したが自己顕示欲の強さは人々の矚目をかい画料の高い事でも有名だった。有栖川家・宮廷にも仕え越前守に上る(『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社一九九四)。

- (4) 弄翰子編輯『平安人物志(国際日本文化研究センター所蔵本 <https://www.iapjs.nichibun.ac.jp>)。明和五年版から慶応三年版までの九版があり、うち五か所(文政五・一三年・天保九年版)に端木の記載がある。

- (5) 僧位の第三で法印・法眼に次ぐ。中世・近世僧侶に準じて仏師・絵師・連歌師・医師などに与えられた称号(『大辞林』三省堂一九九五)。

- (6) 木山巖太郎『倉子城史談』一四七〜一五〇頁 一九一八復刻。

- 『倉敷市史』第四冊七八〇〜七八四頁・第六冊二七一頁 名著出版 一九七三・第十冊三三一頁 一九七四。『新修倉敷市史』4近世(下)五八一〜五八三頁 倉敷市 二〇〇三。

- (7) 『倉敷市史』第六冊二七一頁。端木や井上家の人々の事跡は特に典拠をあげないかぎり同書の「宮崎屋系譜考」華屋系譜による。

- (8) 『善左衛門・三郎右衛門宛広輔書状』2・19・B・8ほか。

- (9) 『井上家回忌供養音物扣』7・21・4。

- (10) 讃岐金刀比羅山麓の菅政甫長女。初名りへ、後くが。雅名政子。歌・書の才は夫に勝っていたという(『新修倉敷市史』4近世(下)五八二頁)。

- (11) 『鄙塵集』序文『倉敷市史』第四冊七八〇頁。

- (12) 『和歌詠草』2・22・A・9。

- (13) 『田川・高梨宛広輔書状』23・19・1・10。

- (14) 香川景平（一七二二～一七八九）江戸中期の歌人。香川景新の子。号は梅竹堂・梅月堂（『思文閣美術人名辞典』<https://www.shibunkaku.co.jp>）。
- (15) 小沢蘆庵（一七二三～一八〇二）江戸中期の歌人。「ただこの歌」を提唱し、平易な詞でありのままに詠むことを実践した。平安和歌四天王の一人に数えられ多くの門人を抱えた。女性門人も多く本居宣長・伴藁蹊・上田秋成らと交遊があった（『朝日日本歴史人物事典』）。
- (16) 小川洋流（一七五六～一八二〇）江戸中・後期の歌人。小沢蘆庵に学び同門四天王の一人に数えられる。（『日本人名大辞典』平凡社 一九七九）。
- (17) 『井上五藏宛香川木工書状』2・19・A・1ほか2・19・A・2・14、2・19・B・11・2・14、9・19・B・15・16・20など。
- (18) 『新修倉敷市史』4近世（下）五八一～五八三頁。
- (19) 『他飛迺珥記』23・22・6。『新修倉敷市史』10 八九九～九二五頁に翻刻掲載。
- (20) 『善左衛門・三郎右衛門宛端木書状』2・19・B・2。
- (21) 『源端木和歌書付』2・19・B・6ほか。
- (22) 千種有功（一七九七～一八五四）江戸末期の歌人。香川景樹らと交わり堂上派を脱した歌風を示した（『大辞林』三省堂 二〇一九）。
- (23) 倉敷代官大原四郎右衛門信好の手附。諱は景賢。『小役人帳』冊十五（内閣文庫デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp>）に「高二〇 俵式人扶持。御代官大原大藏手附御留守居同心持格」とある。
- (24) 大原四郎右衛門信好。文化六年、文政元年の間倉敷代官を務

- める（『倉敷市史』第四冊八頁）。文政七年に出府した際端木は大原の屋敷を訪ねている（『おふたり様宛はし木書状』23・19・1・6）。
- (25) 『三人宛慶雲書状』2・22・A・1ほか多数の書状に小林の名が見られる。
- (26) 香川景樹（一七六八～一八四三）江戸後期の歌人。号は桂園。京都の梅月堂香川景柄の養子となるが離縁。後小沢蘆庵に私淑し「しらべの説」を提唱。独自の桂園歌風を創始し多くの門人を抱えた（『日本史広辞典』山川出版社 一九九七）。
- (27) 『香川景樹かりとふらひの御詠』2・19・A・88。（青蓮院宮歌会山家人稀他御詠）2・19・A・91。
- (28) 「とざさぬ御代」は何も心配不安のない天下泰平の世のこと。（『日本国語大辞典』小学館 一九七五）。
- (29) 註（21）に同。
- (30) 二つの歌集は井上家文書には含まれていない。『鄙塵集』は『倉敷市史』第四冊に掲載されているものと倉敷中央図書館所蔵玄石文庫に写本がある。『塵塚』は一部が『倉敷市史』第四冊七八三～七八四頁に掲載されている。
- (31) 松村呉春（一七五二～一八一二）江戸中・後期の画家。四条派の祖。南画の抒情性と応挙の写実性を融合した独自の画風を確立した（『日本史広辞典』山川出版社 一九九七）。
- (32) 『宛名差出人未詳書状』2・19・B・8。
- (33) 『財文化財建造物保存技術協会編』井上家住宅調査報告書』二二頁 倉敷市教育委員会 一九九八。
- (34) 註（6）『倉子城史談』に同。
- (35) 『画鶴行方乃扣』5・22・A・4。
- (36) 『鄙塵集』『倉敷市史』第四冊七八二頁。

- (37) 『千種家譜』(写) 東京大学史料編纂所蔵データベース
<http://lib.www.u-tokyo.ac.jp>。
- (38) 近衛忠熙の養女観如院・豊子(一八二二～一八五三)。実父は内大臣広幡基豊。天保九年京より江戸へ下り翌年徳川齊彊(清水徳川家五代、紀伊和歌山藩一二代藩主)の正室となる。『南紀徳川史』第二冊 六八～六八三頁 一九三〇、『日本史総覧』v 一七・二〇頁 新人物往来社 一九八八。
- (39) 『井上三郎右衛門・おもと宛慶雲書状』2・19・B・9。
- (40) 『宛名差出人不詳書状』2・19・B・2。
- (41) 『善左衛門・三郎右衛門宛端木書状』9・19・B・14。
- (42) 『井上三郎右衛門宛東七郎書状』2・19・B・1。
- (43) 佐々木真足(一七六一～一八三八) 江戸時代中・後期の国学者。本居宣長に入門。のち小沢蘆庵・香川景樹に学ぶ。金沢藩の能楽者と言われる。通称寿六。号は青峯、隻岳。『日本人名大辞典』講談社 二〇〇一。
- (44) 『慶雲宛隻岳書状』2・19・A・42。
- (45) 註(6)に同。
- (46) 『金春流書類』2・22・B・1。
- (47) 『国史大辞典』第六卷 吉川弘文館 一九八五。
- (48) 直原正一『岡山和歌俳諧人名辞典』九二頁 思文閣出版 一九九二。
- (49) 『井上三郎右衛門宛金春惣右衛門書状』2・22・B・1。
- (50) 註(39)に同。
- (51) 『井上三郎右衛門・お琴宛広人書状』9・19・B・11。
- (52) 『三郎右衛門宛書状』2・19・B・6。
- (53) 平成二八～三〇年度科学研究費補助金研究成果報告書『近世蹴鞠の大衆化の構造』五頁 研究代表者大久保英哲
- (54) 二〇一九。
 同前三一頁。
- (55) 『三郎右衛門宛広人書状』2・19・B・8。
- (56) 『鞠道心得要用七ヶ條』9・21・2。
- (57) 註(48) 一八六頁。
- (58) 尊宝法親王(一八〇四～一八三三) 伏見宮貞敬親王次男。第二三世天台座主。『華頂要略』門主伝第三十『大日本仏教全書』第一三〇 仏書刊行会 一九一三。
- (59) 『善左衛門・三郎右衛門宛端木書状』9・19・B・14。
- (60) 端木は京都で暮らしても倉敷村の宗門人別帳に記載がある。『文化五年辰二月始メ 宗門請状年々扣 宮崎屋』9・6・2。
- (61) 田中潤『門跡に出入りの人びと』一〇八頁 高楚利彦編『朝廷をとりまく人びと 身分的周縁と近世社会』(吉川弘文館 二〇〇七)。
- (62) 三浦俊明『宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心として―』(下)『人文論究』三五卷二号 一九八五。
- (63) 『御両所宛小原法橋書状』2・19・B・2。
- (64) 『和歌書付』9・22・A・18。
- (65) 『御三人宛慶雲書状』2・19・A・20。
- (66) 註(6)『倉子城史談』に同。
- (67) 高楚利彦『近世日本の国家権力と宗教』一六六頁 東京大学出版会 一九八九。
- (68) 隠岐大夫隆俊(法眼)、伊丹播磨守源重任(従五位下諸大夫)、大賀出羽介平宗信(従六位下)(註(58)『華頂要略』)。
- (69) 『端木宗匠宛小林金之助書状』9・19・B・2。

(70) 註(61)一三三頁。

(71) 大草太郎右馬政郷。公式には文政元年(文政一年)の倉敷代官で文政一年七月二九日に喪が発表されたが、長連寺の過去帳には戒名と「文政九年五月十日」の日付があり、口碑に新緑古祿騒動の引責により自決したという(『倉敷市史』第四冊 一五六頁 名著出版 一九七三)。

(72) (宛名差出人なし書状) 9・19・B・2。

(73) 同前。

(74) (三郎右衛門宛書状) 2・19・B・6。

(75) 竹内誠「庶民文化のなかの江戸」七〇五四頁 竹内誠編『日本の近世』14文化の大衆化 中央公論社 一九九三。

(76) (おかの宛老翁書状) 2・19・A・30。

(77) (三郎右衛門宛慶雲書状) 2・19・A・46・(御ふたり宛はし本書状) 23・19・1・③ほか。

(78) (井上雅丈宛小原翁書状) 2・19・A・61ほか。

(79) (三郎右衛門宛慶雲書状) 2・19・B・6・(書状) 2・19・B・1・(老のくりごと) 2・19・B・6。

(80) (三郎右衛門宛書状) 2・19・B・6。

(81) (和歌書付) 2・22・A・1。

(82) 註(33)一二頁。

(83) 出府の上り下りの際植田は端木の絵を買ったり宿で馳走したりしている(三郎右衛門宛慶雲書状) 9・19・B・7。また大橋家からは上質の紙を送られたり(同前史料)、茶屋遊びを振舞われたりしている(善左衛門・おかの宛慶雲書状) 2・19・A・16。

(84) (善左衛門・おかの宛慶雲書状) 2・19・A・66。

(85) (宛名差出人なし書状) 2・19・A・84。

(86) 註(84)に同。

(87) 註(13)に同。

(88) (宛名差出人なし書状) 2・19・B・2。

(89) 註(65)に同。

(90) (三郎右衛門宛広輔書状) 23・19・1・③。

(91) (井上雅丈宛小原翁書状) 22・19・A・61。

(92) (書状) 2・19・B・1。

(93) (三郎右衛門・おかの宛慶雲書状) 2・19・A・89。

(94) 「上京留守中日記」7・21・15。

(95) 『倉敷市史』第四冊 七八一頁。

※文書はいずれも倉敷市所蔵井上家文書。

〔付記〕 執筆にあたり楠戸一彦氏より蹴鞠の研究報告書「近世蹴鞠の大衆化の構造」をご提示頂いた。記して感謝申し上げます。
(おおしま ちづる 倉敷市総務課歴史資料整備室)

（重文） 井上家住宅の保存修理工事完了によせて

—文化財建造物の修理と史料等の調査について—

小嶋 はるか

一 はじめに

重要文化財井上家住宅は、令和四年（二〇三二）九月、約十年間にわたる保存修理工事を完了した。同年十二月、修理工事報告書の刊行をもって事業が完了し、翌令和五年三月十九日には、完成記念式典の後、一般公開が開始されている。私は工事完了までの十年間、現場に駐在し、工事の設計監理を担当した。ここでは、今回の修理工事を振り返りながら、文化財建造物の修理を紹介するとともに、修理の際に行われる様々な調査の中でも、建造物そのものの調査以外のものについて着目し、その一端を紹介したい。

二 文化財建造物の修理について

まず、一般的な重要文化財建造物の修理について簡単に述べる。文化財建造物は、傷みの度合いに応じて、こんぽん根本修理とよばれる解体・半解体修理の他、屋根葺替、塗装、部分修理などが定期的に行われるが、補助金により国指定文化財の修理を行う場合、予め文化庁が認めた文化財建造物修理の主任技術者が設計監理にあたるよう、文化財保存事業費関係補助金交付要綱で定められている。その理由は、文化財建造物の修理が、一般の建造物修理とは異なる高度な専門知識や経験・技術を要するためである。文化財の場合は、その修理によって建造物の文化財としての価値を維持し、またさらに高めていく必要がある。そのために、様々な業務を横断的に行うのが主任技術者である。その内容は、補助金交付申請書や工事発注図書の作成、修理に伴う建造物解体時の技法調



写真1 修理完了後の（重文）井上家住宅

査、破損状態の把握や原因究明、その破損原因に対処すべき修理計画の立案、現状変更

（後述）の検討や資料作成、ひいては伝統技法による施工の監理、工事中の記録と完了時の修理工事報告書の刊行など多岐にわたる。当然のことながら、これらを実施する

にあたり現場内や事業関係者間の調整なども行う必要がある。主任技術者は全国に百数十人ほど存在するが、公益財団法人文化財建造物保存技術協会（文建協）は最も多くの主任技術者が所属し、私もその一人である。

今回の井上家住宅の修理は、前述の「根本修理」となるため、主任技術者が現場に駐在することが求められる。平成二十四年（二〇二二）十二月、国・県・市による補助事業が着手となり、同時に私は、「重要文化財井上家

住宅主屋ほか四棟設計監理事務所」の所長として、倉敷の地に赴いた。

三 井上家住宅の保存修理工事に至る経緯

時を少し巻き戻す。井上家住宅は既に昭和中期頃から、倉敷の伝統的建造物群保存地区（伝建地区）とその周辺地域において最古の住宅と推定され、注目されていた。第十四代当主・井上榮夫氏や、第十五代・昌氏まさしが大切に保管し、現当主である第十六代・典彦氏のぶひこに引き継がれている、新聞記事や会議記録等の様々な資料により、昭和後期から平成初めにかけて、何度か重要文化財指定の機運が高まっていた様子を垣間見ることができるとは。しかし、規模の大きな古い住宅を個人で維持していく苦労は並大抵ではなく、井上家の中で、重文指定に関して相当に慎重な検討が行われていたようである。この間、伝建地区内の建物としての補助金等も併用しながら、壁や屋根など、外部を中心とした修理を繰り返してきたが、雨漏りや地盤からの湿気、また虫害による傷みが著しく進行し、修理が追いつかない状況となっていた。

平成九〇十年（一九九七、九八）、倉敷市の委託で文建

協による調査が実施され、調査報告書がまとめられた。それを受け、平成十四年五月、井上家住宅は、主屋、三階蔵、井戸蔵の三棟と、附として土塀二棟、家相図、そして宅地（敷地内の灯籠、石組及び井戸を含む）が重要文化財指定を受けた。そしてその直後から翌年（平成十五年）にかけ、外部の道路に面した部分を中心に、倉敷市補助事業により応急修理が実施された。

主屋東側に接続する「隠居所」については、既に倒壊しており文化財指定範囲から除外されたため、この時撤去された。

その後、今回の本格的な修理を待つ十年の間にも傷みは進行し、倒壊して応急修理を行った部分もあった。私に着任した時には、雨漏りのため主屋二階には大きなたらいが各所に置かれており、ひと雨毎に傷みが進むよううで、一日も早く工事に着手しなければならぬという気持ちでいっぱいになった。

四 井上家住宅保存修理工事の経過

着任後、様々な準備を経て、平成二十五年（二〇一三）一月に入札が行われ、施工業者が決定した。主屋、井戸

蔵、土塀二棟が解体修理、三階蔵のみ半解体修理とし（図1）、工期は約五年の計画であったが、町なかの現場で、これだけ規模の大きな町屋の解体修理はそれまで殆ど例がなく、解体した建物の部材を置く資材置き場の確保にも難儀し、実際に建物の解体に着手できたのは、年度末が押し迫った同年三月であった。

工事ではまず、主屋東方土塀を解体して現場搬入口を確保するとともに、主屋西方折曲り土塀を解体して仮囲いを建てた。その後、主屋の後世増築部分（西面湯殿及び便所、奥の間等、つり屋）と、共に文化財未指定の北面湯殿及び便所（主屋に接続）、納屋を解体した。通常であれば、工事に着手するとまず素屋根を建ててのだが、井上家住宅の場合は敷地内に建物が建て込んでいるため、主屋の素屋根を建てるにあたり、一部の建物を解体する必要があるためである。後述のように、文化財修理は解体に並行して建物の綿密な調査が必要で、また元の部材を極力再用（再利用）して復旧する前提である（納屋などの未指定建造物も同様）。そのため部材は一点一点、釘一本に至るまで丁寧を外していく必要がある、素屋根を建てずシート養生のみで行う解体作業は、天候にも左右されるうえ

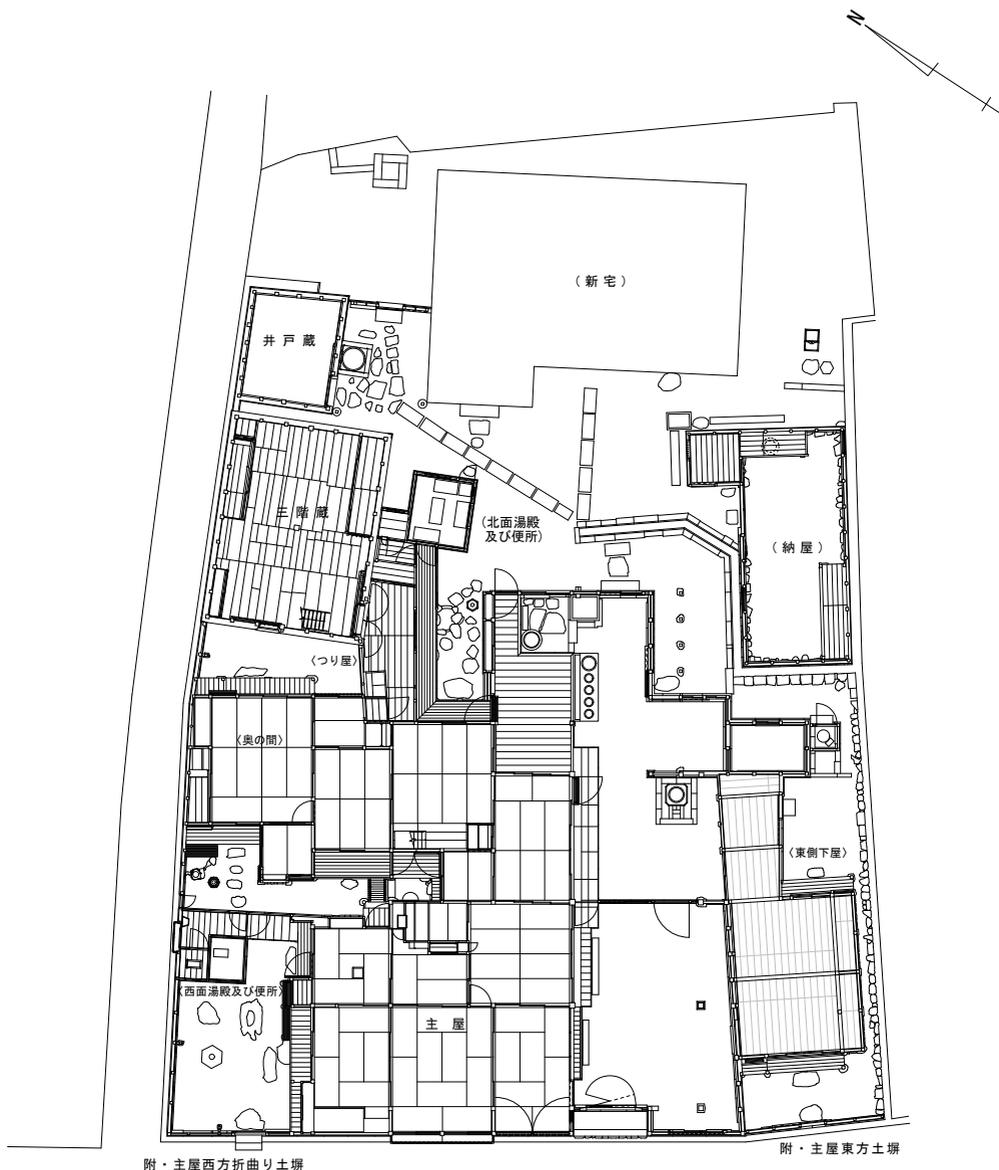
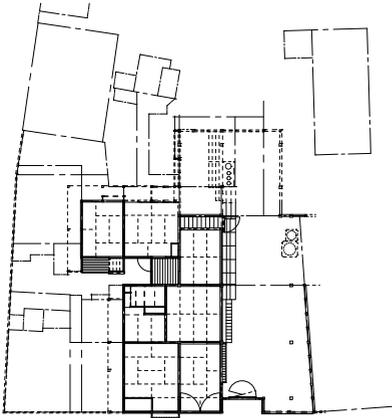
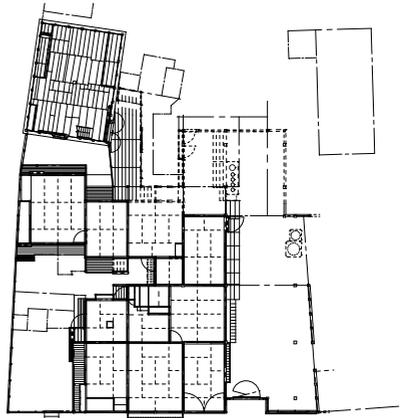


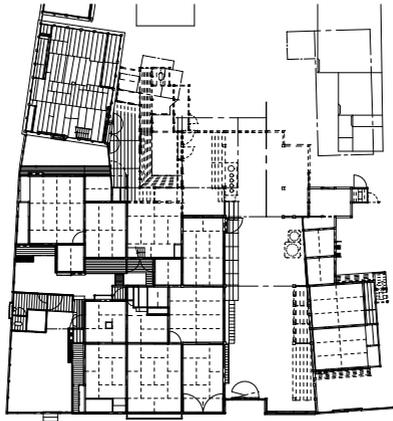
図1 (重文) 井上家住宅配置図 (竣工)



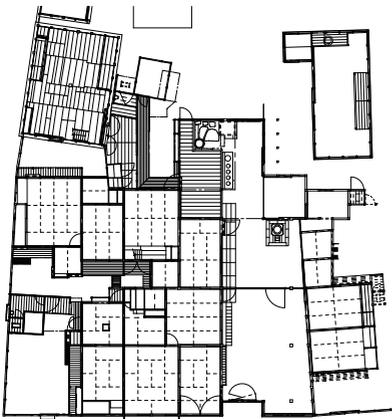
第1期（当初。享保6年〈1721〉：上棟）



第2期（明和9年まで〈～1772頃〉）



第3期（文政期頃まで〈～1829頃〉：家相図～その直後）



第4期（天保年間〈1830～44〉頃：復原年代）



第5期（平成24年まで〈～2012〉：修理前）

図2（重文）井上家住宅の変遷

毎夕のシート掛けの手間もあり、困難を伴った。また、主屋の一部分を先に解体するため、例えば土壁の仕様などを主屋全体で同時の解体工程において比較することができなかつた点には苦労した。

平成二十五年六月、先行解体範囲の解体が終わり、七月から主屋の素屋根建設を始めて、八月より、主屋主要



写真2 主屋組立開始（柱建て）



写真3 主屋組立中（取り替えた梁の組立）

部の解体に着手した。その解体が全て完了したのは平成二十六年二月末で、先行解体の着手から丸一年が経過していた。

解体に伴う調査の結果、主屋の建築年代は享保六年（一七二二）であることが判明し（写真6）、またその後の増改築の変遷が、概ね明らかになった（図2）。建物の解体中から並行して、「現状変更^⑤」について文化庁の指導を受け、時間をかけて協議・検討を重ねた結果、主屋は、井上家が最も隆盛を極め、また屋敷地の施設とともに規模や形式が充実した、天保年間（一八三〇～四四）頃の姿に復原することとなり（図1・2）、平成二十六年十一月、これが文化庁より許可された。前述のように、文化財指定時に倒壊していたため撤去された隠居所等、主屋の東側下屋^げ（図1。図2の第五期は隠居所等が撤去された修理直前の状態）は、地中に残された礎石等の遺構や、建物に残る部材等が取り付いた痕跡、そして昭和期の実測図面（後述）や古写真等により規模や外観が推定できることから、外観のみ、

復原することとなった。⁽⁶⁾

しかし、建物が建て込んだ現場内では作業効率が思うように上げられず、また現場から離れた資材置き場への建物部材の運搬にも時間と手間を要した。さらに、解体の結果予想以上に建物の傷みが進行していたこと、耐震診断の結果、比較的規模の大きな補強が必要になったことに加え、現状変更の結果復原範囲も大きくなったことにより、当初の予定工期の延長を避けられないことが、この時点で確定的となっていた。



写真4 主屋上棟式(平成27年10月15日)

など、様々な試算やシミュレーションを行ったが、平成二十八年一月、工期の延長と事業費増額に踏み切ることを正式に決定し、文化庁に計画変更承認申請を提出してこれが許可された。最終的に、工期は当初の予定のほぼ倍、事業費も

大幅増となり、ご当主をはじめ関係者の皆様には、多大なる心配とご迷惑をおかけすることとなってしまった。

そんな中でも、平成二十七年十月には主屋の上棟式が行われ、現場の職人達のおかげで、工事は少しずつ、しかし着実に、進捗した。可能な限り元の材料を使い、伝統的な工法を用いての作業となるため、新築工事のような速さでは到底進まないものの、主屋は当初部分、増築部分と、建てられた時の順序で、少しずつその姿を蘇らせていった。

平成二十八年九月には、三階蔵及び井戸蔵の工事にも着手した。これら蔵二棟については、建築後、大きな改変もなかったことから、現状変更を行わない「現状修理」となった。こうして事業全体の方向性もほぼ固まった頃、令和二年(二〇二〇)十二月に、修理工事報告書の執筆準備として、私は初めて倉敷市歴史資料整備室を訪れた。

現場はこうした工事の進捗に合わせて、素屋根などの仮設物も形態を変えていかななくてはならないが、主屋の増築部分の組立を待つ箇所などは、建物の断面がむき出しになっていることもあり、工事中の仮設計画は常に、雨養生、雨水排水など、雨対策との戦いであった。また、

工事が進捗するにつれ、主屋の隠居所等の復原などもあり、現場内はますます手狭になり、作業スペースをその都度移動しながら進めることとなった。そうした中、工事の最初に解体した主屋東方土塀を最後に復旧し、また工事の最終段階で劣化が判明した石灯籠一基の修理も行って、冒頭で述べたように、令和四年九月、全ての工事を完了した。十年という歳月の間には、消費税率増と、年度初めの国庫補助金交付決定の遅れがそれぞれ二回、また最後の二年半強は新型コロナウイルスの感染拡大等、社会情勢の様々な影響があった。

五 文化財建造物修理における調査

前述したように、文化財建造物の修理を行う際は、傷んでいる箇所を健全に直して建物の寿命を延ばすことはもとより、それを機に、主任技術者による綿密な調査が行われる。建物を解体すると、通常は外部にあらわれていない部分を見ることができるからで、これにより文化財としての価値の位置付けを明確にする。一方で、解体をどんなに丁寧に行ったとしても、手を付けた瞬間に、建物のオリジナルの仕事は失われるわけで、解体範囲

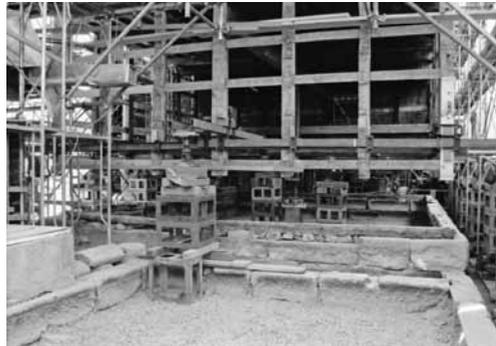


写真5 揚屋（建物のジャッキアップ）をして半解体修理を行った三階蔵

は極力少なくするべきである。解体修理とするのか、建物の一部の解体に留めるのか、また半解体の場合どこまでを解体するのかは、建物の傷み具合により決定する。調査だけを目的に解体範囲を拡げることとは、決してない。

建物が経てきた増改築の変遷を推定する際、建物に残された痕跡が最も有力な根拠となることは言うまでもない。部材の一点一点、釘の一本一本、瓦の一枚一枚、また壁なら塗り重ねの層ごとに丁寧に解体し、建物を構成するあらゆるものについて、徹底的に調査を行う。しかし、調査はそれだけに留まらない。発掘調査や、文献や史料の調査、そして聞き取り調査なども併せて行うこととなる。



写真6 墨書が見つかった主屋壁板（部分）

「御棟梁高島氏七右（衛門）尉家次」
「辛 享保六年」[丑ノ二月廿八日棟上]
などの記述から、当初の建築年代が判明した⁽⁷⁾。

文献・史料調査は、通常、建物の解体が始まれば現場に張り付いての調査となるため、工事に着手して素屋根を建設している期間などを利用して、図書館通いをして行うことが多い。刊行物等や、古図面や古地図、古写真、古文書などの調査を実施する（井上家住宅の場合は前述のように、素屋根を建てる前にまず一部解体作業があったため、必要な予備知識を頭に入れる暇もなく解体に取りかかることとなった）。

発掘調査については、自治体の埋蔵文化財専門の職員に依頼するか（井上家住宅の場合は倉敷市に依頼）、または専門会社等に外注する。井上家住宅では、前述のように隠居所等主屋東側下屋と、主屋の台所設備、各建物の礎石の地業（基礎工事）などの調査を行った。この他埋蔵文化財の分野では、その地域の瓦についてまとめている場合があるので、それを確認する。井上家住宅では、岡山市や倉敷市の近世社寺建築調査報告書に、瓦の調査結果が詳細に掲載されており、大いに参考にさせていただいた（なお、『倉敷の歴史』にも瓦の他、大工についての記述もあり、非常に参考になった⁽⁹⁾）。

このうち文献については、市史や地名辞典、人名辞典などがまず基本的なもので、その他図書館の郷土史コーナーなどで刊行物等を調べる。こうした文献や刊行物に、古地図や古図面、古写真などが掲載されていることも多い。ひとまずそこで見た後、現場監理の業務に忙殺され、修理工事報告書編集の段になってから、掲載許可を兼ねて原図等を探すこともままあるが、当然のことながら原図か、難しい場合でもそれを撮影した写真そのものの方がより鮮明であるため、本来であれば、変遷の考察や復原の検討を行っている段階で原図に近いものを見ておく方が良い。

古図面については、井上家住宅では家相図一点が建造



写真7 祈祷書の収められた柱
(継手部分中央の穴に収められている)



写真8 上記穴に収められていた
祈祷書

物の附指定となっている。一般的に家相図製作が流行するのは幕末から明治頃にかけてであるが、井上家住宅のものは製作年代や作者が不明である。しかし今回、修理に伴う建物の調査結果や古地図等と考えあわせたところ、一七〇〇年代末から一八〇〇年代初頭または前半頃の製作と推定された。詳細については、修理工事報告書¹⁰を参照されたい。また、井上家住宅ではこの他、昭和四十年代の調査による実測図が複数残されていて、復原の際、きわめて参考になった。

古写真については、井上家住宅のように個人所有の文
化財である場合、家に保管された写真があることも多く、

実際、井上家の第十五代当主・昌氏はカメラに長じておられたので、多くの写真を参考にさせていただいた。一方、建物が既に自治体などの所有となっている場合、そうした調べ方ができないことも多いため、場合により市民に呼びかけて参考になりそうな写真を探すこともあるが、なかなか見つかるものではない。私がこれまでに担当した住宅の現場の中では、井上家住宅は刊行物の掲載も含め、古写真が比較の数多く残されていた。

古文書については、事業着手までに整理ができていれば、建物に関わるものが見つけやすくなるが、未整理の状態であった場合、そこから建物に関する史料を探して解説するところまでは至らないことも多い。井上家住宅の場合は、前述の文化財指定前の調査の際、整理されつつあった井上家文書の中から建物に関する記述のあるものを選び、調査報告書¹⁰に解説文を掲載していたので、建物の解体時の調査結果と突き合わせて確認することが可能であった。ただ、この中では明治期に描かれたと推定される図が一点、建物の変遷推定の根拠となったが、その他の文書では特に、建物が特定できるものは見いだせなかった。

ところで、建物にも古文書のような史料が残ることがある。襖の下張や土壁の養生などに使うことの多い反古紙は、そのひとつである。こうしたものも調査の対象となるが、実際は、量が膨大であると全ては調べられないことも多い。井上家住宅の襖の下張の中で状態良く剥がすことができたものについては、隠居所の二階（小屋裏）に保管している。また、井上家住宅では祈祷書が見つかった。前述の家相図に引かれた放射状の線の中心位置の天井に貼られたものの他、主屋当初部分の中心となる、土間に面した柱（当初材）の継手内に彫った穴からは、建築当初に収められたものが見つかった（写真7・8）。

文書とは異なるものの、建物の木部に記された墨書は、建築や改造の年代、またそれに関わった職人らの名前や、社寺建築の場合は寄進者の名前などが判明することも多いので、見落としてはならない（写真6）。また、建物を造る際の番付が記されていることも多く、番付が一連である範囲は同じ時期に増改築を行っていることがわかる。番付には方位を併記していることもある。例えば建物が移築されている場合、部材を一旦取外した痕などが残ることも多いが、それに加え番付が二回分あったり、

現状と違う方位が書かれていたりすると、移築前の建物の様子がある程度判明する。なお、墨書は変体仮名やくずし字も多いため、文建協の専門職員に写真を送って解説を依頼することも多い。

最後に、特に民家の建造物修理で重要な聞き取り調査について述べる。民家建築は民俗学的側面も多く、生活者の生の声は貴重である。建物名や部屋名称は、原則としてその家で呼びならわしてきたものが使われる。また、各部屋の使い方や、改造の記憶なども重要な情報となる。井上家住宅の場合、前述の文化財指定前の調査で、この家に高校生の時まで住んでいた第十五代当主・昌氏に聞き取り調査を行っている⁽¹⁴⁾。昌氏は、今回の修理事業着手の際には既に他界されており、大変貴重な資料となった。今回の修理工事では、祖父の家として幼少時に遊びに來っていた現当主・典彦氏の記憶や、その母で第十五代当主夫人の悦子^{えっこ}氏のこの家に嫁いでの記憶、そして親族から聞いた話などの聞き取り調査を行った。個人所有の文化財の場合、こうして身近に、直接の記憶を聞取ることができ、また、これまでの当主の方々の人となりも身近に感じることができなのが、自治体所有の文化財とは異

なる点である。なお、平成十二年(二〇〇〇)には倉敷の「バクの会」が、第十四代当主夫人の壽子氏(当時九十二歳)に聞き取りを行っており、テープ起こした資料があったため、全文を修理工事報告書に掲載した。

六 おわりに

文化財指定から二十年の時を経て、修理が完了した井上家住宅。その完成記念式典の日取り(令和五年(二〇二三)三月十九日)は、今回の修理で墨書により判明した主屋(当初部分)の棟上の日、すなわち享保六年(一七二二)二月二十八日より決定した。令和五年における旧暦二月二十八日は、三月十九日なのである。なお、享保六年における二月二十八日を新暦に読み替えると三月二十五日に該当することから、当初は式典を三月二十五日に行う案もあったが(十九日・二十五日は共に大安、これからの井上家住宅のあり方として、古くから日本人のくらしの中にあった、各季節(旧暦)における伝統行事を大切にしていこうという観点から、最終的に三月十九日に決定した。井上家住宅は、当初の建築からちょうど三〇二年のこの日、蘇り、第二の人生を歩み出した。

これは、ご当主をはじめ、多くの関係者、そして現場に携わった施工者、職人達、全ての人達の結晶である。きつと代々のご当主も、喜んで見て下さっていることと思ふ。

工事は完了した。しかしこれからは陰ながら井上家住宅のお力となっていけたら、それは私にとって、大きな幸せである。

註

- (1) 本体の建造物と一体で文化財指定される付属物で、保護の対象として本体と同じ効力を持つもの。
- (2) 現場から約八㎞離れた倉敷市藤戸町天城に約一〇〇〇㎡の資材置き場を確保し、仮設の保存小屋等三棟他を建設した。
- (3) 北面湯殿及び便所と納屋については、文化財未指定であるものの、解体時の調査により、天保年間頃の建築であることが判明した。
- (4) 工事中に文化財建造物を風雨から守るため、建物を覆う仮設物。
- (5) 現状変更は、その建物の資料的価値をより高める目的で行われるもので、井上家住宅の現状変更は「保存修理に伴う復元的行為」(文化財建造物の建築当初の姿、または改変された後のある時期の姿への復原)にあたる。なお、この他現状変更には、「保存管理上の行為」(地盤高上げ、移築、構造補強など)、「活用のための行為」(建物を公開、居住、宗教行事等で活用する

目的での変更)がある。

(6) 根拠が明確でない部分の復原は行えないため、詳細が不明な主屋東側下屋の内部については復原を行わず、耐震補強の鉄骨の格納スペースとともに、別事業で内装工事を行い、公開時の事務室や来館者用便所として利用している。

(7) 井上家初代は、慶長初年頃(一五〇〇年代末)までに倉敷に移住したとされ、その後酒造業を営んでいたが、それを廃業し、酒造施設を取壊して現在の屋敷に建替えたと推定される。

「酒林高酒造米高書上帳」(倉敷市総務課歴史資料整備室所蔵小野家文書)によると、宮崎屋(井上家)安兵衛は享保五年(一七二〇)より酒造せず休株とあることから、同年から住宅の建築に着手し、翌年上棟したと推察される。なお、宮崎屋はその後酒造株の貸株を行っていたものの、屋敷地内で大きな普請を相次いで行った直後の天保十四年(一八四三)、それを売却した(倉敷市総務課歴史資料整備室所蔵井上家文書)。

(8) 『岡山市の近世寺社建築―岡山市歴史建造物 平成6・7年度調査報告―』(奈良国立文化財研究所編、岡山市教育委員会、平成八年)、『倉敷市文化財総合調査報告 第六集 倉敷市の近世社寺建築』(倉敷市文化財総合調査委員会編、倉敷市教育委員会、平成二十一年)。

(9) 『倉敷の歴史』第十一号及び第二十五号。

(10) 修理工事報告書は、修理事業の一環として三〇〇部刊行されるが、市販はされない。当該文化財の所有者の他、文化庁他関係団体、文化財修理技術者・技能者の所属する団体、大学の建築史等研究室、国会図書館・都道府県立図書館などに配布される。

(11) 現在残されている昭和時代の実測図は、次の二種類がある。

①昭和四十一年(一九六六)、「倉敷市の将来像に関する懇談会」により行われた実測調査で、東京大学・稲垣栄三研究室により作製されたもの。この報告書である『倉敷の将来像に関する懇談会報告』(東京大学都市工学科編集、倉敷の将来像に関する懇談会、昭和四十二年)に、作製図面のうち配置図兼一階平面図の略図が掲載されている。②重要伝統的建造物群保存地区の制度化にあたり、昭和四十八・四十九年度(一九七三・七四)、工学院大学・伊藤鄭爾研究室により行われた実測調査(デザインサーヴェイ)にて、作製されたもの。『PROCESS: Architecture』第三十一号(プロセス・アーキテクチュア、一九八二年七月一日)に掲載されている。なお、原図は「伊藤鄭爾コレクション」として、工学院大学図書館により保存・管理・運営されている。

(12) 『井上家住宅調査報告書』(財団法人文化財建造物保存技術協会編集、倉敷市教育委員会、一九九八年)

(13) 民家建築は「衣・食・住」のうちの「住」であり、建築の中でも特に、人のくらしとの関係性が深い。くらし方そのもののみならず、建物を造る技術も含め、気候や文化と密接に関わりを持ち、建物の形には時代や地域の特徴が色濃く表れる。そのため、民家建築の復原では特に、技術的側面のみならず、当時の風俗・習慣まで含めた考察が必要である。

(14) 聞き取った内容は註(12)報告書に掲載されている。

(こ)じま はるか 公益財団法人文化財建造物保存技術協会

重要文化財井上家住宅の魅力

内池 英樹

はじめに

平成二四（二〇二二）年度～令和四（二〇二二）年度にかけて、倉敷市本町にある井上家住宅の保存修理工事が行われた。井上家住宅は、倉敷美観地区として知られる「倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区」（重伝建地区）にある最古の建造物である。詳細については、修理監督をされた小嶋はるか氏の文章を見ていただくとして、岡山県教育庁文化財課の担当者として携わった立場から見た井上家住宅の魅力について、わずかばかりだが紹介することにした。なお、小稿は、令和四年二月十七日にライフパーク倉敷にて行った「重要文化財井上家住宅の魅力」においてお話しした内容を整理したものである。

一 倉敷美観地区内にある文化財（建造物）の特徴

倉敷市内には、重要文化財の指定を受けた建造物が一〇件あり、美観地区内には旧大原家住宅、大橋家住宅、井上家住宅と、三件の重要文化財建造物がある。

いずれの建造物も本瓦葺、壁は多くの部分が白漆喰や海鼠壁となっており、二階の窓も虫籠窓むしこまどが多く用いられている。倉敷美観地区内にある建造物の特徴とも言えるが、白い壁、本瓦葺の灰色は、重要文化財の建造物についても同様の特徴と言えるだろう。

今回の井上家住宅の修理にあたっては、同じ地区の中にある重要文化財はもちろん、周辺にある重伝建を構成している建造物も視野に入れながら実施された。

二 修理から見えてきた商人の町・倉敷の様子

江戸時代の倉敷村は、最大で約八〇〇〇人が居住しており、周辺で栽培された綿花や菜種油等の加工、生産を含めて、様々な生業の人々が生活していた。倉敷村には庄屋・年寄・百姓代の仕事をした方々があり、そのうち一軒が井上家だった。幕末から明治時代初期の倉敷美観地区の様子が描かれている『商家繁昌中備の魁』（高瀬安太郎編 明治一七（一八八四）年刊行）にも、現在美観地区内に残っている重要文化財とよく似た外観の建造物が掲載されている。

倉敷紡績株式会社を設立した一人である小松原慶太郎の店の付近を描いた場面を見てみると（図1）、壁がなく、道からすぐに見える形で商品を並べている様子がわかる。以前から、どのようにしてこの状況を生み出したのだろうかと思議だった。

井上家住宅の修理でわかったことの一つに、外壁が可動壁となっていて、店内の様子を外から見やすくする構造があった。次頁に壁を外した状態を掲載しているので、あわせてみていただきたい。



図1 倉敷阿知町の様子（『商家繁昌中備の魁』より）

小嶋氏らによる丹念な痕跡調査の結果、壁が可動式となっており、壁を折りあげていくことで、『商家繁昌中備の魁』の場面にあるように、見世棚として利用されていたことが裏付けられたのである。

古文書等では明確にはわからなかったため、今回の井上家住宅の修理によって、江戸時代の倉敷村が商人の町であったことが改めて証明されたと言っても良いだろう。

おわりに

倉敷村の研究については、古文書の調査・研究を中心に、多くの成果が上がってきた。このことは、



図2 井上家住宅の壁が取り外された様子（内池撮影）

『倉敷の歴史』に掲載されてきた諸論考が物語っていると思う。

一方で、今回の井上家住宅の修理では、古文書の調査ではわからなかった商家の建造物の特徴や、いつ頃家が

改修されたのか等、多くの成果があがっている。たとえば、天保年間に大規模に拡張をされた、等である。この成果は、井上家住宅の歴史がわかるだけでなく、美観地区と呼ばれている近世の倉敷村の歴史や、今後の重伝建の整備に大いに生きてくることと思う。

修復なった井上家住宅を訪れて、江戸時代の建物の素晴らしさに触れていただきたいと同時に、刊行された修理報告書もご一読いただき、修理の視点や倉敷村の建造物の特徴等について、学んでいただければ、今回の修理がより効果的に活かされていくことになるのではないだろうか。

最後になるが、井上家住宅の修理に携わってくださいました皆様に対して敬意と謝意を表して、小稿を擲筆したい。

（うちいけ ひでき 岡山県立博物館副館長）

古図にみる倉敷村中心市街の成立過程

畑 和良

はじめに

倉敷川の舟運を基盤に繁栄し備中国などの幕領支配の拠点となる代官所がおかれた倉敷村については、種々の目的に沿って描かれた多数の絵図が残されている。そのうち市中の屋敷割を所持者名と共に描く町割図として年紀が明記された最古のものは宝永七年（一七二〇）十一月窪屋郡倉敷村屋敷割絵図（以下、宝永絵図と略す）であり、『新修倉敷市史』第十卷史料近世（下）（倉敷市、一九九七年）に付録として収録され、研究者の間で周知されている。

宝永絵図を含む倉敷村庄屋小野家文書には他にも多様な絵図史料があるが、その中に作成年代が書かれていないラフな描写の町割図（絵図Xと仮称）¹が1点ある。絵図X

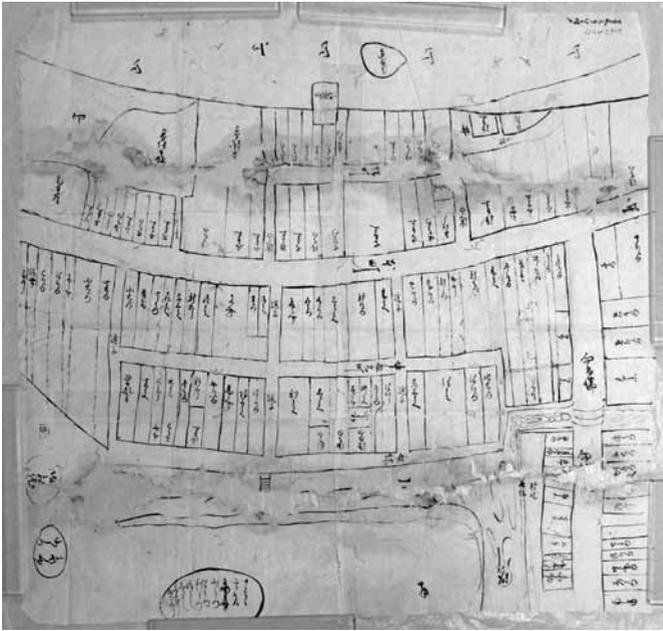


写真1 小野家文書 49-1-22 倉敷村絵図

北の方位と街路の名称、各街路に面する町家の区画が示され、区画ごとに屋敷所有者の名前が記入されている。作成年は記されていないが、以下に述べる通り寺院名や屋敷所持者から年代を推定することができる。

(1) 寺院名

宝永絵図が「教善寺」と呼ぶ向市場通南端寄り所在の寺院は、絵図Xではその前身とされる真宗寺院「南之坊」の名で記されている。南之坊が教善寺に改称する時期について寛永中(一六二四～四四)とする寺伝があるが、『倉敷市史』第五冊は史料状況からこれを疑い、宝永に近い時期かとする。倉敷村の宗門改帳を確認すると、この寺の名は宝永三年(一七〇六)まで「南之坊」、翌年から「教善寺」に変わったことが判明する。つまり「南之坊」が描かれた絵図Xは宝永絵図よりも古い時代、宝永四年以前の倉敷村を描いた資料ということになる。

(2) 屋敷所持者名

宝永絵図には屋敷所有者の屋号が記されており、倉敷村住人の宝永七年当時の当主名と居所が明らかである。宝永絵図より成立が古い絵図Xには、宝永絵図上の屋敷所有者の先祖の名(または同一人物の若年時の名前)が記さ

れていると予想でき、その人物の在世年代・改名時期を突き止めることで、絵図Xの成立年代を絞ることができ。以下、絵図Xの年代特定のヒントになる変遷の認められる家を抽出し検討したい(表1参照)。

【宮崎屋井上家】絵図Xの人名は孫兵衛。寛文十二年

(一六七二)までは孫兵衛の父三郎右衛門が当主として宗門帳に記されている。孫兵衛の当主としての初出は翌寛文十三年。以後この名での活動が続くが、延宝五年(一六七七)八月以降同七年までに「次左衛門」と改名している。

【^{せのお}妹尾屋藤井家】絵図Xの人名は亀之介。宗門帳記載の亀之介および母親の年齢が宝永四年(一七〇七)段階の当主十之兵衛および母親の年齢と一致し、宝永絵図の十之兵衛と同一人とわかる。寛文五年(一六六五)段階では父利右衛門が当主として健在、それ以後寛文十二年までに亀之介が当主となる。延宝七年までこの名で活動するが、翌延宝八年(一六八〇)には「彦七郎」に改名する。

【^{つたや}鳶屋岡家】絵図Xの人名は利兵衛。寛文十三年(一六七三)六月まで父親の惣右衛門が当主として見え、その頃利兵衛は「長三郎」を名乗っていた。惣右衛門は同年十月に没して⁴長三郎が家督を継ぎ、延宝五年四月ま

表1 倉敷村の有力者家族の変遷

	寛文5年/1665	寛文9年/1669	寛文12年/1672	寛文13年/1673	延宝5年/1677	延宝7年/1679	延宝8年/1680
庄屋 小野	孫太夫	(記事なし)	孫太夫41歳 女房32歳 男子七太夫18歳 弟次郎兵衛15歳 妹いきい10歳 妹ひめ8歳 妹とめ6歳 弟助市3歳 姉いや1歳	孫太夫	七太夫 ※印 = 正広	七太夫25歳 妻22歳 娘みす5歳 妹ひめ15歳 妹とね14歳 弟助市10歳 妹いや8歳 弟八十郎(破損)	七太夫26歳 妻23歳 娘みす6歳 妹ひめ16歳 いとね15歳 弟助市11歳 妹いや9歳 弟八十郎6歳
宮崎屋 井上	三郎右衛門55歳 男子新兵衛19歳 男子孫兵衛33歳 女房28歳 男子太郎作12歳 女子ひな8歳 女子くり5歳	(記事なし)	三郎右衛門62歳 男子孫兵衛40歳 女房35歳 男子彦兵衛19歳 女子ひな15歳 女子くり12歳	孫兵衛	孫兵衛	次左衛門47歳 妻42歳 惣領彦兵衛26歳 妻25歳 弟惣十郎2歳 妹ひな22歳 娘市5歳	次左衛門48歳 妻43歳 惣領彦兵衛27歳 同妻26歳 弟惣十郎3歳 妹ひな23歳 娘いち6歳
播磨屋 原田	源左衛門23歳 同女房20歳 女子やす3歳	(記事なし)	孫次郎4歳 母 27歳 女子なつ7歳	(署名なし)	孫次郎 (はりまや)	孫三郎右衛門69歳	孫次郎12歳 妹[姉]なつ15歳 母35歳
油屋 吉田	太郎左衛門53歳 女房34歳 男子牛助17歳 女子なつ12歳	(記事なし)	太郎左衛門60歳 女房41歳 男子弥兵衛29歳 女房19歳 女子たね10歳 弟孫右衛門24歳 女房16歳	弥兵衛 ※印 = ヨシ田ヤ	弥兵衛	太郎左衛門36歳 妻26歳 娘たま16歳 弟源三郎6歳 宗夢67歳	太郎左衛門37歳 妻27歳 娘たま17歳 弟源三郎7歳 親68歳
萬屋 岡	惣右衛門32歳 女房30歳 女子しま9歳 男子長三郎7歳 女子つた3歳 母親53歳	惣右衛門36歳 女房34歳 女子しま13歳 男子長三郎11歳 女子つた7歳 男子吉三郎3歳 惣右衛門母57歳	惣右衛門39歳 男子長三郎14歳 女子つた10歳 男子吉三郎6歳 惣右衛門母60歳	惣右衛門 ※印 = 萬屋	利兵衛 (萬与平次)	利兵衛21歳 妻21歳 妹[娘]さつ2歳 弟吉三郎13歳	利兵衛22歳 妻21歳 娘さつ3歳 弟長吉14歳
錢屋 岡	惣左衛門47歳 女房38歳 市左衛門26歳 女房25歳 助作14歳 つた12歳 はる6歳 つま4歳 二郎作3歳	惣左衛門51歳 女房42歳 男子助作18歳 女子つた15歳 女子つま7歳 男子七蔵4歳	助作21歳 女房16歳 妹つま10歳 妹つた7歳 母50歳	(署名なし)	惣左衛門 (錢や助太夫)	助太夫14歳 母56歳 姪つち3歳	助太夫15歳 母57歳 姪まん4歳
妹尾屋 藤井	利右衛門24歳 女房20歳 男子亀之助2才 母親57歳	(記事なし)	亀之助	(署名なし)	亀之介 (瀬尾や彦七郎)	亀之助16歳 母34歳 姥母71歳	彦七郎17歳 母35歳 姥母72歳
典拠	14 - 1	14 - 2	14 - 3	36 - 3 - 1	24 - 9、24 - 11	14 - 4	14 - 5

注) 典拠は全て小野家文書(倉敷市歴史資料整備室所蔵)。小野家14-3宗門帳は年次を欠くが、登載人物の年齢から寛文12年と確定できる。寛文13年の項の「※印」は典拠史料の押印。延宝5年の項の丸括弧は小野家24-11の肩書注記、「※印」は小野家24-9の押印。親・妻・兄弟姉妹は同列、子とその妻や兄弟姉妹は1字下げで揃え、[]で誤記を訂正した。

でに名前を「利兵衛」に改めている。
【油屋吉田家】 絵図Xの人名は弥兵衛。寛文十二年(一六七二)時点では父親の太郎左衛門が当主。その後、後も太郎左衛門は存命だが、当主は翌寛文十三年に弥兵衛に交代。
【播磨屋原田家】 絵図Xの人名は孫二郎(孫次郎)。宗門帳によれば延宝七年(一六七九)時点で十一歳、逆算して寛文九年(一六六九)生まれ。宝永絵図にて同地点に屋敷を構え、宝永四年(一七〇七)時点で三十九歳の幸右衛門と同一人物である。父源右衛門は寛文十一年(一六七二)

没^⑥、翌年の宗門帳から孫二郎が当主として登場する。

右にみた各家の当主・名前の変遷から、絵図Xが播磨屋原田孫次郎が生まれた寛文九年以降のものであることは確実である。かつ同年以降で宮崎屋井上・油屋吉田・葛屋岡家の当主名が絵図Xの人名と一致する時期は延宝元年十月〜同七年（一六七三〜七九）の間に限られる。

宝永絵図が庄屋小野家の屋敷を描く地点に、絵図Xは七太夫の名を記載する。延宝四年（一六七六）五月に死去した小野孫太夫の跡を継いだのが絵図に登場する七太夫正広で、父孫太夫が没した翌月から庄屋として史料に現れる^⑧。また、宝永絵図が錢屋助太夫の屋敷とする地点に、絵図Xは惣左衛門の名を記す。表1をみると錢屋岡家の当主は寛文九年まで惣左衛門となっているが、寛文十二年までにその子助作に家督が移っている。助作は延宝五年四月までに父の通称「惣左衛門」を襲名するが、延宝六年正月に二十七歳で死去している^⑨。絵図Xは延宝期のものであるから、絵図に記入された惣左衛門は後者の夭折した人物（初名助作）に該当する。以上の整理から、絵図中の人名が齟齬なく揃う時期は延宝四年（一六七六）五月〜同六年（一六七八）正月の一年半の間に絞られる。

（3）絵図の年代および性格

延宝四年五月〜同六年正月の間に作成された史料に延宝五年（一六七七）倉敷村水夫屋敷帳^⑩（以下、延宝帳）がある。

これは倉敷村内で領主に対して水夫役を負担する見返りに年貢を免除された人々の屋敷地をまとめた帳簿で、屋敷地ごとに畝数・分米が記され屋敷地所持者が署名・押印している。この延宝帳登載の各屋敷所持者名は、絵図Xの各屋敷地に記入された所持者名とほとんど一致する。具体的には、延宝帳は水夫屋敷一七二区画（実屋敷数一九〇）・一二人の所持者名を載せるが、そのうち九七名までが絵図上の人名と一致する。絵図にみえない一四人のうち、六人は絵図の破損で人名が確認できない例、六人は延宝帳登載者の若年時の名を記すものや単純な誤記^⑪（四兵衛↓四郎兵衛など）とみられる例で、延宝帳登載者で純粹に絵図上にみえない人物は二名に過ぎない^⑫。

仔細にみると、延宝帳の屋敷地の記載順序はランダムなものではなく、絵図XのA地点（本町通と向市場通との分岐点）を起点に、本町通南側の家並みをBまで↓Bから折り返して本町通北側の家並みをCまで↓Cから本町通南側の家並みをA地点へ↓Aから向市場通をDへ↓Dから

西へ折れ倉敷川北岸の家並みをEへ↓鶴形山の麓にある弓場町をFからGへ↓倉敷村中心部を離れ日井上寺↓I阿知庄↓J向倉敷をめぐり↓K地点から向市場通の両側の家並みをたどってL地点に至る屋敷群の並び順と一致することが、延宝帳と絵図Xの屋敷所持者名の一致関係から明らかである。絵図Xに表現された屋敷地の並びと水夫屋敷帳の記載順には深い相関性が認められる。

倉敷村の水夫屋敷の範囲を示した図としては小野家168・1・4水夫屋敷割絵図¹³があり、「水夫屋敷」と他の屋敷地を峻別し、水夫屋敷でない家並みのある区画には「田畑屋敷」「神田」などの文字入れがされている。絵図Xが描く家並みの範囲は、水夫屋敷図が「水夫屋敷」として描く家並みの範囲と一致する。

以上の考察から、今回紹介した絵図Xは、倉敷村のうち「水夫屋敷」に認定されていた家並みの範囲の延宝五年（二六七七）段階の状態を図化したものと考えられる。現在のところ倉敷村の中心市街の詳細な町割と住民名を表現した絵図としては最古のものである。こうした結論をふまえ、絵図Xを「倉敷村水夫屋敷古図」（以下「倉敷古図」と略す）と呼ぶこととする。なお、『倉敷市史』第

三巻は「延宝元年頃のもの」と推定せらるる倉敷市街明細図¹⁴の存在を示唆し、同市史編纂資料にこの絵図の写しが残る。これは小野家54・3倉敷村屋敷割絵図を指すことが絵図写との図様の一致からわかるが、屋敷割記載の人名から貞享元年〜二年（二六八四〜五）の絵図と判断でき、倉敷古図より新しい時期の資料である（貞享絵図）。

二 絵図にみる町並みの成立過程

（1）水夫屋敷エリアと慶長期倉敷村の景観形成

かくして本稿が問題とする倉敷古図は倉敷村中心市街に相当する水夫屋敷エリアの延宝五年段階の状況を描いた図と判明したが、倉敷村の水夫屋敷については慶長十四年（二六〇九）の水夫屋敷帳¹⁵（以下、慶長帳と略す）が残っている。延宝帳と慶長帳の内容を比較すると、水夫屋敷の区画総数（二七二）、個別の区画ごとの畝数、区画の配列が完全に一致する。慶長帳の各屋敷所持者名の部分には、延宝帳にまとめられた各屋敷所持者名とほぼ一致する人名を記した付箋が貼られ、慶長帳に列挙された個々の屋敷地を延宝五年に誰が所持していたのか一目で分かるよう紐づけしてある。慶長帳と延宝帳の間で代替

わり・売買譲渡・退転による屋敷所有者の変化、屋敷地の併合・分離が確認できるが、水夫屋敷指定地の範囲や町割自体には変化が生じていない状況を看取できる。

つまり、倉敷古図が示す範囲の家並みは、慶長十四年までに確実に成立し、その時点の町割構造をほぼそのまま踏襲したものであり、付箋を手掛かりに延宝帳と慶長帳を比較検討し、図上の各屋敷地に慶長帳登載の屋敷地所持者名を位置づけ、屋敷地の併合・分離関係を慶長帳の示す状態に戻すことにより、慶長期の倉敷村中心市街部の姿を復元できるのである（後掲69頁図3）。

延宝帳の奥書によれば、倉敷古図が描写する家並みの水夫屋敷指定は慶長五〜九年（一六〇〇〜四）に備中国奉行を務めた小堀正次（まっさく）によるものとされる。とすれば、基幹街路である本町通と並行する三本の街路（弓場町・中船元町・船元町（せんば）・船場）に面して短冊型地割の屋敷地が稠密する倉敷川北岸の整然とした町並みは、慶長五年の関ヶ原合戦直後には既に存在していたことになる。これだけの都市が、何の前提もなく近世初頭に突如出現したとは考えられない。新城常三氏による中世の高野山参詣に関する研究によれば、高野山西室院「備中（備前・備中・備後）郡登山記」によって永

禄八年（一五六五）倉敷町の商人など二十名の高野山参詣が確認できるといふ¹⁷。慶長帳成立の四十四年前の出来事で、現在筆者が把握する倉敷村の存在を示す最古の情報だが、戦国時代後期に商人が集う「町」が形成されつつあったのだとすれば、慶長期にこれだけの市街が存在することも了解しやすい。現在まで引き継がれる倉敷川北岸エリアの町割は、戦国後期から慶長年間に至る半世紀ほどの間に形成されたものと推定されよう。

延宝帳は鶴形山南麓を東西に貫く本町通北側の家並みに屋敷を持つ忠兵衛・孫右衛門に「市は」の肩書を付し、慶長帳も本町通南側に屋敷を構える孫右衛門を「市ば孫右衛門」と呼んでいる。後述する倉敷村絵図（小野家168・171）の貼紙に「市場本町筋 長六町」とあることから、本町通を軸線とする両側町が「市場」地名で呼ばれていたことがわかる。本町の家並みは慶長十四年時点で短冊型に地割された屋敷が均等に街路に面して建ち並び、両側町の景観を成立させている。戦国期に入って各地に出現する両側町という都市構造については、「都市の通りという共有の場に、それぞれが対等に面して屋敷を構えること」を志向する都市住民が開発した町割ではな

いかとの玉井哲雄氏の指摘¹⁸⁾がある。こうした見解を踏まえ、倉敷村の本町も街路を取引・流通の空間・経路として共有する集団が形成した中世後期の市場集落を原型に成り立っている可能性を指摘しておきたい。現在の本町通は幅七〜九mという幅広の道路となっているが、この道幅は貞享年間に遡るものであることが貞享絵図記入の寸法により判明する。この幅広の道路敷こそが交易空間としての市場敷の名残なのではなからうか。

倉敷古図には本町通の東寄りで分岐し、細い水路を渡って倉敷川東岸部を北から南へまっすぐ下る「向市場」と表記された基幹街路が描かれている。倉敷川東方にはこの向市場通沿いに両側町が形成されており、後年の宝永絵図では通りに面する家並みの背面、すなわち倉敷川河畔にも屋敷が建ち並ぶ景観が描かれるが、倉敷古図では「野地」とされ河岸の屋敷割が全く描かれない。通りの西側の家並みも途中で途切れている。慶長帳はこの向市場通に面する屋敷群について「是方新町分」と記し、宝永絵図は向市場通そのものを「新町」と表記する。すなわち、向市場通を基幹とする倉敷川東側の家並みは倉敷古図に描かれた町並みの中でも最も新しい時期に

開発された領域であり、延宝年間に至っても開発途上の状態にあったと考えられる。「向市場」「新町」という地名自体、市場と呼ばれる倉敷川北岸の町並みと水路を挟んで向かい合う位置に開かれた新しい町場を意味する名付けと評価できよう。倉敷古図には宝永絵図に描かれる向市場通の途中で西へ分岐し家並みを割って倉敷川河畔に出る路地もみえないが、倉敷川左岸の屋敷地開発にあたって向市場通の途中から河畔に出る通路が新設されたのであろう。向市場通から河畔側へ向かって開発が進展し、川岸の新しい家並みの表側へ出る路地がつけられるという経緯を把握することができる。

こうした過渡期の町並み描写から倉敷の街区は次のような順序で形成されていったものと推察される。

1. 市場（本町）↓向市場（新町）

2. 基幹街路↓河畔の家並み

すなわち倉敷川より北の山寄せに位置する本町通を基幹とするかたちで最初に町並み（市場）が成立し、次いで本町通から河畔に出る路地が作られて倉敷川沿岸の屋敷群が開発され、最後に倉敷川東方に向市場通を基幹とする新町が成立し、河畔側へと家並みが拡大していくと

いう順番で、倉敷村中心市街部が形成されていく様相を見通すことができる。木山巖太郎『倉子城史談』(一九二八年)が市街発達の順序として「口碑に伝ふるが如く、弓場本町辺を根拠として東西に伸び次第で南に拡張せしもの、如し」とするのと大まかに一致するが、こうした市街地形成順をある程度絵図史料によって証拠づけることが可能になったということである。

このことに関連して倉敷古図には「途^ず子」と名付けられた路地が複数描かれている。「途子」は各地の事例検討から町通り¹⁹を連絡する目的で新設された通路と考えられている。倉敷村の場合も他の事例に漏れず、本町通とこれに並行する三本の街路を連結する小路に限って「途子」と表記する。先に指摘した新町の事例から、こうした「途子」が基幹街路に並行する別の街路とこれに面する家並みの開発に伴って、新しくできた家並みへの連絡路として設定される性質のものであることは、ほぼ明らかといえる。すなわち、現在も地域で「ひやさい」と呼ばれる「途子」の存在こそが、本町通に並行する街路と家並みが河畔側・山側へ向かって開発されていったことを物語るひとつの生き証人ということができよう。

(2) 延宝五年の倉敷村の景観と町場の拡大

小野家文書には無年号だが倉敷古図と同じ延宝五年の作成と推定されている絵画的な描写の倉敷村絵図²⁰(小野家168・1・1。以下絵図①)、同じく年号記載を欠くが絵図②と同じ特徴を持つ町並みの街路・屋敷地を図面的に表した距離書込倉敷村絵図(小野家49・7。以下絵図②。写真2)がある。これらの絵図には、倉敷古図に示されていない家並みが描かれている。倉敷古図はあくまでも古い淵源をもつ水夫屋敷指定エリアに限定して描いた詳細図であり、絵図①②が示す状況が延宝五年時点の倉敷村の家並みの全体像と考えられる。倉敷古図と絵図①②の差分、水夫屋敷エリア外に描かれた家並みは、慶長期以降延宝五年に至る六十余年の間に開発・形成された街区と考えられ、この間の町並みの発展を示している。

具体的には、本町通西端の観音坊前から西に向かって伸びる街路沿いに「井上町」と呼ばれる両側町が形成され、その家並みは町名の由来と思われる井上寺(地藏院)付近まで続く。本町通東端の家並みも、倉敷古図の描写範囲より若干東へ拡張し氏神妙見宮^{みよみみやう}の参道登り口付近まで伸びているように見受けられる。最も目立つのは、倉敷川右岸

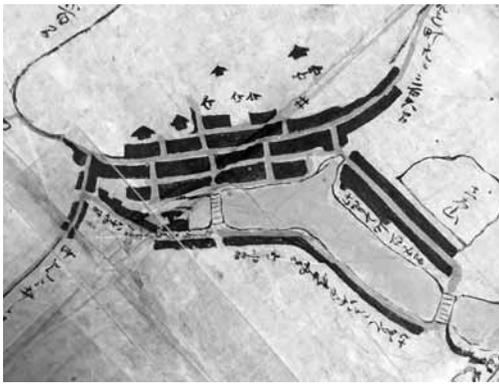


写真2 距離書込倉敷村絵図
(小野家文書 49-7。部分)



図2 倉敷村市街部の拡大過程図

延宝期の家並みは、倉敷川沿岸エリアの妙見宮・井上寺・観音坊・南ノ坊といった古い時期から存在する寺社に囲まれた範囲内にまとまっている。これが元禄年間になると、この範囲を逸脱して町並みが拡張し、本町通西端の観音坊前から浜村へと向かう里道沿いに形成された戎町を最たるものとして、蛸足状に街路と家並みが派生していく⁽²⁴⁾(図2)。内池英樹氏の研究による

に形成された「向船場町」で、前神橋西詰から井上町の街路との接続部まで河畔に沿って家並みが連なっている。寛文十三年(二六七三)丑六月二十七日倉敷村舟入川幅相定寛⁽²¹⁾にも「一長七拾老間者 川幅拾間半 是者前かミ橋方東八九郎兵衛屋敷、西八市左衛門屋敷迄也」とあり、このころまでに前神橋より上流の倉敷川右岸(西岸)に家並みが形成されていたことが傍証できる。

向船場町は慶長以来の古い町並みとは倉敷川によって隔てられ、新旧の町並みを連絡するための橋が不可欠となる

が、倉敷古図には現在「中橋」と呼ばれている橋が

描かれていない。絵図①②や上述の寛文十三年の舟入史料も前神橋・今橋のみ示して中橋を記さないもので、作図目的に起因する省略ではなく、実際に延宝五年以前に中橋は存在しなかったのである。延宝九年(二六八二)の絵図にも中橋は描かれず、貞享絵図で初めて「新橋」の名で現・中橋が描かれることから、中橋は天和年間(二六八一〜四)に架橋されたことがわかる。中橋が「新橋」と呼ばれるのは、文字通りこの橋が他の橋より遅れて新しく架けられたことを意味する。延宝五年の倉敷村市街部は倉敷川右岸を町場として取り込みつつ両岸の町並み一体化へと展開する過渡的段階にあったと評価できる。

と、倉敷古図が表現する延宝五年段階の町並みの範囲外に派生したこれらの家並みこそ、いわゆる新祿や借家人など新たに村外から倉敷村に進出して土地集積を図った人々の居住エリアに当たる。⁽²⁵⁾元禄ごろの状況は、そうした村外からの流入人口を受け入れる目的で街路や家並みが開発される段階と考えられる。ひるがえって倉敷古図が描く倉敷村の姿は、古祿を中心とする草分けの人々が立ち上げてきた原初の町並みの最終段階を示したものと評価できそうである。

三 屋敷地所持者名にみる倉敷村の成り立ち

本節では倉敷古図・慶長帳・延宝帳に示された各屋敷地を所持する住民構成から、倉敷村市街部の町並み形成にかかわる集団の具体像に迫ってみたい。

慶長帳の人名を倉敷古図の各区画へ反映させる作業によって、倉敷村古来の有力者「古祿」のうち、庄屋小野家（庄や助右衛門）・井筒屋水沢家（弥右衛門）・妹尾屋藤井家（理右衛門）・宮崎屋井上家（新右衛門）・油屋吉田家（船元ノ孫右衛門）・播磨屋原田家（はりまや）については、それぞれの家の先祖として系図上に表れる人物が慶長十四

年までに倉敷村に根付き、宝永絵図段階で子孫が居住した地点に屋敷を構えていたことが判明する（図3）。

庄屋小野助右衛門は、元和五年（二六一九）時点で村高の一・六％にあたる七十一石余もの田畠を所持し五人の組頭の一角を占める有力者である（注⁽²⁶⁾山本太郎氏著書）。

同家は向市場通の東にあった城山（現・アイビスクエア敷地）に居住し寛永年間に本町に移転したとする説もある⁽²⁷⁾が、実際には子孫が昭和初期まで居住した本町通に面する場所に慶長十四年には広さ三畝二十六歩の本宅を構えていたことが、慶長帳と倉敷古図の照合で明らかとなった。この庄屋小野邸の通を挟んだ向かいには慶長時点での新左衛門の屋敷がある。この屋敷は延宝五年時点で新左衛門盛房が所持しているが、宗門帳・五人組帳⁽²⁸⁾、享保三年（一七二八）の誓願寺本堂造立棟札⁽²⁹⁾によってこの人物が庄屋小野家の一門戎屋小野家の当主小野九郎左衛門尉盛房であることがわかる。盛房の祖父九郎右衛門浄慶（初名弥八郎）は元和五〜七年ごろ庄屋小野助右衛門と共に組頭を務め、村内二位の二十五石余の田畠を所持する⁽³¹⁾有力者だった。慶長時点での戎屋小野家屋敷の当主新左衛門は、通称の襲名関係にある小野盛房の先祖、浄慶の父に

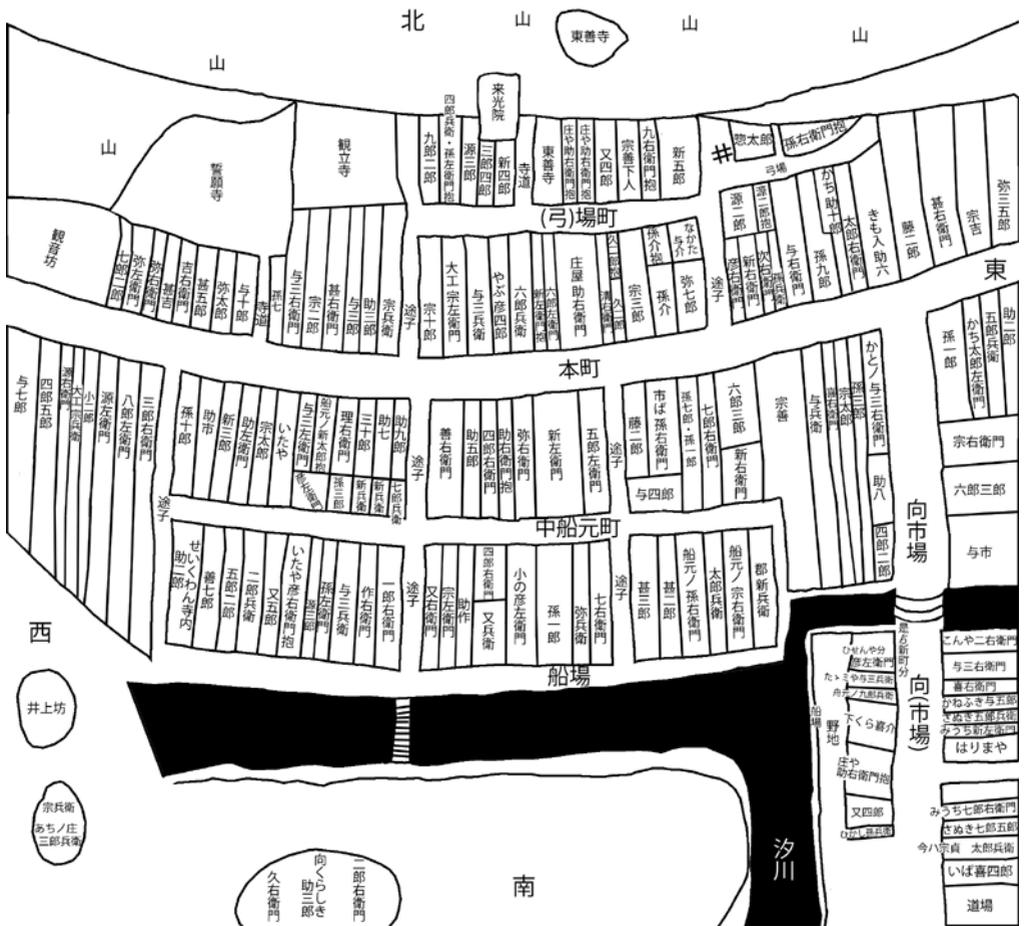


図3 慶長14年の倉敷村屋敷割と住民（倉敷古図に慶長帳の内容を反映させて作成）

あたる人物と考えられる。庄屋助右衛門を当主とする小野本家は単独で五屋敷十三畝を保持し、戎屋小野新左衛門も二屋敷三畝、一族と推定される小野彦左衛門も二畝一步の屋敷を持つ。単独で十畝を越える屋敷地を所持する者は他におらず、慶長年間の時点で抜きん出た存在だった。

小野一族の屋敷地は独特の配置となっており、並行する四本の街路を軸に形成された倉敷川北岸の町並みの中央を、山裾から河畔までまっすぐ貫くように連なっている。すでに指摘があるが、庄屋小野家本宅は本町の家並みの中心で最も標高の高い場所に位置する⁽²⁸⁾。倉敷川北岸の市街部については、前述のとおり街路から発生する利益を共有する集団による両側町形

成の痕跡を窺うことができるが、そうした集団の中心、指導的立場に最初から小野一族がおり、家並みの中心でも地盤の安定した場所を占有した上、一族の居宅が常に家並みの中心に位置づくように河畔に向かつて町並みを開発していった可能性を見て取ることができよう。

小野一族に次いで注意されるのは、小野一族と共に元和五年ごろ倉敷村組頭を務めた油屋吉田家（注（20）山本太郎氏著書）とその一族井上家である。油屋吉田家の初代孫右衛門は慶長期の時点で子孫に受け継がれる倉敷河畔の本宅を所持し、弓場町の抱屋敷を合わせ二畝二歩の屋敷地を所持する。この吉田孫右衛門の兄弟といふ新右衛門³³とするのが宮崎屋井上家で、両家は代々養子配偶・婚姻を重ねる同族関係にあった。慶長帳と倉敷古図の照合により、現・国重文井上家住宅の位置に慶長十四年には宮崎屋井上新右衛門が居宅を構えていたことが判明する。所持屋敷は二ヶ所一畝二十二歩である。

本町と船場に二つの屋敷を連ねる「いたや彦右衛門」も、以下に述べるとおり井上一門である。³⁴二つの屋敷地は延宝五年時点でも板屋新次郎（市右衛門↓六右衛門と改名）が所持しており、その子藤四郎に継承されたことが、

宗門帳登載の年齢・家族関係・印章（宝珠型「包教」印）の一致から判明する。³⁵藤四郎はその後弥一右衛門と改名し印章を諱に基づく「規賢」印に改め、父新次郎は出家して「游夢」を号したが、注（33）所引「泉山誌筆吉田氏旧記全」は新次郎と同一年生まれで同じ游夢を号する人物について、花屋井上新右衛門の子「井上弥一右衛門」^{（加賀屋）}「カ、ヤへ養子ニユク」とする。同史料は新次郎の子藤四郎規賢についても「井上藤四郎 後弥一右衛門ト云イタヤト云」とし、前出の享保三年倉敷村誓願寺本堂棟札には「井上弥市衛門尉規賢」の名で登場する。つまり、慶長期以来本町と船場に屋敷を持つ板屋（加賀屋）も井上一族で、「いたや彦右衛門」はその祖と考えられる。とすれば、井上新右衛門と共に現・井上家住宅の敷地を分有する「彦右衛門」は、この板屋井上彦右衛門であろうと推定できる。板屋井上家は宮崎屋井上家に匹敵する有力な一族で、三屋敷・二畝十七歩を保有する。

現・井上家住宅敷地は宮崎屋・板屋井上家と「次右衛門」なる者に分有されているが、次右衛門の屋敷地は寛永年間に隠居した油屋吉田孫右衛門の居宅化しており、³⁶元和七年倉敷村名寄帳（小野家26、10）などに「油次右衛

門」の名もみえることから、油屋吉田一族の相伝屋敷地と推定できる。井上新右衛門宅の東方四軒目、宝永絵図上で宝来屋吉田家の屋敷が確認できる地点にも、先祖とみられる宝来屋孫九郎⁽³⁸⁾が居宅を保持している。

これら吉田・井上一族の所持屋敷地は八畝九歩にのほり、古禄グループでは小野一族に次ぐ勢力を慶長期から保持していたことが了解される。小野一族ほど個々の屋敷は大きくないが、吉田・井上一族も本町から倉敷川河畔の船場にかけて屋敷地を連ねる様態をみせ、彼らも倉敷川北岸の町並み形成にかかわる集団と考えられる。

吉田孫右衛門・井上新右衛門兄弟は、戦国時代の備前国児島郡東部の有力領主高島和泉守の末裔と伝えられ、同氏の本拠高島城の所在地児島郡山坂⁽³⁹⁾（岡山市南区上山坂）の出自とされる。高島氏の直系血族かは確かめる術もないが、児島郡東部の郡村⁽⁴⁰⁾（岡山市南区郡）住人で同村の八幡宮・高島宮の神主を務めた井上長右衛門、同村の国津大明神ほか三社の神主井上彦太夫の名が倉敷古図の成立年に近い延宝三年の史料にみえる。このうち井上長右衛門の先祖は「児島郡上山坂村古城山ノ城主高畑和泉守甥同姓休斎」とされ、郡村民間に住居して姓を井上に

改めたとの家伝を持つ⁽⁴¹⁾。十七世紀の郡村に高島氏ゆかりの井上一族がいたことを確かめることができる。

郡村は、倉敷村から倉敷川を下った川舟が海船へ荷物の積み替えを行う、河川舟運と瀬戸内海舟運との中継基地で、蔵米の津出などで倉敷村と交流のあった港である⁽⁴²⁾。倉敷古図と慶長帳の照合により慶長十四年には倉敷川北岸の現在倉敷考古館がある地点に「郡新兵衛」の居宅が確認できる。正保五年（一六四八）四月、妹尾屋藤井宗意が願主となり倉敷村鎮守の妙見宮本殿を修造したことが棟札から知られるが、この時の大工は「備前国児島郡浦之住藤原朝臣宗次井上宗次郎」だった。郡村には井上姓の大工がおり、日吉庄村八幡宮や倉敷村誓願寺など倉敷近辺の社寺修造で中心的な役割を果たしている⁽⁴³⁾。十六世紀末に郡村から倉敷村に來住したという郡屋山川家も、家伝によれば井上一族との由である⁽⁴⁴⁾。

このように、倉敷村は慶長年間から児島郡の郡村と人的・技術的な交流を持つていることが確かめられる。児島郡東部の高島氏ゆかりの吉田・井上一族が慶長期から倉敷川北岸エリアで勢力を持ち、同族の可能性を持つ井上姓の人々が倉敷と郡の媒介項として頻出する様相か

ら、倉敷の地を物資集散・商取引の場とすることを最適と考える備中国窪屋郡周辺地域と備前国児島郡東部地域の流通の担い手たちの交流を背景に、双方の出身者が集まって都市領域としての倉敷市街部の原型が形成された可能性を見通すことができよう。

小野・吉田グループ以外で慶長年間から倉敷村市街部に屋敷を持つ古禄として井筒屋水沢・妹尾屋藤井家の存在が認められる。慶長十四年時点での彼らの勢力は小さく、本町通に面した一畝強の本宅のみを保持するが、妹尾屋はその後六十余年の間に躍進し、延宝五年には周囲の屋敷地を併合した五畝一步の広大な本宅を構え、本町・船場・向市場・阿知庄に計六か所の屋敷を保有する。慶長時点では市中に存在を確認できない大島屋も延宝五年には本町通北側に四畝十歩の大邸宅を持ち、塩屋・平野屋ら分家の屋敷も含め本町・弓場町に計七か所の屋敷を持つ。岡一族も後年の蔦屋岡家本宅の位置にいる助作が通称名的一致から慶長期の当主である可能性を推測できる程度だが、延宝五年には俵屋・銭屋・向銭屋・伊予屋・和泉屋といった一門を派生させ、本町・向市場に九か所の屋敷を保持するに至っている(図1)。後年「古禄」

としてまとめられる倉敷村古来の有力者だが、倉敷村に定着した時期、勢力拡大した時期には差があった。このことは、倉敷村鎮守妙見宮の宮当人が当初「油屋(吉田)・夷屋(小野)・蔵本屋・庄屋(小野)四人」とされ、大島屋・妹尾屋・銭屋・宮崎屋らは後に加わったとする伝承(吉備国史)とおおむね符合する。なお、延宝五年までに庄屋小野家・宮崎屋井上家の邸宅もそれぞれ八畝一步・四畝二十七歩と大幅に拡張しており、慶長十四〜延宝五年の間に有力者による市街部の屋敷地集積・邸宅の大型化が進行したことを指摘しておきたい(以上、各屋敷の面積は延宝帳と慶長帳付箋より算出した)。

倉敷川北岸エリアに遅れて成立した新町は、屋敷一区画の規模が総じて広く、限られた特定の層が開発を請負った可能性が窺える。その中で最も注目されるのは向市場通の家並みの中ほどに庄屋小野家本宅の倍にあたる六畝十五歩の屋敷地を持つ「下くら喜介」の存在である。この人物は、人見彰彦氏が「佐治家文書」を手掛かりに見出した備中国奉行小堀政一の手代下倉喜介(あ)と同一人と考えられる。人見氏によれば、喜介は小堀政一に登用され慶長〜元和年間に活躍した地域有力者の一人で、年貢米

の収納・売払（換金）などを担当した。喜介は高梁川流域の下道郡下倉村（総社市下倉）ゆかりの人物かと推測されていたが、慶長十四年当時は自らの主人小堀政一が知行する倉敷村に居所を持っていたことが明らかになった。小堀政一は倉敷村の城山に居館を構えたが、新町はこの城山の西側真正面に位置し、城山と新町は向市場通中央の丁字路で分岐する「城ノ道」（小野家168・1・4水夫屋敷割絵図）で接続する。喜介の屋敷は小堀氏居館の大手筋といえるこの丁字の辻を囲む四方の屋敷地の一角を占め、他の三方は庄屋小野助右衛門、小野家の一門播磨屋の屋敷で固められている。こうした位置関係から、新町エリアは倉敷村に拠点を置いた備中国奉行小堀氏と地元有力者（下倉喜介・小野一族）との結合を前提として慶長五年以降に開発された区画とみなすことができる。

おわりに

本稿では倉敷村を描いた詳細不明の絵図について検討し、これが延宝五年の倉敷村水夫屋敷が存在するエリアの町割を描いたものであること、水夫屋敷帳と絵図を照合することで慶長期の町並を復元できることを確認し

た。また、倉敷村の市街形成が中世以来の市場とみられる鶴形山南麓の本町通を起点に南の倉敷川河畔側へ拡がり、次いで向市場通の家並みが形成されてこれも倉敷川河畔側へと拡大するという経緯をたどった可能性を見通した。原初の集落はこの地を交易の場とする地元有力者と児島郡東部の人々によって形づくられ、慶長年間の小堀氏入部により領主との関係を軸に新町こと向市場通周辺の開発が進行し、この段階で成立した街区が有力者宅の拡張による局所的な屋敷地境界の異動を伴いつつ大枠の変更を経ずに延宝期まで存続した。倉敷村が次の拡大のステップに至るのは、村外からの人口流入が増加し借家人が増える延宝・元禄期のことと考えられる。

岡山県域で慶長期の都市構造を一次史料によって屋敷割や住民名まで明らかにできる町は他になく、中近世移行期に成立した大名城下町ではない都市の原初形態を見通すことができる町場として倉敷村は貴重な事例であることを明らかにできたのではないかと考える。本稿での推論が、美観地区の景観形成史を探る素材として活用され、中世後期から近世前期にかけ成立した種々の地方都市の成立事情・構造などの解明に役立てば幸いである。

注

- (1) 小野家文書49・1・22。以下の小野家文書は全て倉敷市歴史資料整備室所蔵。「小野家49」のように資料番号を示す。
- (2) 小野家14・7宝永三年戊辰四月倉鋪村宗門御改寺手形、小野家14・8宝永四年亥四月備中窪屋郡倉鋪村宗門御改寺手形(以下、宝永四年宗門改帳と略す)。
- (3) 小野家14・8宝永四年宗門改帳による。
- (4) 小野家162・1・7(寛政三年)亥四月助左衛門先祖書付。
- (5) 小野家14・8宝永四年宗門改帳による。
- (6) 小野家162・1・3年月日未詳儀蔵先祖書による。
- (7) 小野家162・10文政八年九月倉敷村庄屋年寄百姓代十三家先祖書、倉敷市所蔵大森家文書2・8・3小野庄屋過去帳一種。
- (8) 岡山大学附属図書館所蔵小野家文書2375延宝四年六月十二日城米請取状による。
- (9) 助作が惣左衛門を名乗ったこと、その没年月については小野家162・1・5年寄義之助先祖勤役覚による。
- (10) 小野家1・3。永山卯三郎編『倉敷市史』第三冊(名著出版、一九七三年)に内容がまとめられている。
- (11) 屋敷所持者数は印章の照合により複数屋敷を所持する同一人物を一人として計算した。
- (12) 早鳥屋孫右衛門のみ若年時の名「勘十郎」一名で記される。
- (13) 永山卯三郎編『倉敷市史』第五冊(名著出版、一九七三年)760〜761頁にトレース図が掲載されている。
- (14) 倉敷市立中央図書館所蔵玄石文書J・525倉敷市街明細図(延宝元年頃) およびJ・563。
- (15) 和泉屋岡正重は貞享元年八月まで「小右衛門」を名乗るが(岡山大学附属図書館蔵小野家文書128貞享元年八月反別帳)、絵図中には改名後の「茂兵衛」の名(小野家25・13倉敷村本田新田未新田之内永荒川成溝改帳。貞享二年丑改の部分に「いづみや茂兵衛」とある)で記載される。また、絵図中にみえる広島屋惣兵衛は貞享二年七月に没し弥十郎に代替わりしている(倉敷市所蔵黒川清一氏関係資料328・15林氏系図・小野家1・27元禄十年倉敷村御除地水夫高帳)。
- (16) 小野家1・1慶長拾四年西霜月吉日倉敷屋敷方御免被成分之帳。『倉敷市史』第三巻に付箋の記述も含めまとめられている。
- (17) 新城常三「社寺参詣の社会经济史的研究」(塙書房、一九六四年)を参照。
- (18) 玉井哲雄「近世都市空間的特質」(吉田伸之編『日本の近世』第九巻都市の時代、中央公論社、一九九二年)。
- (19) 足利健亮「中近世都市の歴史地理」(地人書房、一九八四年)。
- (20) 山本太郎「近世幕府領支配と地域社会構造」(清文堂、二〇一〇年)78頁の注(15)に年次比定の根拠が示されている。
- (21) 小野家161・7『新修倉敷市史』第十巻史料近世(下)、倉敷市、一九九七年収録の一八〇号文書)。
- (22) 間壁忠彦編『復刻増補倉敷今昔写真帳』(二〇一〇年)も史料を示して寛文十三年ごろ中橋がなかったことを指摘する。
- (23) 小野家51・3・2延宝九年六月倉敷村井路絵図。
- (24) 小野家168・1・2元禄十六年倉敷村絵図。『倉敷市史』第五冊759頁にトレース図が掲出されている。
- (25) 内池英樹「在方町倉敷の空間構造」(『倉敷の歴史』第十号、二〇〇〇年)。
- (26) 各家の系図、慶長期の当主名については注(7)引用の小野家162・10を参照のこと。
- (27) 井上賢一「新緑と古緑の家々」(『倉子城遺聞』第1集、私家

版、出版年不明。

(28) 小野家14・6延宝九年宗門改帳、17・4天和四年倉敷町五人組之帳、14・10正徳二年宗門御改寺手形。

(29) 『倉敷市文化財総合調査報告』第七集倉敷の棟札集成(倉敷市教育委員会、二〇一〇年) 69頁所収。

(30) 注(7) 所引小野庄屋過去帳一種に小野新左衛門(盛房)祖父で延宝元年(一六七三)没の安室浄慶信士の名がみえる。その前年の宗門帳に文禄二年(一五九三)生まれの浄慶の名が、寛文五年宗門帳に浄慶と生年が一致する九郎右衛門の名があり、浄慶の孫仁藏の年齢が小野盛房の年齢と一致することから、小野盛房の祖父九郎右衛門の存在を確認できる。

(31) 小野家26・2元和五年倉敷村名寄帳にみえる組頭「弥八郎」が所持する田畠の内訳(畝数・分米)と、小野家26・12元和七年蔵敷村名寄帳にみえる組頭「九郎右衛門」の所持田畠の内訳が増加分を除いて完全に一致し、同一人物とみなせる。

(32) 山本太郎「宝永七年倉敷村屋敷図」(倉敷の歴史)第一号、一九九一年)に庄屋小野家邸宅の前で本町が東西に分かれるとの指摘がある。小野家の位置の標高については「重要文化財 井上家住宅主屋ほか四棟保存修理工事報告書(本文編)」(岡山県、二〇二二年) 163頁に指摘がある。

(33) 倉敷市所蔵大森家文書2・16・11「泉山誌筆吉田氏旧記全」。

(34) 定兼字「十八世紀後半倉敷商人の相続模様」(倉敷の歴史)第五号、一九九五年)に井上一門の板屋について指摘がある。

(35) 小野家14・3(寛文十二年)宗門改帳、17・4天和四年倉敷町五人組之帳、14・8宝永四年宗門改帳。

(36) 小野家14・10正徳二年宗門御改寺手形、14・11享保十一年宗門御改寺手形。

(37) 慶長帳には延宝五年頃の屋敷所持者名の付箋以外に、『倉敷市史』第三冊が寛永九年以前に比定する付箋も貼ってあり、次右衛門屋敷の箇所に「油孫右衛門」の付箋が貼ってある。

(38) 小野家26・5元和五年拾月吉日倉敷村なよせ帳善五郎組に「ほうらいや孫九郎」の名がみえる。後年の宝来屋敷地となる地点を慶長十四年段階で所持する孫九郎と同一人とみられる。

(39) 注(33) 所引「泉山誌筆吉田氏旧記全」。

(40) 延宝三年国中神社記(藤井駿・藤井学校注『神道大系』神社編三十八/神道大系編纂会、一九八六年所収)。

(41) 倉敷市立中央図書館所蔵玄石文書C・7・30。

(42) 元文二年巳二月十二日汐川筋西仲村請引書類入(倉敷市史)第三冊所収、小野家21・18宝暦三年酉三月明細帳など。

(43) 井上賢一「阿智神社考」(私家版、一九八三年写。倉敷市歴史資料整備室所蔵) 所収。

(44) 注(29) 所引の報告書69頁を参照。

(45) 山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』岩波書店、一九六一年)。

(46) 人見彰彦「備中国奉行小堀遠州」(山陽新聞社、一九八六年)。

(47) 三宅正浩氏は「近世初期備中国の所領構成」(倉敷の歴史)第二十九号、二〇一九年)にて小堀政一が倉敷村を知行し「くらしきの屋敷」を拠点としたことを証明している。小野家21・18宝暦三年酉三月明細帳に「城山と唱候場所御座候、中興小堀遠江守棟御茶屋有之」「吉備国史」第二が引く慶長年中「櫛屋親光老後筆記」に「小堀遠江守殿関東御蔵入トシテ当国倉敷古城上野庄五郎景盛城跡ニ屋形立仕置ス」とある。これらの伝承にみえる「城山」所在の「御茶屋」「屋形」こそ小堀政一「くらしきの屋敷」そのものと考えられる。

(はた かずよし 倉敷市総務課歴史資料整備室)

重森三玲が見た発掘調査以前の楯築遺跡の立石

上 梶 武

はじめに

昭和五十六（一九八二）年、史跡に指定された岡山県倉敷市矢部の楯築遺跡について、倉敷市教育委員会文化財保護課のウェブサイトは以下のように解説する。^①

楯築遺跡は、倉敷市矢部に所在する弥生時代後期に造られた墳丘墓で、円丘部とその両側に長方形の突出部をもつ特異な形をしています。突出部の大部分は昭和四十年代に行われた開発工事で破壊されましたが、消滅した突出部を含む全長は約八十メートルと推定され、同時期の墳丘墓では全国でも最大級の大きさを誇ります。

岡山大学が行った発掘調査により、中心主体となる埋葬は、木棺の外側を木の板で囲んだ木棺木槨構

造であることがわかりました。木棺の底には、総重量三十二キログラムを越える大量の水銀朱が分厚く敷き詰められており、その上には鉄剣一口と勾玉や管玉、ガラス製小玉などの玉類が副葬されています。また、中心主体の上部にあたる円丘部の中央付近には、おびただしい数の円礫が堆積しており、これの中には特殊器台などの土器類や土製品をはじめとして炭や灰、また、旧楯築神社の御神体である旋帯文石（せんたいもんせき）と同様の文様をもつ小形の石など、数多くの遺物が含まれていました。

この解説が広く周知されている史跡楯築遺跡の評価である。史跡指定は、岡山大学による発掘調査で遺跡の詳細が明らかになったことによるのであろう。

楯築遺跡が位置する楯築山^②に対する探求は近世まで遡

り、宇垣匡雅は古記録を中心に近世以降の理解のあり方を概括する⁽³⁾。楯築山は近世以降に説話の舞台として注目され、近代に遺跡として認識されるに至るも戦後には忘れ去られ、一九七〇年代に改めて認知されるに至ったという。宇垣は考古学的・歴史学的視座で検討された研究史をまとめているが、この分野での研究は昭和五十一（一九七六）年以降に着手された発掘調査及び平成四（一九九二）年の報告書刊行が一つの到達点と言えよう⁽⁴⁾。さらに、近年、改めて楯築遺跡の調査・研究報告書が刊行されている⁽⁵⁾。

楯築山に対しては、現代において異なる学問分野によるアプローチもある。作庭家で、庭園史家の重森三玲⁽⁶⁾は、庭園史学の視座から、楯築墳丘墓の頂部に鎮座した楯築神社の立石として評価を行い、以降、同様の視点による位置付けがいくらか認められる。しかしながら、庭園史学が示した楯築神社立石の評価が考古学という学問分野で取り上げられたことは、管見の限り見受けられない。本稿では重森が示した庭園史学からの楯築神社立石の評価を整理し、その内容や意義について検討する。

一 重森三玲の事績

大正十四（一九二五）年に三玲と改名した重森計夫は、明治二十九（一八九六）年八月二十日に上房郡吉川村（現在の加賀郡吉備中央町吉川）に生まれた⁽⁶⁾。そして、大正二（一九一三）年、十八歳の時には、自邸に茶室の天籟庵^{てんらいあん}を設計する⁽⁷⁾。その二年後に上京した重森であるが、大正十二（一九二三）年に発生した関東大震災により様々な活動が潰え、失意のまま帰郷することになった。

吉川村に戻った重森は、大正十三（一九二四）年から文化財鑑定に熱心に取り組むようになる。そして、郷里の氏神を祀る吉川八幡宮本殿を古社寺保存法が定める特別保護建造物に指定すべく奔走し、文部省の古社寺保存会へ審査を請願した。この際、審査員の一人である東京大学教授で建築史学を専門とする関野貞の知遇を得ることになった。翌年一月に指定鑑定のため吉川村を訪れた関野を、重森は自邸に宿泊させている。この接遇のため、重森は天籟庵庭園を築いた⁽⁸⁾。

昭和四（一九二九）年、京都に居を構えた重森はいけばなに熱中し、「中野芸術院」で中野楚溪と出会う。そ

して、中野が企画した京都の古美術・建築などの研究書である『京都美術大観』の第一回配本「庭園編」の解説を担当することになった。⁹⁾これが庭園史家としての第一歩目と言えよう。昭和七（一九三二）年には、日本庭園史研究を推進させるため、中野らとともに日本庭園の研究団体である京都林泉協会を設立する。

昭和九（一九三四）年、近畿地方を中心に猛威を振るった室戸台風により日本各地の庭園も被災した。このことを受けて、重森は被災した庭園の復旧と現状保存を目的に、全国約三百か所の庭園調査に着手した。調査では資料の収集や庭園の測量、写真撮影、史料の筆写を行っている。そして、調査と並行して報告書も作成し、『日本庭園史図鑑』（全二十六巻）としてまとめあげた。¹⁰⁾

この調査で「少なくとも江戸中期以後の庭園が墮落の一途をたどり、とくに明治大正期からの庭園が、完全に芸術性に欠けていることを知って、深く暗い思いをしたこと」（六十二頁）から、重森は庭園研究に専念するだけではなく、作庭にも意欲的に取り組むようになったとい¹¹⁾う。昭和十四（一九三九）年には、京都府京都市の東福寺方丈庭園を築くが、その頃から重森による作庭の件数

はいよいよ増加していく。なお、東福寺方丈庭園について重森は、作庭家や茶人から批判を受けたと告白し、いづれ理解される時代が来ると記す。¹²⁾事実、後年には高い評価を受けるようになり、平成二十六（二〇一四）年に東福寺本坊庭園として文化財保護法が規定する名勝に指定されている。¹³⁾

昭和三十年代以降、重森は再び全国の庭園調査・研究に力を注ぐ。昭和四十六（一九七二）年には『日本庭園史図鑑』以降の研究成果に桂離宮や修学院離宮などの新たな庭園調査の成果を加えた『日本庭園史体系』全三十五巻の作成に着手した。¹⁴⁾このシリーズは長男の重森完途との共著で、完結は重森三玲の没後となった。

重森は作庭家で庭園史家の顔も持ちつつ、美術や建築、茶の湯、いけばななど、様々な芸術分野に精通し、中田勝康は『重森三玲 庭園の全貌』において「八位一体」と表現する。¹⁵⁾①作庭家、②庭園研究家、③教育家、④実測家、⑤写真家、⑥著述家、⑦生け花研究家、⑧茶道家である。その幅広い知識と経験が庭園の解釈に活かされ、作庭にも反映したのであろう。そして、「庭は、あくまでも、自然の中に盛られた美を抽象し、自然の美のエキ

スを抽出し、その作者にのみなし遂げられた唯一無二の創造によって作られたものだけが庭である」(十三頁)という庭園観を重森は提示した。

二 重森三玲による榑築神社立石の評価と影響

重森は昭和四十六(一九七二)年以降の全国庭園調査で榑築神社の立石に出会うことになった。ここでは重森による榑築神社立石の評価とその影響を確認する。

(一) 発掘調査以前の考古学的検討

庭園史学が榑築神社の立石と向き合うより以前に、考古学が立石の検討を始めている。そこで、まずは庭園史学が検討に着手する以前の考古学的評価を紹介する。

大正十(一九二二)年、永山卯三郎は立石を横穴式石室の残存石材と解して直径三十二間(約五十八メートル)の円墳と捉え、片岡山古墳として平面・立面の略図を掲載して報告する¹⁷。また、昭和七(一九三二)年には宇垣武治が榑築山古墳という名称で紹介する¹⁸。永山は昭和四十八(一九七三)年刊行の『倉敷市史』で榑築山塚址とし、改めて古墳として取り扱¹⁹う。

間壁忠彦と間壁葎子は、昭和四十五(一九七〇)年に

刊行した『岡山の遺跡めぐり』で「榑築神社」という文章を載せる²⁰。立石については関連する伝説があると触れるに留めるが、後に弧帯文石こたいもんせきとも呼称される御神体が、江戸時代には蛇足石と称されることがあったらしいと紹介しつつ、その文様が特殊器台の弧線文様に類似すると指摘する。

また、間壁葎子は藤田憲司と共著で立石等の観察記録を示している²¹。立石は中央に大石を置き、その周辺に環状に直立あるいは斜立し、地上に横たえられているものもある。立石の周辺には小円礫が多く、特に斜立する立石の下に多くみられるとする。また、斜立する立石の下に土器小片がかなり散布し、形の判別できるものは低い高台を持つ中世以降の土師器とする。なかには埴輪を思わすものもあるが、確証はないとする。

榑築遺跡の発掘調査を行った岡山大学の近藤義郎が、地元案内を受けて榑築山を初来訪したのは、昭和四十五(一九七〇)年の秋という²²。目的は御神体の弧帯文石を拝観することで、立石も確認している。その後も榑築山を訪れた近藤は、社域から北東方向と南西方向にそれぞれ突出する尾根を見出している。昭和四十七

(一九七二)年には団地の造成工事が開始され、同年暮れから昭和四十八(一九七三)年の初め頃に突出部が調査・測量の行われることなく破壊された。この事態に対応すべく近藤は同年十月に測量調査を実施し、そして昭和五十一(一九七六)年から平成元(一九八九)年まで断続的に発掘調査を実施することとなった。

(二) 重森三玲による評価

庭園史学の分野が楯築神社の立石と対峙したのは、突出部が破壊された昭和四十八(一九七三)年の四月である。⁽²⁴⁾岡山県岡山市北区一宮の吉備津彦神社や同市北区吉備津の吉備津神社、倉敷市本町の阿智神社で調査を進めていた、作庭家で後に京都林泉協会副会長を勤める斎藤忠一は、地元の人から話を聞いて楯築神社を訪問した。その後、楯築神社を訪問した重森は、立石は観賞目的ではなく、自然崇拜と信仰に基本を据えた庭園の源流的構成を持つとし、磐境と捉えた。⁽²⁵⁾そして、『日本庭園史体系』⁽²⁶⁾一で、磐境を「イワサカ」の「サカ」は境であり堺であり、坂である。巨石を集めて円形または楕円形などに並べて、その中を神聖清浄な地として、これに神をまつるのである(一九頁)と解説し、具体例として楯築神社磐

境を取り上げる。さらに、「陽的な立石が多く、陰石的な丸味のある石は一箇あるに過ぎない。しかしそれにしても磐境が同時に陰陽的であり、その環状形の中心に巨大な陽石があることは、磐座的であるから、磐座と磐境とが合体している」(十頁)と評価する。

そして、昭和五十(一九七五)年、重森は「楯築神社 磐座・磐境」の調査報告を行い、目測図(図一)と写真図版を公表する。⁽²⁷⁾目測図には、「展開図風に目測スケッチしたものである」と注意書きがある。重森は『日本庭園史大系』三十一において、楯築神社立石を「筆紙に尽せない豪快と怪奇、そして高度な一種の神格性を感じ」(三十頁)できたとし、類例は認められなかった。そして、「人間生命の永遠であることを願うのあまり、純粋な立場での陰陽思想による子孫繁栄を願い、これを神格化した立場で、永遠に保存される可能性の強い石によってこれを抽象表現し、永遠に向っての願望をこめた記念物として構成し、子孫の人々は朝夕これを崇拜して繁栄することを内容としたのであろう」(三十三頁)と言及する。報告書に掲載している目測図は、発掘調査で実測図(図二)が作成されるより以前に作成されたもので、目測

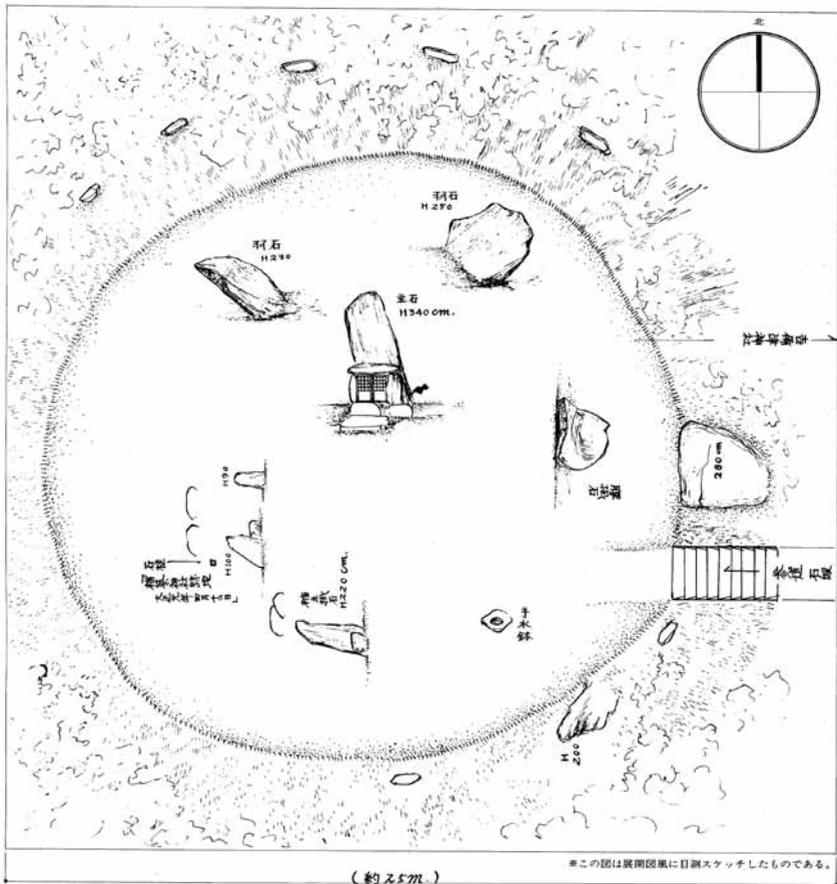


図1 榊原神社磐座・磐境目測図(重森 1975)

図とはいうものの重要な意義を持つ。ただし、その精度は検証を要する。そこで目測図と実測図を対比し、目測図の精度や意義を改めて確認したい。

(三) 目測図と実測図の比較検討

目測図には、円丘の頂部平坦面の中央に主石を置き、それを立石四個で囲む様子が見える。参道が上がった先には手水鉢が置かれ、斜面部には二個の大型立石と七個の小規模な石材が円丘を取り巻くように描かれる。

目測図によると中心の立石(主石)は高さ三・四メートルで、向かって左に強く傾斜し、背後に小祠をまつる。発掘調査報告書の立石1である。立石1は長方形で柱状の岩石を立てたもので、現地表からの高さは



図2 榑築遺跡実測図 (宇垣 2021)

三・一八メートルである。完全な直立ではなく、南側にはやや傾く。主石の北側には斜立する立石が二個存在し、いずれも羽石という記述がある。目測図にある主石(立石1)の北西側の立石(羽石)は高さ二・三メートルで、発掘調査報告書で立石2と報告

される。立石2は高さ約二・六メートルで、南西側に五十九度傾き、その下側には傾斜・倒壊を止めるために多量の礫が入られる。立石2には南北方位の掘り方が伴い、据え置くための掘削と想定されている。

北東側にある高さ二・五メートルの立石(羽石)は向かって右側に傾斜するもので、発掘調査報告書の立石3である。実測図上での復元高が約三・二メートルの立石3は、石材そのもののサイズは長さ四・一メートルと長大である。北斜面に向かつて五十三度に傾斜していた立石3であるが、地表下で見つかった立石西端の断片が現在の立石より垂直に近い角度で立つため、傾斜は本来のものではないと判断されている。掘り方の上面は盛土と円礫敷で被覆される。以上から、立石3は墳丘墓に伴うもので、本来は垂直に近い角度であったと指摘される。

目測図で腰掛石と呼称された立石は、発掘調査報告書の立石4である。立石4は横転した状態で所在するもので、当初は立っていたものと推測されている。

目測図で楯立掛石とある立石(高さ二・二メートル)は、発掘調査報告書の立石5である。立石5は現地表から高さ二・一三メートルで、南西方向に傾いて立つ。根

入りは極めて浅く、長径一メートル、深さ〇・四メートルの掘り方に設置されていた。掘り方の南側は、石の傾きにより押し潰された状態となる。

発掘調査報告書にある立石6²⁸⁾は石段の北側に所在するというところで、目測図に「280cm」と記載された石材に相当すると考える。立石6は斜面に添うように立つが、当初は現上端部が埋め込まれた側と想定され、墳頂平面の端近くに設置されたものが下側に反転して落下したと報告されている。

以上のように目測図にある立石は、発掘調査報告書に示す立石配置図と対比でき、目測図が一定の精度を保持すると評価できる。その場合、斜面にある石材も同様の精度で描かれたと判断できる。斜面にある石材は、羽石の背後にあたる北側斜面で五個がおおむね間隔を揃えて配される。この場所は墳丘墓円丘部の北斜面から北西斜面にあたり、墳丘斜面に設えられた第一列石を書き込んだ可能性が高い。参道階段の南側には、小型石材を一個置いて、高さ二メートルの大型立石が配され、主石のおおむね真南にも小型石材がある。発掘調査報告書では、墳丘の東斜面から南東斜面に石材がみられる²⁹⁾。

重森は頂部にある立石の位置付けを試み、主石（立石1）とその北側にある二個の羽石（立石2・3）は陽石とみなす。そして、中心石の東側にある腰掛石（立石4）は強く傾斜させ、その南西には二つに分割された円形の臥石があり（実測図の立石2より南側約五メートルに位置する）、いずれも陰性的と評価する。さらに、重森は立石の強い傾斜を築造当初のものと想定するが、発掘調査で立石の傾斜は経年によるもので、当初は垂直に近い傾斜で立っていたと判明している。

墳頂部の立石群は埋設されている主体部のやや北東寄りに位置する。立石1をおおむね中心に据え、平らな面を立石1に向けるように立石2・3・5・6を配置する。主体部の墓壙に重なる位置の立石5の掘り方では、立石の基部から十八センチメートル上位の立石に接した場所、埋土中に長さ十二センチメートルの朱の広がり確認されているが、朱は近接する墓壙上部を埋める円礫にも付着することも確かめられている。埋土には円礫を含む。以上から、立石5は墳頂部の円礫施設に近いか平行する段階での設置が想定されている。³¹

（四）庭園史学における検討

重森による榑築神社立石の評価は、以降、庭園史学の研究に一定の影響を及ぼしている。

倉敷市教育委員会が昭和五十（一九七五）年に刊行した『倉敷市の庭園』³²では、「榑築神社石組」として磐座・磐境と位置づけられている。当初は十八個の石材が存在したが、報告時点では八個が現存するに過ぎなかったという。この報告書にある榑築神社の立石を磐座・磐境とした理解は、重森の評価を引用したものである。報告には「環状石群は果して古代の磐座磐境そのものであるか否かは別としても、とにかく神社の境内にある神庭の一種とみて、また庭を形成する石組の祖形に関係があるものとみて本輯にこれを加えた」（十八頁）とある。

山本利幸は『岡山の名庭・古庭』の解説で、磐座・磐境の一例として榑築神社跡の立石をあげる。³³また、岡山県郷土文化財団が主催する郷土文化講座で山本は「岡山の庭」という講演を行い、『岡山の自然と文化』に講演録が収載されている。³⁴山本は榑築神社跡にある環状に並べた立石を磐座・磐境とし、「先祖の霊を崇拜したというようなもの」と述べる（七十四頁）。

昭和五十一年（一九七六）年に着手された榑築遺跡の発

掘調査の成果をまとめた報告書は、平成四（一九九二）年に刊行された⁽³⁵⁾。この成果により、榑築遺跡が弥生時代後期の墳丘墓であることが正式に周知され、その前後に刊行された概説書はその理解を広く啓蒙してきた⁽³⁶⁾。調査成果は榑築神社の立石を磐座・磐境とする理解にも影響を及ぼすことになる。

大田征六は榑築神社の立石について、弥生時代の埋葬地にあることから「死霊を新生させるためのシンボリックな原始的石組として構成された」（三十五頁）とする⁽³⁷⁾。また、中心部の立石に太陽光が当たることを「太陽神の意思を直接的に照らし出す」とし、「太陽と巨岩と山頂との単純な関係が人々の「カミ」を創造するのに役立っている」（三十五頁）とみなした。さらに、斜面下方の列石は浄域を作り出す表現とする。

八木敏乗は岡山県内の祭祀遺跡を紹介するなかで榑築遺跡の立石にも触れる⁽³⁸⁾。八木は「足守川周辺を中心とした広い地域を統括した、大首長の高い徳とその偉功をたたえしので、葬り祭った首長の霊魂を、神として仰ぎ、その象徴として神石（磐座）を奉祀し、その遺徳を後世に顕彰したものであろう」（八十四頁）とする。発掘調査

成果を加味しながら立石を神石（磐座）と理解し、その設置目的まで踏み込んだ評価である。この場合、奉祀の際にはその場所が墳丘墓と認知されていた前提での評価と言えよう。

平成十四（二〇〇二）年に刊行された『日本庭園鑑賞便覧』では、磐座・磐境の解説のなかで「倉敷市の榑築神社の磐座磐境は墳丘墓の上に組まれている」（十二頁）と、重森の考えと発掘調査成果を合わせた見解が示されている⁽³⁹⁾。『日本庭園鑑賞便覧』を刊行した京都林泉協会には重森らが創設したもので、重森自身が初代会長を務めている。その関係から磐座・磐境という重森が示した当初理解を堅持しつつ、弥生墳丘墓とする発掘調査成果を合わせた見解になったのであろう。

以上、榑築遺跡の立石に関する重森の評価及び庭園史学の分野で触れた事例をみてきた。榑築遺跡の立石は、考古学的調査・研究が進む以前には、榑築神社にある磐座・磐境として理解されることがあった。発掘調査成果が周知され、その理解に若干の修正が加えられたが、磐座・磐境という理解が完全になくなったわけではなさそうである。



写真1 楯築遺跡立石（南東から）

ところで、現在は楯築遺跡の墳丘上で五個の立石が確認できるが（写真1）、明らかに後世に置かれたと判断された石や置き直された石は取り除かれ、これらの石材は田丘部の西斜面上方に一括して置かれている。⁽¹⁰⁾『倉敷市の庭園』一は、かつて十八個の石材が存在し、当時でも八個は残

意味があるという指摘であるが、現状は発掘調査の成果を基に旧に復され、楯築遺跡で斜立する立石は認められない。重森が磐座・磐境とみなした楯築神社の景観はすでに喪失しているのである。

三 重森三玲による楯築神社立石評価の検討

重森は楯築神社に伴う立石を磐座・磐境と解釈し、庭園の源流と位置付けた。その位置付けは昭和四十年代終わり頃に示されたものである。発掘調査により楯築遺跡立石は墳丘墓の施設であると明確となったものの、重森が示した評価の検討は必要と考える。ここでは楯築神社の勧請という観点から重森の評価を検討したい。

存していたと報告する。⁽¹¹⁾中田勝康は重森が手掛けた庭園の体系的な調査・研究を行った際、京都府京都市の松尾大社にある「上古の庭」で組んだ強く傾斜する石組を、「楯築神社の、その強く傾斜した巨石からインスピレーションを受けたからだといわれている。しかし、傾斜していた石は現在では直立している」（二五八頁）とする。⁽¹²⁾つまり、楯築遺跡の墳丘墓頂部に立石が斜立していること自体に

楯築神社の立石に関する認識は、近世前期までは遡る。元和元（六一五）年に作成された「中国兵乱記」四巻には、羽柴秀吉の備中侵攻に対して日幡城主日幡六郎兵衛と毛利からの加勢である上原右衛門元祐が楯山に陣取ったことが記される。⁽¹³⁾宇垣は楯山という地名から立石がすでに楯と見なされていた可能性を説く。⁽¹⁴⁾

元禄十三（一七〇〇）年に筆写された「備中吉備津宮縁起」には、城を落とされた吉備津冠者が再度戦うため

に構えた陣に石楯を築いたとある。この説話は「温羅伝説」とされるもののひとつである。「温羅伝説」⁽⁴⁵⁾としては「鬼城縁起」が室町時代にまとめられたと想定されているが、年代が記されているものでは天正十一（一五八三）年の「吉備津宮勸進帳」が最古という。楯築山の立石は「備中吉備津宮縁起」ではじめて触れられ、吉備津冠者が東片岡に敷いた陣に築いた石楯とする。しかし、文政十（一八二七）年に死去した吉備津神社神官の賀陽朝臣為徳が著した「備中国大吉備津宮略記」には、温羅が放つ矢を吉備津彦命が岩を楯にして防いだと記される。嘉永六（一八五三）年に著された『備中誌』に収録されている「吉備津宮縁起」では、温羅退治に赴いた吉備津彦命が片岡山に石の楯を築かせたとある。楯築山の立石の位置付けは説話のなかでも変化する。

宝暦七（一七五七）年に編纂された『備中集成志』では、古蹟之部にある「鯉喰ノ宮」の項で楯築大明神に触れ、「楯築ハ岩ヲ以楯トシ玉フ故其所楯築大明神ト奉崇也。神躰ハ石ニテ色々ノ異形ノ人形ヲ彫タル物也」（二六九頁）とある。⁽⁴⁷⁾立石を楯と認識し、弧帯文石を御神体として祀っていたとわかる。

大正十一（一九二二）年刊行の『都窪郡誌』は、楯築神社を吉備津五社七十二字の一つとして縁起を掲載するが、荒唐無稽の伝説で勧請の年月等は信じられないとする。⁽⁴⁸⁾荒唐無稽の伝説は「温羅伝説」の一種で、百濟より渡来した温羅を征討するために五狭芹彦之尊が派遣され、「楯取御本陣」とする。本陣の記載として「御陣の右脇一丈之楯石は火簀根也。向は馬建石、左は馬盥石、後は八尺の立石往古明神軍陣の後を守る御腰掛の石、北には矢隠くし矢落の岩左右に備へ、山中矢受石十八所、是軍勢楯石也」（二六七三頁）と立石について書き記す。五狭芹彦之尊の手助けに現れた優盈羅龍王が、登場時に乗っていた白頂馬龍神石は「御陣之正中に祭て」（二六七三頁）楯築大明神として勧請したとある。

『都窪郡庄村史蹟解説』には、天和元（一六八一）年に代官の服部六左衛門が楯築山を訪問して社殿建立を命じたとある。命ぜられた新左衛門は当地の赤木氏の祖先とされ、楯築山を西山宮と呼称するとも述べる。西山方面から楯築神社に登る参道石段には、縁石を上下から挟むように低い四角柱が配される。下段にある四角柱のうち向かって右側の四角柱正面には、「開基建立／赤木新左



写真2 楯築神社参道石段四角柱 (南東から)

衛門」左面には「天和元年／西八月」と刻まれる(写真2)。他方、向かって左側の四角柱正面には、「再建立／赤木源右エ(以下、コンクリートで埋没)」とあり、右面には「安政六年／未十二月」と刻まれ、安政六(一八五九年)の再建を示す。

楯築神社の社殿

は、明治四十二(一九〇九)年に北西六百九十メートルにある鯉喰神社に合祀されるが、その際に社殿は解体された。⁽⁵¹⁾元の社殿は、本殿が桁行五尺、梁間五尺で、拜殿が桁行一間三尺、梁間一間七尺の規模という。⁽⁵²⁾重森が示した目測図には「楯築神社跡地 大正元年四月十二日」という石柱の位置が落とされるが、現地には正面に「楯築神社跡地」、背面に「大正元年四月十二日 鯉喰神社

合祀」と刻まれた石柱がある。合祀に際して御神体の弧帯文石も鯉喰神社に移されたが、大正五(一九一六)年には元の位置に還り、地域住民は広場中央よりやや北の位置に箱形の小石室を祠として作って御神体を納めた。祠は数個の石材を組み合わせて作られているが、その石材は墳丘墓周辺の斜面列石を引き抜いて利用した可能性が示されている。⁽⁵⁴⁾

前述した『備中誌』には「温羅伝説」とは別に楯築明神を祀る社殿や立石、弧帯文石の記載もある。⁽⁵⁵⁾日幡山の頂に「竪一丈余横三尺計の石を直に竪たり又一間計の石を西に竪其前に大石を立又宮の東に大石の丸き其左右に大なる手の形彫込たり」(二十頁)とある。そして、「温羅伝説」を引いて吉備津彦命が日幡山の石を楯にして攻め寄せるとし、楯築明神の名前の由来とする。

大正十五(一九二六)年刊行の『都窪郡治誌』は、由緒不明ながら楯築神社の祭神は多計留神とする。⁽⁵⁶⁾

昭和四十六(一九七二)年刊行の『庄村誌』は、楯築神社の祭神を片岡多計留命とし、「堀家帆通蔵村社略記」をもとに紹介する。⁽⁵⁷⁾片岡多計留命は、もとは伊狭智と名乗り、弟の伊狭穂とともに片岡山の西峰に居住していた。

吉備津彦命の軍勢に従い、片岡山の北、海を隔てて岩屋山に接近して陣営をそこに移すと、紅旗を立てた伊狭智は犬養建いぬがたけとともに温羅を捕える軍功をあげ、多計留という名前を賜ったとする。

以上から、楯築山の立石の認識は近世前期までは遡り、社殿を建立して奉祀するようになったのは、十七世紀後葉の天和元（一六八二）年の可能性がある。まずは立石が奇異なものとして注目され、その解釈が石の楯となつて説話のなかに組み入れられた。そして、やはり奇異なものとして認知された弧帯文石を御神体として奉斎し、神社の勧請に結実したと推察する。

岩石の神聖性を信仰の対象とする岩石信仰・岩石祭祀には様々な形態があり、社殿を築いて奉祀する事例も多い。『延喜式』「神名帳」には石の名を冠する神社が百三社確認できる。⁽⁵⁹⁾式内社である岡山県総社市の石畳神社は高さ約六十メートルの岩塊を神体とする。⁽⁶⁰⁾岡山市北区真星に所在する星神社は、本殿のすぐ後ろに巨岩が聳える。⁽⁶¹⁾楯築遺跡が所在する王墓山丘陵から南東約百メートルにある倉敷市日畑の岩倉神社の境内地には巨岩が散在し、⁽⁶²⁾本殿のすぐ後ろにも巨岩がある。ところで、岩

倉神社の祭神は大稲船命おおいなふねのみことである。⁽⁶³⁾岩倉神社の縁起には吉備津彦命が吉備に進軍した際、片岡の伊狭穂が稲を粟坂の里で刈つて船に積み北行したが、潮が急で上がることでできず西の岬に停泊して稲を積み上げて軍糧として献じたとある。この功から大稲船という名を賜ったという。前述の楯築神社の縁起には、楯築神社の祭神とされる片岡多計留命（伊狭智）の弟に伊狭穂の名が見える。⁽⁶⁴⁾

近世には弧帯文石を御神体として楯築山に楯築神社を勧請し、立石に囲まれた位置に祠を建立している。このことは立石を磐座・磐境とした重森の評価が独断的ではないことを示唆する。むしろ、楯築神社の立石を重森は「このような磐座・磐境には、従来出会ったことがない」とし、さらに「一般の磐座や磐境とは全く異質の構成」⁽⁶⁵⁾と記述していることから、その特異性は看過されている。弧帯文石という御神体の拝観を目的に楯築神社を来訪し、立石を視認した考古学者の近藤も、「弥生時代のものかどうか、発掘を行なうまで長い間、半信半疑であつた」⁽⁶⁶⁾と吐露する。他方の御神体について近藤は、その模様が弥生時代後期の特殊器台、特に立坂型特殊器台に酷似することから、弥生時代に所属する可

表 1 楯築山の立石の位置付け

文献等年代	陣	伝承石の種	信仰	弥生墳丘墓	古墳
元和元年 (1615)		「中国兵乱記」			
天和元年 (1681)			『都窪郡庄村史蹟解説』 *参道四角柱の銘		
元禄13年 (1700)		『備中吉備津宮縁起』			
宝暦7年 (1757)		『髷喰ノ宮』 『備中集成誌』			
文政10年 (1827)		『備中国大吉備津宮略記』			
嘉永6年 (1853)			『備中誌』		
安政6年 (1859)			*参道四角柱の再建銘		
大正10年 (1921)					片岡山古墳址 永山卯三郎『岡山県史蹟名勝 天然記念物調査報告』1
大正12年 (1923)		『都窪郡誌』			
昭和7年 (1932)					楯築山古墳 宇垣武治『吉備めぐり』
昭和45年 (1970)				*近藤義郎来訪	
昭和48年 (1973)			*斎藤忠一・重森三玲来 訪 重森三玲『日本庭園史大 系』1		楯築山塚址 永山卯三郎『倉敷市史』
昭和50年 (1975)			重森三玲『日本庭園史大 系』31 『倉敷市の庭園』1		
昭和51年 (1976)				*発掘調査開始	
昭和55年 (1980)				近藤義郎『楯築遺跡』	
昭和56年 (1981)			山本利幸『岡山の名庭・ 古庭』		
昭和60年 (1985)			山本利幸「岡山の庭」		
昭和61年 (1986)			大田征六「原始的石組神 域の地割構成」		
平成2年 (1990)			八木敬乗『岡山県の祭祀遺跡』		
平成4年 (1992)				近藤義郎編『楯築弥生墳 丘墓の研究』	
平成14年 (2002)			『日本庭園鑑賞便覧』	近藤義郎『楯築弥生墳丘 墓』	
平成19年 (2007)				福本明『吉備の弥生大首 長墓』	
令和3年 (2021)				宇垣匡雅『楯築墳丘墓』	

能性を念頭に置いている。そのため、立石も弥生時代に遡る可能性を視野に入れて発掘調査に着手した。いずれにせよ楯築神社にある立石の評価は、発掘調査という手法を用いなければ不可能であったことは間違いない。

おわりに

重森三玲は楯築山の立石を古代の磐座・磐境とみなして、目測図を提示し報告している。目測図は墳丘墓の発掘調査が実施される以前のもので、実測図と対比できる精度は保持した貴重な成果と改めて評価したい。

また、楯築神社の立石を磐座・磐境と見なした重森の評価は決して独断的なものではなく、むしろある時期から楯築の地に対して想定されてきた位置付けと系列を同じくし、信仰の場としての認識は近世前期前葉までは遡る可

能性がある(表1)。それが社殿建築という目に見える形となり、立石が守り継がれることに繋がったとも言えよう。

註

- (1) <https://www.city.kurashikiokayama.jp/5509.htm>
転載に際して、アラビア数字を漢数字に、アルファベットを片仮名に改めている。
- (2) 榊築遺跡が所在する西山丘陵は、榊築山、王墓山、真宮山などからなる。榊築遺跡が位置する榊築山は片岡山や日幡山とも呼称されることがあり、本稿では各文献に記載されている名称を示す。
- (3) 宇垣匡雅「榊築遺跡の研究前史」『古代吉備』二十六、古代吉備研究会、二〇一四年
宇垣匡雅「遺跡の史料と以前の研究」『榊築墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室、二〇二一年
- (4) 近藤義郎編『榊築弥生墳丘墓の研究』榊築刊行会、一九九二年
- (5) 宇垣匡雅「榊築墳丘墓」岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室、二〇二一年
- (6) 重森執氏「美の求道者 重森三玲の生涯」『重森三玲 モダン枯山水』小学館、二〇〇七年
- (7) 重森三玲「重森邸天籟庵庭園」『日本庭園史図鑑』二十一(明治大正昭和時代三) 有光社、一九三六年
- (8) 前掲註(7)
- (9) 中野楚溪編『京都美術大観』(二)庭園編 解説 重森三玲
東方書院、一九三三年

- (10) 重森三玲『日本庭園史図鑑』全二十六巻、有光社、一九三六〜一九三九年
- (11) 重森三玲『庭 重森三玲作品集』平凡社、一九六四年
- (12) 重森三玲「東福寺方丈庭園」『日本庭園史大系』二十七(現代の庭(一))、社会思想社、一九七一年
- (13) 文化庁文化財部監修「新指定の文化財―記念物・無形文化財―」『月刊文化財』六二二、第一法規株式会社、二〇一四年
- (14) 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系』全三十三巻別巻二巻、社会思想社、一九七二〜一九七六年
- (15) 中田勝康「重森三玲 庭園の全貌」学芸出版社、二〇〇九年
- (16) 重森三玲「現代庭園の様式」『日本庭園史大系』二十八(現代の庭(二)) 社会思想社、一九七二年
- (17) 永山卯三郎「片岡山古墳址」『岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告』一、岡山県史蹟名勝天然記念物調査会、一九二一年
- (18) 宇垣武治「榊築山古墳」『吉備めぐり』細謹舎書店、一九三二年
- (19) 永山卯三郎編著『倉敷市史』一、名著出版、一九七三年
- (20) 間壁忠彦・間壁霞子「榊築神社」『岡山の遺跡めぐり』日本文芸出版株式会社、一九七〇年
- (21) 弧帯文石は、昭和五十七(一九八二)年に重要文化財(考古資料)に指定されるが、指定名称は旋帯文石である。前掲註(4)には弧帯石とある。また、蛇足石の他にも亀石と呼称されることがあり、榊築神社の縁起には白頂馬龍神石とある。『新修倉敷市史』十三(美術・工芸・建築)では、「榊築神社神体の石」と紹介される。
- (22) 前掲註(4・5)
- (23) 間壁忠彦「榊築神社神体の石」『新修倉敷市史』十三(美術・工

芸・建築) 倉敷市史研究会、一九九四年

『晴れの国の名宝―岡山の国宝・重要文化財―』岡山県立博物館、二〇一〇年

(22) 藤田憲司・間壁霞子「榑築神社の立石と神体の石」『倉敷考古館研究集報』十、(財)倉敷考古館、一九七四年

(23) 平成十四(二〇〇二)年に刊行した「榑築弥生墳丘墓」で近藤は、「僕がそこを初めて訪れたのは一九七一年の秋のことであった」(十二頁)と記す。本稿では比較的来訪年近くに刊行された(近藤一九八〇)や(近藤一九八三)、発掘調査の正式報告書である前掲註(4)に記される年代を示しておく。
前掲註(4)

近藤義郎「榑築遺跡」山陽新聞社、一九八〇年

近藤義郎「農民と首飾り―考古雑記―」青木書店、一九八三年

近藤義郎「榑築弥生墳丘墓」吉備人出版、二〇〇二年

(24) 重森三玲「榑築神社磐座・磐境」『日本庭園史大系』三十一(補

一)(上古・日本庭園源流)(二)社会思想社、一九七五年
(25) 金子裕之は庭園の源流について、巨岩などの磐座に神が宿るとする古墳時代以来の信仰を元にする見方と、中国・朝鮮半島の影響とする考え方があることを示す。他方、上野友輝は日本庭園史で磐座や磐境、神池等を庭園の源流とする考えは一般的とはいえないとし、重森のように「神や自然観といった上代思想へと結びつく庭園史観は極めて独特なもの」(八十七頁)と論述する。

金子裕之「嶋と神仙思想―7〜9世紀の庭園の系譜―」『道教と東アジア文化』国際日本文化研究センター、二〇〇〇年

金子裕之「宮廷と苑池」『古代庭園の思想 神仙世界への憧憬』

角川書店、二〇〇二年

上野友輝「重森三玲の作庭思想に関する研究」福井大学審査学位論文(博士)、二〇二〇年

(26) 重森三玲「上古天津磐座・磐境と神池・神鳥及び庭園」『日本庭園史大系』一(上古・日本庭園源流) 社会思想社、一九七三年

(27) 前掲註(24)

(28) 前掲註(5)で立石6として報告された立石は、前掲註(4)では石20とされたものである。新たな報告書では立石と判断され、番号が振り替えられている。ここでは前掲註(5)に従う。

(29) 前掲註(4・5)

(30) 前掲註(24)

(31) 宇垣匡雅「墳形と墳丘の諸要素」『榑築墳丘墓』岡山大学文

明動態学研究所・岡山大学考古学研究室、二〇二一年

(32) 『倉敷市の庭園』一、倉敷市教育委員会、一九七五年

(33) 山本利幸「岡山の名庭・古庭」山陽新聞社、一九八一年

(34) 山本利幸「岡山の庭」『岡山の自然と文化』郷土文化講座からIV)岡山県郷土文化財団、一九八五年

(35) 前掲註(4)

(36) 前掲註(23)(近藤一九八〇・二〇〇二)

福本明「吉備の弥生大首長墓・榑築弥生墳丘墓」新泉社、二〇〇七年

(37) 大田征六「原始的石組神域の地割構成」『造園雑誌』四十九一五、(社)日本造園学会、一九八五年

(38) 八木敏乗「岡山の祭祀遺跡」日本文教出版株式会社、一九九〇年

(39) 京都林泉協会編著『日本庭園鑑賞便覧』学芸出版社、二〇〇二年

- (40) 前掲註 (4)
 (41) 前掲註 (32)
 (42) 前掲註 (15)
 (43) 「中国兵乱記」『吉備群書集成』三、作陽書房、一九三二年
 (44) 前掲註 (3)
 (45) 中山 薫『温羅伝説―史料を読み解く―』日本文教出版株式会社、二〇一三年
 (46) 吉田徳太郎『備中誌』上編(日本文教出版株式会社、一九六二年)
 (47) 石井了節『備中集成志』(吉備文化研究会、一九四三年)
 (48) 『都窪郡誌』都窪郡教育会、一九二二年
 (49) 吉田謙三『都窪郡庄村史蹟解説』中備史談会、一九五一年
 (50) 『庄村誌』庄村誌編纂委員会、一九七一年
 (51) 前掲註 (24)
 (52) 前掲註 (46)
 (53) 前掲註 (24)
 (54) 前掲註 (23) (近藤二〇〇二)
 (55) 前掲註 (46)
 (56) 『都窪郡治誌』岡山県都窪郡役所、一九二六年
 (57) 前掲註 (50)
 (58) 吉川宗明『岩石を信仰していた日本人 石神・磐座・磐境・奇岩・巨石と呼ばれるもの』研究『遊タイム』出版、二〇一一年
 (59) 重森三玲 保久良神社磐座・磐境『日本庭園史大系』三十一(補一) (上古・日本庭園源流 (二)) 社会思想社、一九七五年
 (60) 前掲註 (38)
 (61) 重森三玲『星神社磐座・磐境』『日本庭園史大系』一 (上古・日本庭園源流) 社会思想社、一九七三年
 (62) 前掲註 (38)

- (63) 前掲註 (50)
 (64) 前掲註 (50)
 (65) 前掲註 (24)
 (66) 前掲註 (23) (近藤二〇〇二)
図・写真の出典

- 図1 重森三玲『榊神社磐座・磐境』『日本庭園史体系』三十一(補一) (上古・日本庭園源流 (二)) 社会思想社、一九七五年
 図2 宇垣匡雅『榊塚墳丘墓』岡山大学文明動態学研究所・岡山大学考古学研究室、二〇二一年
 写真1・2 筆者撮影

(うわがき たけし)

市区町村における公文書管理条例の制定状況について

森 久美

はじめに

国の公文書等の管理に関する法律の制定（以下、公文書管理法）の意義は、「消えた年金問題」に代表されるような、公文書の適正な管理の側面から語られることが多いが、長年にわたり、非現用公文書の保存について要望してきた歴史研究者や資料保存利用機関にとっても待望した法律であつたに違いない^①。

公文書管理条例の必要性

公文書管理法は、現用文書と非現用文書を包括した国の公文書の統一的管理について定めた法律で、行政の適正かつ効率的な運営、その諸活動を現在及び将来の国

民に対し説明を果たすことを目的としている。非現用文書である歴史資料として重要な公文書（以下、本稿では歴史公文書と呼ぶ）については、課題とされてきた保存の法的根拠と利用のルールが示されたという点で意義があるといえるだろう^②。地方公共団体においても、この法律の趣旨にのっとり、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施するよう努力義務規程が置かれている。

全国の地方公共団体における公文書管理条例等の制定状況は、令和二年四月一日時点で、都道府県では四七団体中四七（一〇〇％）、市区町村では一七四一団体中一六九五（九七・四％）で制定済であるという^③。ただし、この「条例等」には、規則、規程、要綱等で定めるもの

も含まれている。^④「条例」に限定してみれば、(一財)地方自治研究機構の調査によると、令和五年四月一日時点で、都道府県では一八団体、市区町村では四〇団体にとどまり、岡山県においては、倉敷市を含め、公文書管理条例を制定している団体はない。^⑤

文書管理を条例で規定することが望ましい理由がいくつかあるという。^⑥その一つに、組織横断的な文書管理を実現するためがある。現用段階での適正文書の作成と保存は、歴史公文書の保存の前提となる事柄である。文書管理に関する決まりを規則とした場合、首長部局の規則の効力は首長部局に限られ、議会や教育委員会等には及ばない。このため、全体的な文書管理を進めるためには規則ではなく、組織横断的に規律できる条例が望ましいとされる。また、地方自治法には、地方公共団体が、住民に義務を課し、権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとする規定がある(第十四条第二項)。公文書管理法では、歴史公文書の利用請求権(誰もが歴史公文書を利用できる権利)を設定したうえで、個人の権利利益を害するおそれのある情報など、いくつかの情報に利用制限を設け

ている。これを地方公共団体においても設定する場合、条例による必要があるという。

条例の内容は市区町によりさまざま

先に公文書管理条例の制定状況を確認した(一財)地方自治研究機構のサイトには、条例制定済の地方公共団体の一覧が掲載されており、各団体の公文書管理条例へのリンクが貼られている。これを利用して、条例制定済みの四〇市区町の公文書管理条例中に、公文書管理法に準拠した次の内容が盛り込まれているかどうかを確認してみた。^⑦

- ① 現用文書と非現用文書を包摂した法制であるか。
- ② 歴史公文書について、利用請求権を保障しているか。
- ③ その仕組みとして、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の第三者による諮問機関についての規程があるか。

①については、三三団体で現用文書と非現用文書の両方を、七団体で現用文書のみを規定している。この三三団体のうち、②利用請求権を設定しているのは二六団体で、このうち③第三者による諮問機関についての規程が

あるのは二四団体である。(表1)

利用提供機関に着目してみれば、①②③を規定している二四団体の中でも、条例に基づく公文書館が行っている団体(大阪市等一〇団体)もあれば、首長部局の総務課等の組織が担う団体(熊本市等九団体)、教育委員会に属する図書館や博物館が行う団体(東京都小平市等二団体)、教育委員会が所管する博物館と市長部局の情報公開担当による分担制をとる団体(広島県安芸高田市)⁽⁸⁾もある。(表2)

また、①②③を公文書管理条例中に規定していなくても、別の条例でこれらを規定している団体もある。例えば、現用文書については公文書管理条例、非現用文書については公文書館条例にそれぞれ定めている熊本県天草市の場合には、②と③の規定を公文書館条例(条例の名称は、天草市立天草アーカイブズ条例)に設けている。③を規定していない鹿児島県鹿児島市では、現用文書だけでなく、歴史公文書の閲覧請求や審査請求があった際の諮問についても、情報公開制度により行っている。⁽⁹⁾

おわりに

公文書管理法に規定されている文書管理についての努

力義務は、各地方公共団体の自主的判断に任されるものであり、⁽¹⁰⁾各市区町により条例の内容が異なっていたように、これを規則や規程、要綱にまで広げてみれば、さらに違いがみられることと思われる。もしかしたら、歴史公文書の保存と利用に関する決まりや、利用提供を行う組織が、市区町村によりさまざまであることが、住民にとってわかりにくく、歴史公文書に関心を持ちにくい要因となっているかもしれない。

本稿では、市区町村における公文書管理条例の制定状況とその内容のいくつかを確認したにすぎないが、倉敷市における、歴史公文書の保存と利用を考える材料の一つとしたい。

表1 公文書管理法に準拠した規定の有無について

	団体名	条例の名称	①現用文書と 非現用文書について	②歴史公文書の 利用請求権について	③審査請求があった場合の諮問機関 (ある場合は諮問機関の名称)
1	名古屋市	名古屋市情報あんしん条例	非現用文書なし	なし	なし
2	大阪市	大阪市公文書管理条例	あり	あり	大阪市公文書管理委員会
3	札幌市	札幌市公文書管理条例	あり	あり	札幌市公文書管理審議会
4	相模原市	相模原市公文書管理条例	あり	あり	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会
5	熊本市	熊本市公文書管理条例	あり	あり	熊本市公文書管理委員会
6	新潟市	新潟市公文書管理条例	あり	あり	新潟市公文書公開等審査会
7	仙台市	仙台市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	仙台市公文書等管理・情報公開審議会
8	熊本県宇土市	宇土市文書管理条例	非現用文書なし	なし	なし
9	北海道ニセコ町	ニセコ町文書管理条例	あり	なし	なし
10	広島県安芸高田市	安芸高田市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	安芸高田市公文書管理・情報公開・個人情報保護審査会
11	埼玉県志木市	志木市公文書管理条例	非現用文書なし	なし	なし
12	滋賀県草津市	草津市市政情報の管理に関する条例	あり	なし	なし
13	秋田県秋田市	秋田市公文書管理条例	あり	あり	秋田市公文書管理委員会
14	長野県小布施町	小布施町公文書管理条例	あり	あり	小布施町公文書管理委員会
15	香川県高松市	高松市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	高松市公文書等管理審議会
16	香川県三豊市	三豊市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	三豊市公文書管理委員会
17	神奈川県藤沢市	藤沢市公文書等の管理に関する条例	あり	なし	なし
18	栃木県高根沢町	高根沢町公文書管理条例	あり	あり	高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会
19	熊本県天草市	天草市行政文書管理条例	非現用文書なし	なし	なし
20	岩手県大槌町	大槌町公文書管理条例	非現用文書なし	なし	なし
21	栃木県那須町	那須町公文書の管理に関する条例	非現用文書なし	なし	なし
22	東京都豊島区	豊島区公文書等の管理に関する条例	あり	なし	なし
23	群馬県渋川市	渋川市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	渋川市公文書管理審議会
24	東京都八王子市	八王子市公文書の管理に関する条例	あり	あり	なし
25	東京都世田谷区	世田谷区公文書管理条例	あり	あり	世田谷区行政不服審査会
26	滋賀県野洲市	野洲市公文書の管理に関する条例	非現用文書なし	なし	なし
27	千葉県市川市	市川市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	市川市公文書公開審査会
28	山形県鶴岡市	鶴岡市公文書等の管理に関する条例	あり	なし	なし
29	神奈川県茅ヶ崎市	茅ヶ崎市公文書等管理条例	あり	あり	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会
30	山形県酒田市	酒田市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会
31	石川県金沢市	金沢市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	金沢市公文書等管理委員会
32	愛知県犬山市	犬山市公文書管理条例	あり	なし	なし
33	香川県丸亀市	丸亀市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	丸亀市情報公開・個人情報保護審査会
34	東京都小平市	小平市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	小平市行政不服審査会
35	滋賀県甲賀市	甲賀市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	甲賀市公文書等管理審議会
36	鹿児島県鹿児島市	鹿児島市公文書管理条例	あり	あり	なし
37	兵庫県尼崎市	尼崎市公文書の管理等に関する条例	あり	あり	尼崎市公文書管理委員会
38	北海道東神楽町	東神楽町公文書管理条例	あり	なし	なし
39	香川県さぬき市	さぬき市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	さぬき市公文書等管理委員会
40	高知県高知市	高知市公文書等の管理に関する条例	あり	あり	高知市公文書管理委員会
	①～③について、規定を有する団体の数		33	26	24

表2 各団体における歴史公文書の利用提供機関

条例に基づく公文書館	首長部局の組織	教育委員会の組織	首長と教育委員会の分担制
大阪市（大阪市公文書館）	熊本市（総務課）	東京都小平市（図書館）	広島県安芸高田市（保存は博物館、利用請求は総務課が担当）
札幌市（札幌市公文書館）	秋田県秋田市（文書法制課）	兵庫県尼崎市（博物館）	
相模原市（相模原市公文書館）	群馬県渋川市（総務課）		
新潟市（新潟市文書館）	東京都世田谷区（区政情報管理課）		
仙台市（仙台市公文書館）	千葉県市川市（総務課）		
長野県小布施町（小布施町文書館）	神奈川県茅ヶ崎市（文化推進課）		
香川県高松市（高松市公文書館）	山形県酒田市（総務課）		
香川県三豊市（三豊市文書館）	香川県丸亀市（庶務課）		
石川県金沢市（金沢市公文書館）	滋賀県甲賀市（総務課）		
香川県さぬき市（さぬき市公文書館）			

利用提供機関については、各団体のウェブサイトにて確認。

ウェブサイトでは確認ができなかった栃木県高根沢町、滋賀県甲賀市、高知県高知市については電話にて確認。広島県安芸高田市については、註8を参照。

栃木県高根沢町は目録が未整備のため、高知県高知市は歴史公文書の保存と利用に関する規定が施行されていないため、本稿執筆時点では利用提供は情報公開で対応。

註

- (1) 戦後の史料保存運動については、小川千代子・高橋実・大西愛編著『アーカイブ事典』大阪大学出版会、二〇〇三年、頁三四―三五六を参照。
- (2) 歴史公文書保存の課題については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会資料保存委員会編『データにみる市町村合併と公文書保存』岩田書院ブックレット八、岩田書院、二〇〇三年を参照。
- (3) 総務省「公文書管理条例等、情報公開条例等の制定状況に「さよ」」https://www.soumu.go.jp/main_content/000742743.pdf、令和五年九月三日閲覧。
- (4) 地方公共団体が定めることができる法には条例と規則がある。条例は法律の範囲内で、議会の議決を経て制定されるもので、規則に優先すると解される。規程は一般には法律、命令、条例、規則等の法形式以外のものについて用いられる。要綱は法ではなく行政機関の内部規定に当たる。新自治用語辞典編纂会『新自治用語辞典（改訂版）』ぎょうせい、平成二十四年より、「条例」「規則」「規程」「要綱」の解説を参照。
- (5) (一財) 地方自治研究機構「公文書管理に関する条例」<http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019-officialdocumentmanagement.htm>、令和五年九月三日閲覧。
なお、本稿では公文書管理法に対応するような地方公共団体の条例を「公文書管理条例」と呼んでいるが、実際の名称は後掲の表1のように各団体により異なる。
- (6) 地方公共団体公文書管理条例研究会『こんなときどうする？自治体の公文書管理―実際にあった自治体からの質問三六―』第一法規、二〇一九年、頁七三―七六を参照。

- (7) 公文書管理条例に盛り込むことが望ましい内容については、宇賀克也『逐条解説 公文書等の管理に関する法律(第三版)』第一法規、平成二七年、頁三三八―三四五を参照。
- (8) 広島県安芸高田市の事例は註(6)の頁一七四―一七五、高下正晴「公文書管理条例の制定と安芸高田市の文書管理改善活動―国立公文書館『アーカイブズ第四十九号』二〇一三年を参照。
- (9) 熊本県天草市については、「天草市立天草アーカイブズ条例」https://www2.city.amakusa.kumamoto.jp/reiki/reiki_honbun/351RG00000025.htmlを、鹿児島県鹿児島市にこころは、「歴史公文書の保存の取組」<https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/soumu/koibunsyoh.html>を参照。いずれも令和五年九月三日閲覧。
- (10) 註(6)の頁九四―九五を参照。
(もり くみ 倉敷市総務課歴史資料整備室)

紅緑堂印「丸足付盆」について

— 玉楮象谷に関する一考察 —

前
田
興

はじめに

現在、倉敷市立美術館が所蔵する「丸足付盆」(図1)は、元禄年間に備前香登かがとから現在の浅口市金光町に移り住んだと伝えられる大庄屋・辻家の旧蔵品である。辻家は、大正時代の初め讃岐彫りの森象堂もりぞうどうが逗留し作品を遺した(1)旧家でもある。当該丸盆において注目すべき点のひとつは、作品の底部に朱文二重楯円印(賛岐)と朱文長方印(紅緑堂)の二顆が見られる(図2)ことである。紅緑堂とは紅花緑葉堂こうかりくよくようどうのことであり、玉楮象谷たまかじぞうこくの屋号である。

玉楮象谷は、文化三(一八〇六)年、鞘塗師・藤川理右衛門(洪隆)の長男として讃岐高松に生まれた。名は為三、敬造または正直と称する。玉楮は高松藩主・松平



図1-1 紅緑堂印「丸足付盆」

家から与えられた姓。若年のころから父に鞘塗の技を学び、彫漆、蒔醬、存清など中国・東南アジアの漆芸の研究に励み、独自の技法を編み出した。三〇歳代で松平家のお抱えとなったが、象谷による漆器は、藩を代表する特産品として將軍家や諸大名へ献上され、評判となった。



図1-2 紅緑堂印「丸足付盆」



図2 「丸足付盆」印



図3 「丸足付盆」木箱蓋裏墨書銘

すなわち玉楮象谷は、江戸時代後期にあつて讃岐漆芸を全国に知らしめ、この地を漆芸王国へと導いたパイオニアとして知られている。ところで象谷は明治二(一八六九)年、六二歳で没するが、基準となる作品は思いのほか少なく、名前ばかりが先行して便乗作品などの贋作も多い。当該丸盆も決め手に乏しいものだが、この作品について現在わかることを整理して記しておきたい。

「丸足付盆」について

当該丸盆において注目すべき点の二つ目は、作品が納められた杉の箱で、蓋の表には「存清模 丸足付盆」、蓋裏には「保辰初秋求 讃州高松桂蔵 所製模存 精盆」(図3)と墨書きされている。したためられた文字の筆癖から、蓋の表裏に記された墨書は同一人によるものと推察される。〈保辰〉年は、壬辰年の天保三(一八三二)年か、甲辰年の天保一五(一八四四)年のいずれかで、その年の初秋に依頼主が求めたと解釈できるため、この墨書を記したのは天保年間に辻家の当主だった辻権四郎惟常の可能性が高い。象谷は、天保三年には二六歳、天保一五年には三八歳となる。彼は敬造と称したが、ここで同音の〈桂蔵〉と記されていたとしても、象谷本人が箱書きをしているわけではないため致し方ないだろう。〈所製〉とあるのは工房を差すのかもしれない。当該丸盆が象谷に関係した作品だとすれば、彼は二〇歳代・三〇歳代で工房をかまえて漆彫りや漆塗りの仕事を行っていたのではないだろうか。漆芸品は、木胎もくたいならば挽物、指物、刳物くりものなどの加工、籃胎らんたいならば竹を網代に編む素地づくり

など、加飾に至るまでの準備に時間と労力を要する。高松の漆芸家・太田儷ひたとしは「漆の仕事は、昔はすべて分業だった。素地は指物師、挽物師、刳物師、籠師などに、塗師は下地・中塗・上塗に分かれ、絵師は存清、蒟醬、彫漆などの下絵を描き、彫師はそれぞれの技法により専門がわかれていた。仕上げに艶をあげる職人は呂色師ろいろしと呼ばれた」と述べている。蓋裏に墨書された〈所製〉を工房と捉えるならば、このあたりの事情が考えられよう。

ところで、一五世紀ころ中国で創始された存清は、文様の輪郭や細部を剣と呼ばれる存清用の彫刻刀で彫って鎗金する技法だが、象谷は鎗金を施さず漆彫りのまま仕上げたものを存清模ぞんせいもと呼んだ。本作の蓋表に〈存清模〉とあるのは、彼が命名したこの言葉によると考えられるが、墨書者がこの造語を理解していたかどうかは定かでない。蓋裏には〈模存精盆〉と記されている。

本作は、径が五五・〇センチメートル、高さは一三・八センチメートル。四本の猫足を持ち、木胎を素地とする。下地は本堅地で、素地固めや布着せ、錆付け、研ぎなど表面を整えて堅牢にする作業が入念に施されている。加飾は、前述のとおり存清を模したもので、

漆を塗り重ねた面に多彩な色漆で文様を描き、輪郭や細部を線彫りして、彫り口の凹部には鎗金を施さないで仕上げている。花や鳥、波や岩の表現など未整理のまま線彫りされている印象が強く、随所に手探りの様子がうかがえる。また色ムラに加えて、刀を入れるたびに彫り口に塗り重ねた漆の色層が表れ、その部分が濁って見えるのも、この作品の印象を悪くしている。絵画的な意匠には、孔雀などの鳥や牡丹など稚拙と言っても差し支えないような描写が見られるが、作者（画工）のオリジナルな図案なのか、中国明清の写しをベースにした花鳥図なのかは不明。孔雀や牡丹は中国古来より吉祥富貴を表すシンボルとして装飾を彩る題材に取りあげられてきた。但しこうしたデザインは、漆器製作における工程のひとつと捉えておくべきだろう。見方を変えれば、もしこの作品が若い時代の象谷が模索した痕跡を示すものならば、唐物模様を自らの作品に取り入れて、今までの日本にない漆器を作り出していこうとする意気込みの表れと言えるかもしれない。なお、象谷の存清作品の現存例には、天保一三（一八四二）年作とされる金木犀あるいは秋海棠のようにも見える花に蜂を配した方形の小品「存



図4 存清香盒

清香盒」(図4、高松市美術館蔵)が知られている。やはり彫り口の凹部には鎗金を施さず素彫りのまま仕上げている。羽を広げて飛ぶ蜂の肢体や太湖石の表現には本作と共通した美意識や方向性が感じられる。さらに、朱・黄・緑など色漆の使い方にも共通した趣を見て取ることができる。

玉椿象谷の作例について

象谷によって創始された讃岐漆芸の歴史は決して古いものではない。現在知られている象谷作品は、藩主・平家への献上品など高松藩に関わるものを中心で、香川県的重要文化財に指定されているのは次のとおりである。

「堆朱鼓箱」^{ついで} 嘉永六（一八五三）年 高松松平家歴史資料

「蒟醬料紙箱及び硯箱」安政元（一八五四）年 香川県立ミュージアム蔵

「存清鏡篋」嘉永四（一八五二）年 さぬき市・圓通寺蔵

これらの作品は、讃岐漆芸を代表する彫漆、蒟醬、存清三技法の最高作品という位置づけになるうか。

このうち藩主・松平頼胤^{よりたね}の命によって製作された「堆朱鼓箱」は、素地が木胎で、器底には〈狩野親信謹圖玉椿為參謹鑿〉とあり、狩野親信が描いた画図をもとに象谷が彫ったことがわかる。親信は、高松藩最後の御用絵師であり、この画図は高松市美術館の所蔵となっている。

親信の遺作は、坂出市の白峯寺に「楓に鹿図」襖絵があるが、「鹿や木の描き方に稚拙さがみられ、全体の構図もまとまりがない^③」と評される。親信の画は牡丹の咲き具合など単調で、象谷はこれをアレンジして製作したと思われ、塗り重ねた朱漆の下層部分に菊を刻み、上層に牡丹や蝶をあしらった二重彫りになっている。象谷は、本作の功績により樂只園^{らくしえん}の号を拝領している。因みに、象谷の屋号になっている紅花緑葉も彫漆技法のひとつ。朱・黄・緑などの色漆を何層にも塗り重ね、たとえば花を赤、葉を緑にしたければ、その色の層まで彫り下げて表現する技法。一五世紀後半には中国から日本に招来されていたと考えられる。

蒟醬とは、漆を塗った面に蒟醬用の剣で模様を彫り、その凹みに色漆を埋めて研ぎ出す技法。天保年間に象谷によってつくられた喰籠^{しきまごう}が、日本で初めての蒟醬作品といわれている^④。「蒟醬料紙箱及び硯箱」で用いられた彩色蒟醬は、朱・黄・緑など充填したい色^⑤ごとに線彫りし、それぞれの色漆を埋めて研ぎ出しており、この工程を繰り返すことにより色鮮やかな作品に仕上げている。図柄は、料紙箱、硯箱ともに蓋表の中央に四頭の獅子を

描き、飾り枠の外側には四羽の瑞鳥を配する。そのまわりを鋸歯文、捻花文で加飾し、四隅に吉祥の福を意味する蝙蝠を圖案化する。側面に「樂只園主人象谷造」と同じく蒔髹の技法によって刻字されている。

「存清鏡筥」(図5)は、象谷が所蔵していた古鏡を志度の圓通寺に奉納するにあたってつくられた被せ蓋造りの筥で、当該丸盆と同じく鎗金を施さずに仕上げた存清模の作品。蓋表に七宝繋ぎ文を素彫りして地文とし、朱漆で蓮の花を、緑漆で蓮の葉を描き、輪郭と花や葉の細部を線彫りして表現する。側面は靈芝を繋いだ文様で、同じく輪郭と細部を線彫りする。蓮も靈芝も吉祥の寓意。天保年間につくられたとする当該丸盆に比べ、図柄も彫りも塗りも洗練されていることが理解できるだろう。蓋裏に奉納のいきさつを(象谷椿為參)の署名入りで記している。

次に、この丸盆は、作品が納められた木箱蓋裏の墨書銘(保辰)年によって天保三年か天保一五年のいずれかの年に辻家の藏品となったと推定されるため、象谷が天保年間に関わった他の作品についても確認しておきたい。



図5 存清鏡筥

天保一〇
(一八三九)
年に製作された「一角印籠」(香川県立ミュージアム蔵)は、約八センチメートルの小さな容器に亀・蟹・蛙など千以上の動物や植物を彫り込んだ超絶技巧ともいえる象谷の出世作。イツカクは小形の歯鯨で、門歯が長い角が生えたように見えるところから名づけられた。本印籠に用いられた材は、珍品として藩主より下賜されたもの。印籠の底の部分には「玉椿正直謹製」、印籠の中におさめられている重には「象谷刀」と

刻銘されている。

紅花緑葉の鞍と蒟醬の鐙あぶみ（ともに高松松平家歴史資料）は、大坪流馬術の大坪道禪の作と伝わるもので、天保七（一八三六）年に鞍を、天保一〇（一八三九）年に鐙を象谷が修復したもの。前後輪外側の鞍の彫漆法は、朱の青海波せいがいはを地文とし、中央に三葉葵の紋、そのまわりに菊かきぎと蠟螂かまきりを彫り出す。前後輪の内側と居木部分いぎの加飾は黄の蒟醬で、怪獸文・鳥獸文・魚文を左右対称に配する。また〈修復 塗工 玉楮敬造〉の張り紙がある鐙は、全面に朱の蒟醬で埋められ、円形の幾何学文のまわりには怪獸文・鳥獸文などを配する。

天保一三（一八四二）年につくられた「存清香盒」については、すでに触れた。

『御用留』について

ところで、象谷は、松平家などから依頼されて製作した調度品を記録した『御用留』（高松市美術館蔵）といわれる手控えを遺している。『御用留』から本作の納品年と考えられる天保三年及び一五年頃の製作状況を見てみたい。

この手控えによると、文政一三（一八三〇）年、高松藩に初めて菊唐草の菓子盆を納めて以来、同年十二月には四重六角の存清模の喰籠、翌天保二（一八三一）年には軸盆二種と籠えびらを、同三（一八三二）年八月には堆朱の印箱を、九月には軸盆を献上している。

注目すべき記述は、天保三年八月に町奉行所で「讃岐彫」「讃岐塗」の二印を拝領するとされている点である。この記述は『高松藩御令條』（香川県立文書館蔵）にある天保三年八月の「両三年以前より乍拙作唐物模様漆塗彫仕、京都大坂表江送り居申候処、何れ共名付ケ不申候、此後ハ讃岐塗讃岐彫と御印拝領仕、諸国江売申度存念ニ御座候間、此段偏ニ宜被仰達可被下候」との象谷の願い出を受け、二印が速やかに送られたということだろう。漆器を販売するのに名前がないのは売りづらい、要は藩のお墨付きがもらえないだろうかとの申し出である。現存する作品に照らすと「二重の矩形の中に〈讃岐〉」及び「二重の楕円の中に〈賛岐〉」と彫られた印がこれに該当すると思われるが、本作にも二重楕円印が捺されている。天保一三（一八四二）年から翌年にかけては、藩関係の仕事として木地彫りの香合、箔絵の喰籠と菓子盆を二つ

ずつ納めている。また同一四年九月には、堆朱で林和靖りんわせいの図を彫った印籠と、堆黒で菊と蜻蛉とんぼを彫った根付を献上する。一四年から一五年にかけては存清模の喰籠や菓子盆、蒔醬の喰籠や菓子盆、さらに香合を蒔醬、堆朱、木地彫りと技法を変えてつくるなど活発な製作が目立つ。当該丸盆も存清模の菓子盆のカテゴリーに入るが、『御用留』に記されている調度品については藩周辺から依頼されたものと考えておくのが自然だろう。象谷は二九歳で帯刀を許され、三二歳で藩主のお目見えとなるが、天保年間の後半には藩の御用が徐々に増えていき、多忙をさわめていくようになる。

象谷は藩主の御用だけで生涯に三百点以上の調度品をつくったといわれる。『御用留』の記載はその実情を裏付けているが、象谷は巷間からの製作の依頼をどの程度請け負っていたのだろうか。

象谷は、弟の文綺堂黒齋に蒔醬や存清の製法を譲って藤川家を継がせ、「藩士や市民の求めに応じ、盆類・菓子器・茶器・家具類等、主として実用漆器を製造」させた。象谷の創製した彫漆、蒔醬、存清の技法でつくられ

た漆器を讃岐の特産品として全国に紹介したのは、象谷の弟・藤川黒齋（文化五・一八〇八年～明治一八・二八八五年）の文綺堂だったともいわれている。このことは、現在、倉敷市立美術館の所蔵品となっている辻家旧蔵の文綺堂による数々の調度品を見ても肯首できるだろう。しかし、象谷は、先の『高松藩御令條』によれば、文政一二（一八二九）年頃には自らがつくった唐物模様の漆塗りや漆彫りの作品を京都や大坂方面に送っていたとあるため、二三歳頃には職工として、あるいは経営者として漆に携わる仕事を行っていたと考えて差し支えないと思われる。はじめに触れた森象堂によれば、彼は辻家があった金光町の隣町・鴨方の姫井家にも逗留しており、そこに象谷が彫った風月三昆の机があったという。真偽は不明だが、象谷作品が民間にも流通していて、森象堂は象谷が作ったといわれる机を熟覧し模刻したと述べている。⁽⁹⁾『日本漆工会雑誌』には「高松と云ふ処は資本家の無い処⁽¹⁰⁾」と書かれるが、備前・備中地区は讃岐漆器の販路のひとつだったと考えられ、辻家や姫井家のみならず、たとえば児島の野崎家には象谷の長男・理吉の存清作品が伝わっている。⁽¹¹⁾また、辻家には大原敬堂の書画などが

遺っており倉敷の大原家との姻戚関係をうかがわせるが、大原家をはじめ近隣の素封家の家々には、こうした讃岐漆芸の遺品が残っている可能性があるだろう。ただ裏を返せば、近世の岡山は上質の漆の産地ではあったが、優れた漆芸品をつくる産業は十分に育たなかったと言えるのかもしれない。

おわりに

象谷の父・洪隆は鞘塗師だったが、篆刻も巧みだったといわれる。江戸時代、鞘塗は各々の刀を見分けるため必要不可欠なものだった。象谷は父親の技を自家薬籠中のものとするが、彼が修復した蒔髻の鐙にある〈塗工〉の張り紙からは天保年間の後半には塗師として自他ともに認める名工だったことが窺われる。加えて、銘文から象谷が刻んだことが確実な「一角印籠」や「堆朱鼓箱」は、彼が彫師としても一流だったことを証明している。

この事実を踏まえると、贋作が多い中、果たして紅緑堂印を有する「丸足付盆」は象谷がつくったものなのか、あるいは象谷が関わったとしても木箱の蓋裏に記されている〈保辰〉年を、天保一五年三八歳頃の作とするには

余りにも未熟なのではないか、といった疑問が湧いてくる。また象谷が作製した存清の基準作品は、例示した二点以外はほとんど確認されておらず、編年的に作風を辿っていくには無理がある。それにもかかわらず、象谷は讃岐漆芸の創始者であり、箱書きを否定するならともかく、天保年間に存清などの技法を駆使して漆器を作り販売した讃岐の職工（あるいは職工集団）は現時点では他に考えられないため、「丸足付盆」は天保三年以前に玉楮象谷の工房・紅花緑葉堂でつくられたとしておくのが、もっともふさわしいように思える。さらに、作品の底部に捺された〈賛岐〉印が、天保三年八月に拝領した印とすれば、作品が出来上がってまもなく、天保三年のうちには辻家に届けられたことになるのではないだろうか。

注

- (1) 森象堂「狹貫彫り」『さぬき美工』通巻第六号 讃岐美工社 一九六三年二月 P 十一。
- (2) 太田儔「香川のうるし工芸」『日本の美術二三〇漆工（中世編）』一九八五年七月 P 九一。
- (3) 田中敏雄「白峯寺（坂出市）の障壁画」『日本美術工芸』五七三号 一九八六年六月 P 五九。
- (4) 太田儔前掲書 P 九八。

(5) 住谷晃一郎編纂・執筆『玉楮象谷』図録 高松市美術館
二〇〇四年二月 P.二四一 ただし、当該丸盆は箱ではなく作
品本体の裏に朱印で捺されている。

(6) 『日本漆工会雑誌』第一四二号 日本漆工会 一九一二年
二月。

(7) 紀淑雄「讃岐彫と玉楮一家」『早稲田文学』第十五号
一八九六年八月 P.一六。

(8) 太田儔 前掲書 P.八九。

(9) 森象堂 前掲書 P.一二。

(10) 『日本漆工会雑誌』第一四三号 日本漆工会 一九一三年一月。

(11) 作品の裏に捺された〈賛岐蔵黒〉の印から理吉がつくつたと
考えられる「存清色漆花鳥刻引出付机」は、明治二七(一八九四)
年に近衛篤磨(文久三・一八六三年〜明治三七・一九〇四年)よ
り贈られたものとされる。ただし、理吉は明治一三(一八八〇)
年に四九歳で没している。(「塩田王野崎家ゆかりの人と作品」
公益財団法人竜王会館 二〇一二年二月 P.五〇)。

(図4、5) は、住谷晃一郎編纂・執筆『玉楮象谷』(高松市美術館、
二〇〇四年)より転載。なお本稿作成にあたっては同書による
ところが大きい。記して謝意を表します。

(まきだ こう) 倉敷市立美術館学芸員

菅生村役場の公文書

山下 洋

はじめに

窪屋郡(くぼや)(明治三十三年からは都窪郡つくぼ)菅生村すせいは、明治二二年(二八八九)に三田村みつた・生坂村いくさか・西坂村にしざか・浅原村あさはら・子位庄こいのしょう村の五か村が合併して誕生し、昭和二六年(一九五二)に倉敷市に合併した。そうした明治の大合併で誕生し昭和の大合併によって消滅したいわゆる近代の行政村は、今日なお学区などのかたちでその名残りをのこしている場合も多い。しかし、かつてそこに独立した自治体があったという社会的な記憶はかなり薄らぎつつあり、役場の建物も現存するものは稀である。そうしたなか墨黒々と「〇〇村役場」と表紙に記された旧村役場文書は、かつて厳然としてそれらの自治体が存在したことの数少な

い証となりつつある。

以下、歴史資料整備室が所蔵する菅生村の公文書について、その概要を述べてみたい。なお、昭和一〇年(一九三五)年段階の同村の世帯数は八八五、人口は四一五五人、面積は一一・二四km²である(昭和十年岡山県統計年報「昭和二年 岡山県」)。

1 文書の来歴

歴史資料整備室が所蔵する歴史公文書のうち菅生村に關係する資料群は、表1に示したように七つある。昭和二六年に倉敷市に合併して以降、これらの文書はどのような経緯をたどって今日に至るのだろうか。表中の①や⑤(以下、資料群名は①～⑦で表記する)は、市役所の担当部署

表1 歴史資料整備室が所蔵する菅生村役場の公文書

資料群名	資料群番号	点数	移管元
①旧菅生村議事録	24	124	議会議務局
②旧菅生村役場文書	55	394	中央図書館
③旧菅生村役場文書	82	74	—
④旧菅生村役場文書	—	7	中央図書館
⑤野取帳類（一部）	75	247	管理課
⑥旧倉敷市役所文書（一部）	52	2	中央図書館
⑦観光部より移管資料（一部）	—	2	観光部
計		850	

注) 資料群名に（一部）とあるのは、その一部に菅生村の文書が含まれるという意味で、点数も同村の文書に限った数である。

に引き取られたことが明らかであり、②や④は、どこかの段階で図書館によって収集されている。これまでに本欄で紹介した帯江村や郷内村の公文書も図書館によって保存が図られており、その果たした役割は実に大きいといえる。⑦はかつて美観地区の倉敷館に展示されていた資料である。

文書の年代別割合は、明治二二年に菅生村が成立する以前の五か村の時代の戸長役場の文書と、それ以後の菅生村時代の文書とが約半々の割合であり、それ以外に近世文書と合併後の支所時代の文書がわずかつ存在する。④はすべて近世文書で、それには明治以降に付与された整理番号も記されている。このように近世の庄屋文書が必要に応じて近代の戸長役場さらに町村役場へと引き継がれているというケースはしばしば見受けられる。

2 文書の内容

【文書管理】

まず菅生村の文書管理のあり方そのものについてみてみよう。文書管理規程の変遷をみると、はじめ各種文書の保存年限を定めた「図書類保存規定」（制定年不明）、

ついで明治四三年二月二七日に「菅生村役場文書整理規程」(①24—10—16)、さらに大正二年三月三〇日に「菅生村役場文書編纂保存規程」が制定される(①24—10—17)。そのうち「文書整理規程」は、明治四二年九月に都窪郡役所から管内の町村に文書管理に関する規程を作成するようにとの通達があり、その雛形に即して作られている(①24—10—3)。これら一連の動きをみると、菅生村では比較的早い時期に文書管理に関する仕組みが整備されているようである。

文書目録は、明治二二・二三・二四・二八・三一・三二年のものが残されていて(②55—23—1—3・4・9・10)、三二年段階の点数は一五二一点である(同一タイトルの簿冊は一点と数えて)。また、昭和二六年の合併時に作成された文書引継目録もあり(②55—27—5)、現在残っている文書と比較対照することもできる。

【議会】

明治二七年から昭和二六年に至る村議会の文書がほぼ経年的に残されていて(主に①)、それは議事録・議決書・処分録の三種類の簿冊に分けて編綴されている。また、議会で決定された条例・規程をまとめた綴(①24—10—15

①8)、学校・役場・隔離病舎・道路・用排水路工事などの請負契約書をまとめた綴(①24—10—14)からは、村政の実態がうかがえる。なお、明治後期の衆議院議員選挙に関する詳しい記録も残されている(②55—25—1—7・8)。

【治山】

明治一〇年代以降の山林の砂防や保安林関係の簿冊が四〇点以上ある。これは倉敷町などへの薪炭供給地として山林の荒廃がすすみ、それへの対策が早くから迫られていたことを意味しよう。岡山県の治山行政をリードした宇野円三郎から松苗の購入について指示を受けている書類などもみられる(②55—23—3)。

【税務】

土地関係の書類は大変豊富に残されている。それらは②③⑤の資料群に分散しているが、その経緯は明らかでない。土地以外に、各戸の家屋の平面図を記した明治一六年ごろの台帳がまとまってあり(②55—1—19—23、③82—2—22)、当時の居住環境がよくうかがえる。この種の台帳は県内の諸村で散見され、各村において租税を賦課する基準となる各戸の等級を査定するにあたって作

成されたものと考えられる。その他、墓地・墓石に関する記録が多く残されているのも特徴的といえる。

【用水】

酒津で取水された八ヶ郷用水は、菅生村内で定水川と番水川に分かれ、さらに番水川は三つに分流する。その関係で、菅生村は、八ヶ郷井組合・番水井組合・沢所組合に加盟していて、関係資料も多く残されている。また、明治三七年に結成された高梁川水害予防組合の規定などもみられる(②55—24—1—1)。

【教育】

学校関係の簿冊は一〇点に満たないが、明治後期における生徒の入学・卒業・退学・就学免除などの状況が具体的に判明する(②55—29—14—2、③82—3—2—3)。また、教員への旅費支給に関する書類からは、毎年の修学旅行や遠足の状況もうかがえる(②55—29—14—4)。

【合併】

昭和二四年、倉敷市は周辺の連島町・福田町・西阿知町・菅生村・中庄村・帯江村・豊洲村・粒江村の八か町村を合併する方針を打ち出し、それに対する菅生村の対応を記した簿冊が三点残されている(②55—27—5、③82

—1—3、⑥52—41—17)。そこには当時の現況が詳しくまとめられているほか、合併協議の状況、倉敷市議会議長らが来村して開かれた住民説明会の記録なども含まれている。

おわりに

先に紹介した合併関係の簿冊の一つには、表紙に「鴨川俊記」という署名がみえる(③82—1—3)。この「鴨川俊」とは、のちに倉敷市職員労働組合書記長や自治労働山県本部書記長・副委員長をつとめ、倉敷市長選挙にも立候補した鴨川俊作(一九二八—一九九八)のことである。彼は昭和二三年に菅生村役場に就職し、このとき合併関係の事務を担当していた。現在、歴史資料整備室は「鴨川俊作氏収集資料」として、彼が組合活動を行うなかで記録・収集した諸資料を所蔵している。そうした資料群同士の連環を把握することは、歴史をより立体的に立ち上げるうえで大切なことにちがいない。

(やました ひろし 倉敷市総務課歴史資料整備室)

敷物製造業者・磯崎高三郎考案の
「便利病床」について

吉原 睦

小稿で取り上げるものは、登録実用新案第五四五〇号「便利病床」（大正九年出願・登録）である。出願者は磯崎高三郎^{たかきさぶろう}で、近代輸出花筵の創始者として著名な磯崎眠亀の後継者（磯崎製筵所二代目所主）である。

事ある毎に今なお発信され続ける眠亀の栄光とは対照的に、高三郎の製筵事業は触れられる機会に乏しい。偉大な父から継いだ会社を最終的に閉鎖せざるを得なくなった点など、結果だけを見れば取り上げにくいのかもされない。ただ、抑も高三郎時代の製筵所の事業実態自体の多くが未解明である。兄弟で協力し父・眠亀の事業の継承に努めた、という程度でとどまることが多い。

筆者は現在、当該時期を中心に磯崎製筵所の全容把握に腐心しているが、高三郎が父親譲りとばかりに様々な

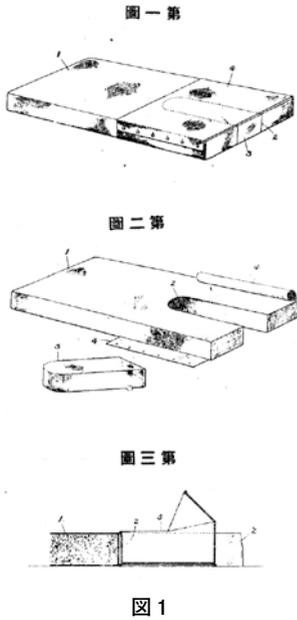
敷物を創出しては特許や実用新案を取得する一方、異分野にも少々触手を伸ばした形跡にも接しつつある。たとえば、大正一四年発行『岡山商工人名録』では、「石油、^{ちゅうとう}厨爐」（ルビは筆者加筆。石油厨爐の誤記カ）の商いもある。そこで今回、磯崎製筵所の花筵事業「以外」の部分という、極めてニッチな領域の一例として「便利病床」に触れてみることにした。考案に至る経緯が不明なままで紹介になるため、時期尚早なり野心的などといった謗りを免れないであろうが、まずは当該研究を一層積極的に進めるための準備運動のつもりで始めたい。

「便利病床」概要

「便利病床」とは、実用新案登録書類中の図面（図1…独立行政法人工業所有権情報・研修館インターネット上サイト「特許情報プラットフォーム」より）のように、病床のカバー（第一図・右半分）を巻きはがし（第二図・右上）、半円形のアタッチメントを外した（第二図・左下）かわりに便器を差し込むことで（第三図）使用準備が整う、というものである。ちなみに、この新案が実際に商品化されたか否かは不詳である。

高三郎が「便利病床」の利点として強調した点は、患者にとっての使い勝手の良さである。即ち、従前は病床の上に便器を置いて用を足していたため患者の苦痛感が大きく排泄も不完全になっていた欠点があり、その改善策として安臥したまま容易に排便することを可能にしたのが本案の「便利病床」で、特に安静を要する重病患者には最適である、という指摘と主張である。

この案が、眠亀の花筵輸出事業を最初期から補佐し続け、自らの代でも「色彩花筵」「平和敷物」「和楽織敷物」「塗抹野草筵」等の特許取得品や「平和織」「草氈」「螺旋状織物」といった登録実用新案品の創出を重ねてきた高三



郎のノウハウとどう結びつくのか、今の筆者にはまだ皆目見当がつかない。強いて言えば、発想力の豊かさ、その想像力を経済力に変換しうる創造力の確かさを、父子共に兼ね備えていた要素として見出すことができる、といったところであろうか。

本案出願前後の状況

どうも本案出願との直接的な関連性は高くなさそうだが、当時の高三郎の状況に注目すれば手続の実態そのものは把握可能である。歴史の一端として公開しつつ、その余波から更なる史実解明の可能性にも資したい。なお、情報の典拠は第七子・磯崎加世氏の手許に残されていた父・高三郎の直筆手帳（大正九年分）である。

大正九年四月一〇日、高三郎のもとに東京の宮原特許弁理士（飯田特許事務所）から手紙が届く。「磯崎式寝床新案出願ノ価値アル旨」の通知で、このあと間もなく出願申請・登録に至ることから、この磯崎式寝床が「便利病床」であろうと思われる。ちなみに今のところ、これ以前の状況を伝える史資料に出会っていない。

この前後、第三子で待望の長男であった巖（後のエス

ペランティスト・伊東三郎)が在京中、流感に罹ったり中耳炎をこじらせたりしていた。同年五月一日、高三郎は東京の野崎ト二郎(死別した先妻・恭の弟カ)から、巖が中耳炎手術を必要としていることを知らされると、巖と高橋初瀬(長女・在京)に手術を急がせる書を送ったり、「野」(ト二郎であろう)に「巖中耳炎早ク施術頼ム遅レテハイカヌ」と至急電報を発している。そして直ぐさま上京を決意したが、入院するも手術不要・心配無用との連絡を野崎と初瀬から受けて岡山に留まる。ところが巖が五月二二日から腎臓炎を患って治療を受け始めたことを、高橋胖(初瀬の夫)から知らされる。高三郎は巖を岡山へ連れ帰るべきか否かを思案するが、その矢先に再び胖から「順天堂医院入院中ノ巖中耳炎切解手術ヲ施スノ要アル旨」伝えられた。翌々日の六月三日、高三郎は次女・貞子(貞子)を連れ、巖の看病のために岡山を發つ。途中、多賀神社(滋賀県)に立ち寄って祈禱をし、急行列車に乗り込んで四日に東京に到着すると、病院へ直行した。結局、経過良好で手術を要しなさそうな状態であると聞かされて安堵し、この日は胖宅に泊まる。

翌日以降の数日間は、巖の見舞い・看病と、貞子との

観光で多くの時間を過ごしたようである。蛇足ながら後者は、皇居・赤坂周辺、動物園・博物館、日比谷・芝・上野の各公園、三越呉服店などを観覧したり、松坂屋・東洋軒・上野精養軒で昼食をとったりしている。

六月一日朝、帰路につこうとしたが時間に遅れてしまふ。出発を翌日に変更し、この機に「飯田特許事務所二宮原氏ヲ訪ヒ改良病床ノ新案登録出願方ヲ依頼ス」ることにした。小稿主題に直結する動向である。

ちなみに翌日は中央線經由で名勝「寢覚の床」を眺めながら名古屋を通過し、製菓所大阪支店の弟・悦三郎を訪問して住吉菖蒲園・四天王寺・通天閣等へ立ち寄るなど、再び観光を満喫している様子がかがわれる。

巖は六月二四日に無事退院した。「便利病床」のその後は、八月に印紙代と手数料を、十一月に登録料等を弁理士へ送金し、一二月三日付けで登録されている。

小稿執筆にあたり磯崎和彦氏・早津純子氏から過分な御協力を賜った。末筆ながら感謝申し上げます。

(よしはら むつむ 岡山商科大学非常勤講師)

展示会記録

令和五年度資料展示会

小野家文書の世界

―倉敷村の慶長から明治―

はじめに

倉敷村の小野家は、江戸時代に長く倉敷村庄屋を勤めた家である。同家は倉敷代官役所管下幕府領の大庄屋・掛屋も勤めていたこともあって、慶長期からの倉敷村に関する資料や倉敷代官役所管下幕府領の運営に関わる資料が豊富である。そのため小野家文書は倉敷の歴史を探求する上で欠くことのできない貴重な文書群である。

小野家に伝来した古文書の一部は昭和二八年（一九五三）に岡山大学の所蔵となり岡山大学附属図書館から目録が刊行された。それ以外の古文書は、平成九年に小野一臣氏から倉敷市へ寄贈され、その後も平成二八年、令和四年と二度にわたり同家からの寄贈があった。



図1 展示会チラシ

本展は小野家文書を展示することによって、水夫の町としてスタートした倉敷村の原点と、その発展の過程を広く紹介することを目的とし、慶長期から明治初年までの様々な資料を展示した。

会場はテーマ別に1から10のコーナーを設置し、展示資料にはすべて簡単な解説キャプションを付した。各コーナーの資料選択とキャプションの執筆は歴史資料整備室職員が担当し（1・6・10畑和良、2・3・4山本太郎、7・9山下洋、5・8大島千鶴）、1日2回の展示解説タイムで

は、それぞれが担当の解説を行った。

本稿ではこれらのキャプションを基に、主な展示資料を紹介する。文中の番号は末尾展示目録の資料番号に対応している。

1 備中国奉行小堀父子と倉敷

小野家文書の特徴は、なんと言ってもその年代の古さにある。特に備中国奉行を務めた小堀正次とその息子政一の時代の資料が含まれていることは特筆すべきであろう。本展示の目玉となった「くらしき助右衛門あて小堀正次書状」(1・1・写真1)は慶長六(一六〇一)〇三の間の資料で、国奉行時代の正次の署名がある資料はごくわずかしか確認されていないため、極めて貴重なものである。正次はくらしきの助右衛門に虫明三八(庭瀬の戸川達安の家臣)から豊表百帖を受け取り、大坂へ船で運ぶよう命じている。また、豊表だけでは軽いので連島で船底に材木を積むことも指示している。書状の「くらしき」は現在の美観地区を中心とする一帯に形成されていた倉敷村のことと考えられ、この書状によって遅くとも関ヶ原の戦いから数年後には「倉敷」という名の集

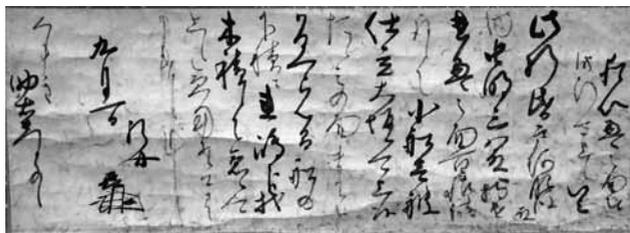


写真1 くらしき助右衛門あて小堀正次書状

落が形成されており、かつ、そこは物資の集積地であったことが分かる。なお、この資料は『倉敷の歴史』第二〇号で紹介されている(山本太郎「小堀正次の書状」同誌一一三―一二五頁)。

このほか小堀政一支配時代の草場開発をめぐる倉敷村と白楽市村の争論(1・2)、小堀正次が倉敷村で検地を実施した事を伝える資料(1・3)、現倉敷アイビースクエア付近にあった小堀政一のお茶屋(陣屋)について触れている倉敷村の村明細帳(1・4)などを紹介した。

2 水夫の町倉敷と倉敷の原点

太古、倉敷周辺は海であり、鶴形山は海に浮かぶ小島であった。海に面していた倉敷には早くから船乗りたち

が住んでいたと考えられ、船乗りたちの住む屋敷（水夫屋敷）が並ぶ町が倉敷の原点ともいえる。

慶長一四年（一六〇九）の「倉敷屋敷方御免被成分之帳」（2・1）は小堀政一支配時代の倉敷村の水夫屋敷一七二筆の面積・石高・所持者を書き上げた最古の水夫屋敷帳である。ほかに寛政三年（一七九二）の水夫屋敷帳（2・2）と屋敷割絵図（2・3）も展示した。いずれも往事の倉敷村の姿がしのばれる貴重な資料である。

2・4は寛永一四年（一六三七）の島原の乱の際に倉敷村に課せられた水夫役銀の負担割賦を、領主である松山藩の役人へ組頭が報告したもの。水夫屋敷所持者が所持高に応じて負担していることが分かる。

また、2・5・6は倉敷代官・彦坂平九郎が船で倉敷村を訪れる際などの加子（水夫）の調達や、賃金に関する資料である。寛文元年（一六六一）、彦坂が大坂と備中を軍船で往復する際「あこや」「河田屋」「伝法屋」という業者が加子の調達を請け負っている。加子は六五人で、一人当たりの賃金は一匁二分であつた。

3 倉敷代官と陣屋―幕府支配の拠点と

倉敷村などは寛永一九年（一六四二）に幕府直轄領となり、幕府代官が支配することになったが陣屋は長い間設置されなかった。陣屋が完成したのは延享三年（一七四六）のことで同五年には牢屋も付設された。陣屋の設置により倉敷は江戸幕府の山陽地方支配の拠点となった。

3・1は倉敷村を支配した領主・幕府代官名と、彼らに関する特記事項を書き留めた資料である。代官以外の諸役人の名前も記録されている。

3・2は代官所からの内意を伝えるもので、代官往返の節は村役人が次の村まで案内・出迎えをすることや、陣屋の門前を通行する者が笠を着ること、大声で歌ったり悪口を言ったりしながら通行することなどを禁じている。また3・3では陣屋内の者が町へ出て買物をする時は、必ず代銀を支払わせるよう、また通帳を持たせるので、持参せぬ者には品物を渡さないようにすること、陣屋内の者へ金銀銭米、何であろうと貸借してはならないこと、などを言い渡している。陣屋へ敬意を払わせるとともに、陣屋役人が権威を誇示する行為を取り締まるものである。

3・4・5は作製年不詳だが、陣屋と牢屋の様子が分かる貴重な見取図・絵図である。陣屋見取図に赤い線があるのは目隠しのために設置されていた板塀である。牢屋は塀に囲まれた中に三疊敷の番屋と二重の牢屋があった。

このほか、天保年間の様子が立体的に分かる「明倫館図」(3・6)と「倉敷村本田小割絵図」(代官陣屋部分)(3・7)を写真パネルで展示した。

4 小野家の仕事と庄屋と掛屋

小野家の当主は江戸時代初期から、文政一一年(一八二八)に新緑古禄騒動によって退役するまで代々倉敷村庄屋を世襲しており、譜代藩が支配していた時期などには備中国村々の大庄屋も務めた。延享三年に倉敷代官陣屋ができると他村の庄屋も兼ね、倉敷代官役所管下幕府領の年貢銀と、郡中入用銀を管理する掛屋にも任命された。

幕府領では正徳三年(一七二三)以降、大庄屋は廃止されていたが、必要に応じて残されていた所もある。4・1は、倉敷村庄屋又兵衛が享保一九年(一七三四)に

代官所に差し出した覚(下書)で、同年までの支配の変遷とその間の大庄屋の勤め方が記されている。

幕府領の年貢は、江戸・大坂のほか伊予国の別子・立川銅山へも廻漕されていた。この年貢は鋳夫用飯米に宛てるもので、米ではなく代銀を幕府領村々庄屋の代表が船で伊予国へ届けていた。4・5は、寛延三年(一七五〇)に代表たちが渡海した際の船賃や宿賃など諸経費を書き上げた帳面である。代表庄屋らは三月二一日に役所に召し出され、二七日に乗船し渡米渡海するよう仰せつけられたので、二四日に倉敷へ罷り出て掛屋又兵衛方で相談をしている。

倉敷村では庄屋が一時期不在の時期があったが宝暦一二年(一七六二)に改めて庄屋役が置かれることとなった。4・2は、小野孫太夫が浅井代官から庄屋役に任命された際の申渡し覚である。

この他に、代官の動向や年貢納入、郡中大割、訴訟など、倉敷代官役所の支配に関わる出来事を記録した公用の「日記」(4・3)、領主から下達された触書・廻状を控え記録した「御用留」(4・4)、掛屋を勤める倉敷村庄屋七太夫と年寄三人が、代官役所へ郡中大割銀の勘

定を報告した勘定目録(4・6)を展示した。

5 陣屋元町倉敷く倉敷ぐらしく

一七世紀後半二七〇〇人ほどだった倉敷村の人口は、一八世紀前半には四五〇〇人を超えた。天和四年(一六八四)には全戸数中八割が店借となっており、倉敷が町場として発展していることが分かる。早くから定期市も開かれ、元禄八年(二六九五)の「備中窪屋郡倉敷町委細帳控」(5・1)によると月六回定期市が立っている。行政上は「倉敷村」だが近世当初から市場として発展した在町(農村に成立した町)だった。

5・2は倉敷村の一八三八人の名前と職業を書き上げた帳面で、醤油屋・饅頭屋・たばこ売・伊部物売・ぬいもの仕・豊島石細工・鯨油屋・髪結・旅人宿・小舟乗り・湯風呂屋・せんだく(洗濯屋・洗濯屋のこと)・手習師匠・医師等々、多数の職業が記されており、倉敷村の人々の生活が窺われる興味深い資料である。

5・3は、陣屋内の火事に備えて出動する人員の編成と装備を記した帳面で、東町組・本町組など町ごとに組分けされ、組ごとの水籠・龍吐水(江戸時代の消防ポンプ)・

うちわ・鳶などの道具の数が書き上げられている。

また、5・4は村内の屋敷や道幅・川幅などを測量して記録した帳面で、借家や土蔵などを建てる時や境界争いが起こった時、燈籠や井戸を設置する時などに後々問題が起らないよう測量して役人に届け出ていることが分かる。当時の街並みを知ることができる貴重な資料である。このほか新禄古禄騒動に関わる「新禄追訴につき古禄返答書」(5・5)も展示した。

6 倉敷川の水運

近世倉敷村の運輸の要は、倉敷川を利用しての舟運であった。倉敷村から天城村を経て児島湾に至る倉敷川は江戸時代には「汐川」「汐入川」などと呼ばれ、前神橋より上流は「舟入」として荷物の揚げ降ろしで賑わった。

最も多い時期で四九艘の船が在籍し、倉敷村の船主は大坂堂島備前屋・児島郡大畠村・小豆島などの大工と取引して船を新造・購入していた(6・3)。

6・1は倉敷川の川幅を定めた覚書で、前神橋から今橋付近の川幅が書き上げられている。ここには中橋の記載がなく、中橋の架橋がこの年以降であることが分かる。

6・2には倉敷川を上下する船に積載されていた荷物の品目と、およその年間取引量が記されている。塩・煎茶・薪木・干鰯・材木が主要な移入品で、米（年貢米など）・種子（菜種）・綿実・雑穀類が主に積み出されていることが分かる。

舟運で栄える一方、倉敷川は土砂流入によって埋まり、通船が困難となることが近世を通じて幾度となく起こった。このため、浚渫事業は村人たちにとつての大きな課題であった。6・4は倉敷川が埋まった際の状況を詳しく知ることができる資料で、葭草が茂ったり、附洲が出来たりして諸国からの船が入れず、また、船持も年々減少している、と窮状を代官に訴え出ている。

6・5は倉敷川河畔での現状改変工事の实地確認用に作成された見取図である。前神橋の少し上手の左岸に土手町通りから倉敷川へ降りる石段（坂）があり、その上流にもう一か所石段が増設されたことが分かる。

7 高梁川をめぐって

小野家には高梁川に関わる資料も多く残されている。それらは、水論、取水、水害、普請などに関するもので、

人々の生活に密接に関わる重要な問題であった。

7・1は東高梁川の河口部の福田村など岡山藩領五か村が干拓を計画した際、上流部の倉敷村など一八か村が、水はけが悪くなる事を理由に中止を求めた訴訟の資料である。審理は幕府の評定所にもちこまれ、長い裁判の末、干拓を認める方向で和解が成立した。そのおよそ一〇〇年後にも、さらに干拓をすすめる計画がもちあがり、上流の村々は洪水の危険性が増すとして再度反対をした。この件は、様々な対策や補償を行うことで決着が図られた（7・2）。

また、高梁川から成羽川を行き来する高瀬船の航路を川上郡の田原（高梁市備中町東油野）より上流の備後東城（広島県庄原市東城町）まで通す工事が開始されると、下流の村々は、その工事が水害の危険性を高めるとして、川辺村（倉敷市真備町川辺）で会合を開き対応を協議した（7・3）。7・4は新たに通船する田原―東城区間を描いた絵図である。

7・6～8は鉄穴流し関係の資料である。鉄穴流し、土砂を含む大量の濁水を下流へと排出するため、下流の村々に被害を与えたとともに、河床を上昇させて洪水や

早魘の要因ともなった。このため、倉敷村ほか下流の村々は連合して、鉄穴流しの停止を要求した。

7・9は慶応二年（一八六六）に破損した安江村の高梁川左岸の堤防を翌年修復した際の見取図である。ここは嘉永三年の大洪水で決壊した場所であった。

8 宗教・学芸・習俗と文化の町倉敷

倉敷の有力な商人たちはまた、文化の担い手でもあった。彼らは和歌・俳句・茶道・能楽などを嗜み、倉敷に文化的サロンを形成していく。小野家の当主たちも漢詩や和歌・俳句に長けており、サロンの中心的存在であった。とりわけ和歌については大量の短冊が残されており、その中から小野季顕・小野正子・顕世・顕允の作（8・8）を取り上げた。

また、小野家には学問所に関する資料がまとまって残されている。8・4は文政二年（一八二八）に倉敷村の佐右衛門が学問所の設立を代官所に願ひ出たもので、文中の「学問所ができ孝悌忠信に心を寄せる者が増えれば自ら民衆は和むであろう」という言葉には、長引く新緑古祿騒動終息への願ひが読み取れる。

佐右衛門の願書で学問所設立は実現しなかったが、その六年後、陣屋内に教諭所が設立された。8・5はその開講に先立ち、領民たちに聴講に向かう代官所が発した廻状で、備中の他、作州や讃岐の直島・小豆島まで順達されている。

宗教関係の資料は、倉敷村の寺院や神社などを書き上げた元禄一〇年の帳面（8・1）、宝永四年の倉敷村の宗門改め帳（8・2）、神祇管領（神道吉田家）が四組木綿だすき手襖（神事の時に掛ける木綿の襦）着用を許可した免許状（8・3）を展示した。

また習俗資料としては、安政三年（一八五六）に玉島で興行があった相撲の番付表（8・9）、江戸時代の「なんでもランキング」ともいうべき「見立番付」の中から「およそ世かい二いやな物乃番付」「ほうぐわいろんなし（法外論なし）当世ずほらな人の角力」（8・10）を展示した。

9 江戸から明治へ

幕末維新期の動乱、明治新政府の制度改革は倉敷村の人々の暮らしを大きく変化させた。慶応四年（一八六八）一月、倉敷代官所は岡山藩に引き渡され、五月には新政

府によって旧倉敷代官所管轄地が倉敷県となった。

9・1は、倉敷村に設置された岡山藩の郡方役所が村々に対し、苦情などがあれば申し出るように通達した触書である。

新政府の制度改革による大きな変化の一つが氏神妙見宮の祭祀である。神仏混交であった江戸時代、妙見宮の祭祀は観龍寺が行っていたが、神仏分離により神社と寺院は切り離されて、御神体は観龍寺に移され、神社には新たに宗像三女神むなたが祀られた。また、神官を小野家の当主が務めることとなり、社号も阿智神社と改められた(9・2・3)。同社は明治四年に郷社となっている(9・4)。全国民を神社の氏子として登録する氏子調べも実施され、倉敷村の村民には阿智神社から氏子札が配布された(9・5)。

さらに、明治五年には大区小区制というあらたな地方制度の創設とともに、庄屋・年寄などの村役人が廃止された。最後の庄屋は大橋平蔵で、あらたに深津県から戸長に任命されたのは原唯七(もと年寄)、副戸長は木山精一(もと年寄)であった(9・6)。

10 絵図

庄屋小野家には多くの絵図類も伝来した。倉敷村のみならず、倉敷代官所管下幕府領の各地の絵図も含まれており、しかも極めて古い年代のものが含まれる。

「倉敷村古図」(10・1)もその一つで、この度の調査で倉敷村の街区と屋敷ごとの戸主名を記す絵図としては最古であることが判明した。本町・中船元町・向市場の家並みと、倉敷川(汐川)左岸の船場からなる街区が、延宝五年(一六七七)頃までに成立していたことが分かる。主要街路と船場は「途子」と呼ばれる小路で繋がれている。現在の今橋の位置に既に橋は架かっているが、中橋の位置にはまだ橋は架けられていない。

10・1の七年後、貞享元年(一六八四)一六八五年頃の街並みを描いたのが「倉敷村屋敷割絵図」(10・2)で、この間に倉敷川に新橋(後の中橋)が架けられている。倉敷新田用水と倉敷川を結ぶ新川はまだ開削されていない。夜間に町への出入りを制限するための木戸は傍点で示されていて、天城村・浜村・川入村など隣接地域の住民が所有する屋敷・借家も確認できる。

さらに寛保二年（一七四二）の絵図（10・3）からは、建築中の代官陣屋の一部、えびす町、相生町など街区の拡大を確認できる。年代をおって絵図を見ていくことで、町の発展の様子がよく分かる。

この他、色鮮やかな彩色の「倉敷村鳥瞰図」（10・4）、倉敷村向山に四か所あった官有地・御林を描いた「倉敷村御林・新開山畑絵図」（10・5）、「小野家住宅平面見取



写真2 小堀正次書状の解説を聞く来場者
手前に見えているのが立体的な起絵図

図」（10・6）、

「土蔵起絵図」
おこしえず

（10・7）を展示した。起絵図は折畳式の紙製模型で、通常は折畳んで収納できる。大工が設計の参考にしたり、完成イメージを発注主に伝えたりする目的で作成された。

この土蔵は倉敷村の酒造家から取り立てた酒造役米を備蓄するためのもので、倉敷新田に建設が計画されていた。

おわりに

今回の展示会の入場者は、のべ二五〇人であった。「古文書の展示は分かりにくい」と敬遠されるなかで「文書群の展示」を全面に押し出した今回のテーマはやはり、来場者数の減少という結果を招いた。しかし、観覧者の満足度は非常に高く、アンケートの回答を見ても、本展示の目的である「倉敷村の発展の過程を知ってほしい」という意図をよくご理解いただけたように思う。特に絵図を用いての町場形成過程の解説は、例年にもまして好評で、来場者は熱心に耳を傾けていた。

一方、若い世代の来場は依然として少なく、今後いかにして若年層を呼び込む企画を行っていくかが大きな課題である。

〔付記〕展示会開催にあたり御協力いただいた小野敏行様をはじめ小野家のみな様、また、ポスター掲示に御協力くださったみな様に、厚く感謝を申し上げます。

（文責は大島千鶴 倉敷市総務課歴史資料整備室）

展示資料目録

令和5年度資料展示会 小野家文書の世界 ～倉敷村の慶長から明治～
令和5年6月2日(金)～6月5日(月)

1 備中国奉行小堀父子と倉敷

No.	資料名	年月日	文書番号
1	くらしき助右衛門あて小堀正次書状	(慶長6～8年頃)9月1日	169-1
2	草場境目につき取替証文写★	元和4年正月18日	149-1-2
3	宇佐美又四郎あて小野正広返答書	延宝7年12月	97-6-16
4	備中窪屋郡倉鋪村明細帳控★	宝暦3年3月	21-18

2 水夫の町倉敷 ～倉敷の原点～

No.	資料名	年月日	文書番号
1	倉敷屋敷方御免被成分之帳	慶長14年11月	1-1
2	倉敷町水夫屋敷帳	寛政3年8月	1-2
3	水夫屋敷割絵図	(寛政3年8月カ)	168-1-4
4	島原万入用之覚	寛政4年正月写[寛永16年3月29日]	1-5-2
5	彦坂平九郎様備中へ御下り被成候加子之事★	寛文元年9月4日	1-13
6	倉敷村・連島加子割之覚★	巳年(寛文5年)10月18日	1-17

3 倉敷代官と陣屋 ～幕府支配の拠点～

No.	資料名	年月日	文書番号
1	倉敷御支配録★	(近世後期)	21-23-3
2	陣屋元礼式心得覚★	年月日未詳	107-7-11
3	陣屋役人応対方につき倉敷村庄屋・年寄請書★	寅年(明和7年)10月	7-2
4	代官陣屋見取絵図★	年月日未詳	87-6-4
5	備中国窪屋郡倉敷村牢屋絵図★	年月日未詳	139-8
6	天保時代倉敷陣屋及明倫館図(写真パネル)	昭和26年9月	購入資料IV-16
7	倉敷村本田小割絵図(写真パネル)	文久3年8月	大橋紀寛家文書別1-24-5

4 小野家の仕事 ～庄屋と掛屋～

No.	資料名	年月日	文書番号
1	幕府領大庄屋役相働候品申上候覚★	寅年(享保19年)10月	97-6-3
2	孫太夫庄屋役申付につき覚★	午年(宝暦12年)12月11日	105-10-20
3	日記	寛政2年2月12日～寛政3年正月27日	27-1
4	御用留	文政8年	148-1
5	予子銅山師渡米諸入用勘定帳★	寛延3年7月	99-2-1-4
6	郡中大割銀御勘定目録★	文化3年8月	66-1-8

5 陣屋元町倉敷 ～倉敷ぐらし～

No.	資料名	年月日	文書番号
1	備中窪屋郡倉敷町委細帳控	元禄8年4月	21-15
2	倉敷村町内小前商売留帳★	辰年(明和9年)年8月	34-4
3	火事之節火消人数并火消道具取調書	文政11年2月20日以前	61-1
4	年々屋敷道筋川筋見分帳	天明7年	77-6
5	新禄追訴につき古禄返答書	文政8年8月	162-9

6 倉敷川の水運

No.	資料名	年月日	文書番号
1	倉敷村舟入川幅相定覚★	寛文13年6月27日	161-7
2	倉敷夕川通船荷物出入凡書上★	安永6年11月	56-22
3	当酉船数増減積石改帳	安永6年10月	56-23

4	倉敷汐川につき上申書控★	明和4年10月	105-11-25
5	八浜屋弥兵衛宅横手土手町通川筋石階見分	文化6年2月8日	77-7

7 高梁川をめぐる

No.	資料名	年月日	文書番号
1	福田古新田の開発につき訴訟書類★	享保2年	19-19
2	福田新田の開発につき嘆願書	天保10年	20-7-4
3	成羽川通船につき川辺村にて申合せ	(明和3年)	97-11-1
4	成羽川絵図	(明和3年)	97-11-4
5	東西高梁川の分水量につき和談書	文政3年11月26日	19-1-3-4
6	鉄穴流し場の図	年未詳	76-39
7	鉄砂一件願書	天保13年8月	93-4
8	鉄穴流出入議定書	天保13年	75-2
9	安江村の堤防修復見取図	卯年(慶応3年)	54-1-22

8 宗教・学芸・習俗 ～文化の町倉敷～

No.	資料名	年月日	文書番号
1	倉敷村寺社郷改帳	元禄10年8月6日	22-15
2	宗門御改寺手帳 備中窪屋郡倉鋪村	宝永4年4月	14-8
3	四組木綿手襷裁許状(神道裁許状)	正徳5年6月16日	151-1-2
4	学問所設立の発案につき倉敷村佐右衛門願書★	文政11年4月	18-4-2
5	教諭所開校につき倉敷代官所触書★	午年(天保5年)10月24日	18-19-2
6	御伝受申茶之湯方之事	元禄14年10月27日	139-4
7	小野孫太夫宛葛野知定書状(能楽葛野流免許状)	年月日未詳	146-2
8	[小野氏和歌]小野季顕	年月日未詳	157-3-2-3-7
	小野正子		160-226
	小野顕世		159-1-2-11
	小野顕允		160-168
9	相撲番附表(玉島興行)	安政3年8月	125-1-4
10	見立番付 「およそ世かいこいやな物乃番付」	年月日未詳	125-1-21-1
	「ほうぐわいろんなし当世ずぼらな人の角力」		125-1-21-3

9 江戸から明治へ

No.	資料名	年月日	文書番号
1	備中鎮撫にあたり岡山藩倉敷役所よりの触書	辰年(慶応4年)3月5日	55-13-2
2	妙見宮神主任命書★	巳年(明治2年)年8月	151-12-4-1-4
3	阿知宮への改号通知★	巳年(明治2年)年12月	151-12-4-1-2
4	阿智神社を郷社格とする通知	辛未年(明治4年)年9月	151-12-1-1
5	阿智神社の氏子札	明治5年5月	172
6	庄屋・年寄役廃止の通知	壬申年(明治5年)5月	152-32

10 絵図

No.	資料名	年月日	文書番号
1	倉敷村古図	(延宝5年)	49-1-22
2	倉敷村屋敷割絵図	(貞享元年～2年ごろ)	54-3
3	倉敷汐川絵図	寛保2年10月晦日	49-1-1
4	倉敷村鳥瞰図	(安永7年～天保5年)	8-7
5	倉敷村御林・新開山畑絵図	(元文2年～延享2年ごろ)	8-6
6	小野家住宅平面見取図	年月日未詳	未整理
7	土蔵起絵図	(享和3年)8月	113-27-3

註 資料名の後ろに★があるものは『新修倉敷市史』9・10に翻刻掲載されている

令和4年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、令和3年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷地域の歴史や歴史資料についての理解を深めてもらうため、歴史資料講座を開催しました。令和4年度は重要文化財井上家住宅公開に向けた記念講座として、ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催しました。



【受講者の声】

「義倉という言葉は知っていたが話を聞いて倉敷の誇るべき遺産だということがわかりました」「とても分かり易く、端木という人物の大きさ、ローカルでない人物と理解できた」「井上家住宅のことを知り倉敷のすばらしさを再確認した」「文書の文字を具体的に読み解きながら、くずし字の法則、当時の習慣などについて説明していただいたのでとてもよくわかった」「かな文字中心の和歌をとてもおもしろく学習させていただきました」など、様々な意見が寄せられました。

【会場】 ライフパーク倉敷中ホール及び第一会議室

■第1回目 倉敷義倉と続義倉

開催日時：令和4年10月2日（日）14：00～16：00

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

参加人数：38人

■第2回目 倉敷村出身の文化人・井上端木の生涯～法橋になった古禄～

開催日時：令和4年11月26日（土）14：00～16：05

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

参加人数：35人

■第3回目 重要文化財井上家住宅の魅力

開催日時：令和4年12月17日（土）14：00～16：10

講師：内池英樹（岡山県教育庁文化財課）

参加人数：37人

■第4回目 井上家文書でくずし字を学ぼう～進物帳を読む～

開催日時：令和5年1月21日（土）14：00～16：00

講師：山下 洋（総務課歴史資料整備室）

参加人数：37人

■第5回目 井上家文書でくずし字を学ぼう～文芸史料（和歌・紀行文）のかな文字を読む～

開催日時：令和5年2月25日（土）14：00～16：00

講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）

参加人数：33人

災害に関する歴史資料調査報告会2

歴史資料整備室では、市域に甚大な被害をもたらした自然災害の記録の調査研究の成果を市民に報告することによって、歴史資料を防災教育・防災意識の向上につながる資料としても活用するため、災害に関する歴史資料調査報告会2を真備保健福祉会館大会議室で開催しました。40人の申込者とマスコミ関係者が参加し、報告終了後、活発な質疑応答が行われました。

【受講者の声】

「従来聞いたことのない切り口の話で参考になりました」「災害発生時や復興時に名望家が果たした役割について考えさせられた」「歴史を学ぶことはとても大切です。若年層の市民の方にも学習の機会を持っていただくことができればよいと思います」「どう生かしていくか、どうやって防災意識を高めていけばよいか、それを考えていく必要があると思う。学者さんと、住んでいる方々をつなぐ人のシステムとか、組織とかが必要なのではないか」「南海トラフ地震は必ずくるということを認識いたしました」「過去の話はたいへん重要ですが、それをふまえて今後の対応が急がれる」など、様々な意見が寄せられました。

災害に関する 歴史資料調査 報告会2

倉敷市総務課歴史資料整備室
令和4年度文書調査報告会

令和5年1月28日(土曜日)
14時～16時30分

会場 真備保健福祉会館3階大会議室
資料代 200円(要申込、チラシ下部を参照)

嘉永3年洪水からの復旧
倉敷其書院(岡山大学名誉教授)

明治26年水害と野崎家
久野洋氏(ノートルダム清心女子大学講師)

安政大地震と倉敷
大島千鶴(倉敷市総務課歴史資料整備室)

講演者

倉敷市 50人、市民講座等参加申込は随時
倉敷市 144番(水)～153番(土)
年1月2日(祝日)、2月20日(日)まで受付可能
申込期間 倉敷市ホームページにて1月20日(日)まで受付可能
申込方法 倉敷市ホームページにて1月20日(日)まで受付可能
申込料 倉敷市ホームページにて1月20日(日)まで受付可能
申込料 倉敷市ホームページにて1月20日(日)まで受付可能
申込料 倉敷市ホームページにて1月20日(日)まで受付可能

申込・問い合わせ先
〒710-0308 倉敷市真備南町1141-1
倉敷市総務課歴史資料整備室
電話:086-0908-915
FAX:086-0908-916
Eメール:hisiryo@city.kure.lg.jp
hisiryo@city.kure.lg.jp
※ 個人情報は歴史資料調査報告会のみにのみ利用します。

【開催日時】 令和5年1月28日(土) 14:00～16:40

【会場】 真備保健福祉会館3階大会議室

【講師・演題】

嘉永3年洪水からの復旧

明治26年水害と野崎家

安政大地震と倉敷

【参加人数】 41人

倉地克直(岡山大学名誉教授)

久野 洋(ノートルダム清心女子大学講師)

大島千鶴(総務課歴史資料整備室)



令和5年度古文書解読講座

■古文書解読講座（中級）「大原家文書を読む」

歴史資料整備室では、ある程度くずし字を読むことができる人を対象に、古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を学んでもらうとともに、さらなる利用の促進を図るため、古文書解読講座（中級）を開催しました。令和5年度は「大原家文書を読む」とし、公益財団法人有隣会と連携し、有隣会が管理する大原家文書またはそのマイクロフィルムを使用しました。



第1回目 金基と倉敷代官

開催日時：令和5年7月22日（土）13:50～15:20

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

会場：真備保健福祉会館3階大会議室

参加人数：31人

第2回目 大原与兵衛の庄屋就任

開催日時：令和5年7月29日（土）13:50～15:20

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

会場：真備保健福祉会館3階大会議室

参加人数：32人

第3回目 父母から一人息子への手紙

開催日時：令和5年8月5日（土）13:50～15:20

講師：水島博（公益財団法人有隣会）

会場：真備保健福祉会館3階大会議室

参加人数：30人

■ゼロから始める古文書講座—古文書読解の初級講座—

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、古文書を初歩中の初歩から学んでいただくために、茶屋町公民館と連携して古文書解読講座（初級）を開催しました。

第1回目

開催日時：令和5年9月20日（水）13:30～15:30

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

会場：茶屋町公民館

参加人数：16人

第2回目

開催日時：令和5年10月4日（水）13:30～15:30

講師：山下洋（総務課歴史資料整備室）

会場：茶屋町公民館

参加人数：15人

第3回目

開催日時：令和5年10月18日（水）13:30～15:30

講師：山下洋（総務課歴史資料整備室）

会場：茶屋町公民館

参加人数：15人

歴史資料整備室見学会

■歴史資料整備室に潜入！古文書を解読しよう

歴史資料整備室では、玉島公民館と連携して、小学校4年生から中学生を対象に、資料を保管している収蔵庫の見学や、玉島の古文書・絵図等の閲覧、版木を用いた印刷を体験していただく講座を開催しました。

【受講者の声】

「歴史資料をたくさん見て、江戸時代や明治時代の様子を知ることができてよかったです」「大きな土地のような紙を見たときは、小田県という土地があったことを初めて知りました」「版画をしたときは、版画に墨をつけたりするのが難しかったけど、昔の人は版画で刷っていたのがすごいと思いました」など

【開催日時】 令和5年8月17日（木）10：00～11：30

【会場】 歴史資料整備室及び真備支所101会議室

【参加人数】 8人



■古文書探訪—歴史資料整備室見学会—

歴史資料整備室では、玉島公民館と連携して、市民を対象に、資料を保管している収蔵庫の見学や、玉島の古文書・絵図等の閲覧、版木を用いた印刷を体験していただく講座を開催しました。

【受講者の声】

「ずっと歴史資料整備室が気になっていたのので、実際に見学できてよかった」「古文書の現物にふれて、本当の歴史を見ることができて楽しかった」「木版印刷を体験できたことは貴重でした」など

【開催日時】 令和5年10月26日（木）10：00～11：30

【会場】 歴史資料整備室及び真備支所101会議室

【参加人数】 16人



倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会の活動

倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会は、倉敷市が市史編さん事業終了後も歴史資料整理と研究紀要の発行を責任ある体制で行うことを支援する組織として、平成17年8月に発足しました。研究会は、令和5年4月現在で9人の専門家・有識者により構成され、倉敷市の要請に基づいて、歴史資料の調査・収集・整理と保存・活用を推進する方法等についての協議や、『倉敷の歴史』の編集等を行っています。研究会の庶務は、倉敷市総務局総務部総務課において処理しています。令和5年には次の事業を行いました。

■第38回会議

開催日時：令和5年3月22日（水）14：25～16：25

場所：倉敷市真備支所102会議室

協議内容：令和4年度歴史資料整備室事業状況などについて事務局から報告、令和5年度主要事業計画（案）・『倉敷の歴史』の編集、研究会規約、会員の再任などについて協議

参加人数：8人

■第39回会議

開催日時：令和5年5月24日（水）14：30～16：15

場所：倉敷市真備支所102会議室

協議内容：令和4年度歴史資料整備室事業実績報告書などについて事務局から報告、会長・副会長の互選、令和5年度主要事業計画、新会員候補などについて協議

参加人数：5人

■『倉敷の歴史』34号第1回編集会議

開催日時：令和5年6月14日（水）13：30～15：20

場所：歴史資料整備室

協議内容：『倉敷の歴史』第34号の編集

参加人数：編集担当者2人

■『倉敷の歴史』34号第2回編集会議

開催日時：令和5年12月11日（月）13：20～16：15

場所：歴史資料整備室

協議内容：『倉敷の歴史』第34号の原稿査読にもとづく編集

参加人数：編集担当者2人

新刊紹介

石田正也監修 除本理史・林美帆編著

『「地域の価値」をつくる』

―倉敷・水島の公害から環境再生へ―

(東信堂 二〇二二年十月)

はしがきにある「深刻な公害を経験した水島は、そのことによってむしろ、将来の問題解決に向けた潜在力を蓄えてきたのではないか」すなわち「困難な過去」こそが「地域の価値」を高めるという視点を打ち出したこと、そこに「本書の価値」はある。そして、本書の企画にあたった水島地域環境再生財団(みずしま財団)も、その潜在力を顕在化させるうえで大きな役割を担っている。

本書は三部構成になっていて、第三部は患者・医師・市職員・企業関係者など、六名の方の主にインタビューが取められている。まずはこの第三部から読みはじめてみるのもよいかもしれない。

※ご購入は、書店・東信堂 (TEL 03-3818-5521)、お問合せは、みずしま財団 (TEL 086-440-0121) まで。

『重要文化財』

井上家住宅主屋ほか四棟保存修理工事報告書

(編集・著作…公益財団法人文化財建造物保存技術協会)

発行・井上典彦

二〇二二年十二月)

平成二十四年から始まった井上家住宅の保存修理工事は、令和四年に足掛け十年に及ぶ工事を完了した。この報告書は、事業の内容、建造物の概要、調査事項、施工内容、発見物及び諸資料を余すことなくまとめたものである。本文編・写真編一・写真編二・図面編の四冊組に分冊され、様々な目的をもった利用者が使いやすいように細かく工夫されている。現在及び将来に貴重な資料となるよう、井上家の沿革や技術的な事実が細かく網羅的に記入されることはもとより、参考資料として、現当主の祖母からの聞き取りの記録の全文や、現当主やその母からの聞き取りの概要が掲載され、居住した人々の姿が感じられるような内容になっている。修理工事の過程の写真や図面も豊富に収録されている。非常に情報量が多く、編集者のこだわりが随所に感じられる報告書である。

※非売品。倉敷市立図書館で閲覧可。

小野恭平『改訂 高梁川西岸河口部の干拓史』

― 船尾村・長尾村の場合 ―

(二〇二三年三月)

倉敷地域の歴史を語るうえで干拓という問題は欠かせない。しかし、近世前期にさかのぼる干拓地については、その詳しい経緯が不明、もしくは誤った説が通用している場合も少なくない。本書では、船尾新田・長尾新田について、いくつもの絵図や地形データなどを用いて、その干拓時期や範囲が特定されている。

著者は、既存のさまざまな見解や通念をいったんカッコに入れ、資料を丁寧に読み解くことで、合理的な解釈を導き出している。干拓に限らず他の分野においても、こうした姿勢をもって研究に臨めば、もっとあらたな地平を望むこともできるにちがいない。

※お問合せ・ご購入は、小野恭平氏 (onofami@ever.ocn.ne.jp) まで。なお、本書とほぼ同様の内容の論

考が、高梁川流域連盟機関誌『高梁川』第八十号(二〇二三年十二月 定価一、四三〇円)にも収録されている。

新聞報道された歴史資料整備室 (令和5年) (抄)

年月日	新聞	記事
令和5年2月10日	山陽新聞	江戸から明治 災害分析 真備で歴史資料報告会 復興向けた自治に特色
令和5年5月9日	山陽新聞	浅尾騒動主導者に迫る 「倉敷の歴史」第33号発刊 備中地域の領主変遷も
令和5年6月3日	山陽新聞	倉敷村移り変わり紹介 小野家古文書や絵図70点 市真備支所
令和5年7月22日	山陽新聞	小堀父子検地帳・書状 市重文指定答申 文化財保護審「くらしき」最古の記述

■『倉敷の歴史』第三十五号投稿要領

『倉敷の歴史』は、倉敷地域の歴史に関する論考やエッセーを掲載しています。市民の皆さんが地域の歴史について学ぼうと有用な書籍となるよう願っています。第三十五号（令和七年三月発行）への投稿を募集します。左記の要領で御応募ください。

一 部門及び分量

いずれも倉敷市域に関わる内容のものであること

① 論文 一八ページ以内

② 歴史資料を用いたテーマと結論の明確な研究

ノート 一〇ページ以内

研究中のテーマに関する中間報告

③ 資料紹介 一〇ページ以内

特定の歴史資料に関する翻刻と解説

④ アラカルト 三ページ以内

歴史的な出来事や人物などに関するエッセー

⑤ 実践報告 三ページ以内

歴史資料を利用した講座や展示などの記録

※各部門の分量には、註・表・図・写真などを含みません。

二 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで作成してください。電子データ（ワード・エクセルファイル）と必要に応じてプリントを御提出ください。

なお、本誌のページ単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）

註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

三 投稿・審査の手順

① 令和六年五月三十一日までに部門、題目、ページ数、要旨（①～③は二〇〇字～四〇〇字、④⑤は二〇〇字～二〇〇字）を後記の送り先までお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で協議をおこなひ、ご連絡を差し上げます。

② 令和六年十月三十一日までに、推敲を済ませた完全原稿をお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で審査のうえ、採否を決定します。

四 校正 著者校正は初校のみです。校正時の大幅な

修正は御遠慮願います。

五 備考

・投稿は未発表原稿に限ります。二重投稿は御遠慮ください。

・民間の個人・団体などが所有する資料を用いて執筆する場合は、所有者の了解を得たうえで御応募ください。写真・図版などの掲載許可は執筆者の責任でお取りください。

・原稿が採用された方には、掲載誌及び薄謝を進呈します。

・掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。転載にあたっては、倉敷市の承認を得てください。

・掲載された論考は将来、著者の許諾を得た上で、歴史資料整備室のWEBサイトでPDF公開することを予定しています。

六 送り先 〒七一〇―一三九八 倉敷市真備町箭田

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇二三年

◆ 令和4年度

（令和5年）

- 1・21 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」（第4回）（連携）
- 1・28 災害に関する歴史資料調査報告会2（真備保健福祉会館）
- 2・25 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」（第5回）（連携）
- 2・26 歴史資料専門員採用試験
- 3・22 第38回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 3・31 『倉敷の歴史』第33号発行

◆ 令和5年度

- 4・5～7 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）（岡山大学）
- 4・10 大山家文書調査
- 4・12 鴨井家文書調査
- 4・27 倉敷芸術科学大学「倉敷まちづくり基礎論」へ講師派遣
- 5・20 玉島公民館講座「玉島の歴史アラカルト」（連携）へ講師派遣
- 5・24 第39回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 6・2～5 資料展示会「小野家文書の世界―倉敷村の慶長から明治―」（真備支所）
- 6・13 倉敷商業高等学校「探Qの時間」へ講師派遣
- 6・14 『倉敷の歴史』第34号編集会議
- 6・23 中央図書館所蔵資料調査
- 7・1 歴史資料整備室収蔵庫のガス燻蒸

7・6～7 「真備の記憶」写真展（マビーふれあいセンター・真備支所）

7・22 第1回古文書解説講座（真備保健福祉会館）

7・29 第2回古文書解説講座（真備保健福祉会館）

8・1～4 インターネット受入

8・5 第3回古文書解説講座（真備保健福祉会館）

8・11～9・9 真備支所3階図書室を歴史資料整備室収蔵庫に改修工事

8・17 玉島公民館講座「歴史資料整備室に潜入！古文書を解説しよう」（連携）

8・17 備中国奉行小堀氏関係文書が倉敷市指定重要文化財に指定

8・26 歴史資料専門員採用試験

8・31～9・3 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）（岡山大学）

9・20 茶屋町公民館講座「ゼロから始める古文書講座」（第1回）（連携）

10・4 茶屋町公民館講座「ゼロから始める古文書講座」（第2回）（連携）

10・7 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」（第1回）（連携）

10・11～13 新採用職員タウンウォッチング研修へ講師派遣

10・18 茶屋町公民館講座「ゼロから始める古文書講座」（第3回）（連携）

10・23～25 総社南高等学校「人文表現」授業へ講師派遣

10・26 玉島公民館講座「古文書探訪―歴史資料整備室見学会―」（連携）

11・5 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」（第2回）（連携）

11・9 真備東中学校チャレンジワーク受入

11・9 中央図書館郷土講座「美観地区最古の町屋 井上家住宅を訪ねる」へ講師派遣

11・10 高教研地理歴史・公民部会歴史分科会研究協議会へ講師派遣（真備支所）

11・16 貝原家文書調査

11・24 倉敷商工会議所所蔵資料調査

11・28 香西家旧蔵書画調査

12・7～8 中国・四国地区図書館等職員連絡会議参加（広島市）

12・10 ライフパーク倉敷講座「歴史資料講座」（第3回）（連携）

12・11 『倉敷の歴史』第34号編集会議

■『倉敷の歴史』第三十三号 正誤訂正

一一五ページ上段、表1 享保6年の破堤地点のうち、「東高梁川右岸」

の「○」を削除し、「東高梁川左岸」に「○」を追加。

同じく被害甚大地域のうち「倉敷」に「○」を追加。

コラム

「わからない」展示考

博物館等の展示解説は有難いものである。あるとき音声解説のヘッドフォンをして、展示脇の解説文を読もうとしていた。そこに小学高学年の少女が隣にきた。するとお父さんと思しき紳士が、「ヘッドフォンを外しなさい」と少女に声をかけた。「説明の声にしばらくは、自分の見た感じだけでいい」というのではない。思わず私も展示資料に向き直した。

うーん、「わからない」。そこで解説文に帰る。なるほどそうか、と思い再び展示をみながら音声解説を傾聴した。するとさらによくわかった気がした。

私はそのおかげで展示を楽しめた。展示は担当者の意図で仕上がる作品で、これを「展示叙述」といい、資料のもつ「力」は解説があつてはじめて生きると、私は思っている。

しかし紳士は少女に「わかる」ことを求めてはいない。展示資料と対面だけでよかったのだ。これも一理あると強く思った。わからなくてもいいのだ。

そういえば一九七〇年、大阪万博で月の石をみた。何もわからなかったが、いまだ強く印象に残っている。

倉敷の歴史資料の原物にもさしずめ「月の石」が多くある。若いときに是非、生の資料との対面を経験しておいて欲しい。

(定兼)

研究誌『倉敷の歴史』

1～34号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売
第22号	2012年3月	1部900円にて販売
第23号	2013年3月	1部900円にて販売
第24号	2014年3月	1部900円にて販売
第25号	2015年3月	1部900円にて販売
第26号	2016年3月	1部900円にて販売
第28号	2018年3月	1部900円にて販売
第29号	2019年3月	1部900円にて販売
第31号	2021年3月	1部1,000円にて販売
第32号	2022年3月	1部1,000円にて販売
第33号	2023年3月	1部1,000円にて販売

※各号の詳しい内容については、歴史資料整備室・図書館等で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室Webサイト (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>) で公開中の目次を御参照ください。第32号はWebサイトにおいてPDF版も公開しています。上記の一覧は、2024年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086-698-8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第34号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております（1部1,000円）。

編集後記

▽「倉敷の歴史」第三十四号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。『倉敷の歴史』も三十四号を迎えました。これも市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげです。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

▽本号には、国指定重要文化財井上家住宅の保存修理工事了了・一般公開開始と井上家文書の倉敷市への寄附を記念して倉敷宮崎屋井上家特集を収録しました。井上家住宅・井上家文書の双方について充実した論考がそろい、さらに、当主の井上典彦氏からの興味深い聞き書きを掲載することができました。そのほか、論文二編、ノート一編、資料紹介一編、資料群紹介一編、アラカルト一編、展示会記録及び報告を掲載しました。いずれも資料を丹念に読み込んだ論考です。

▽本年度も資料展示会・古文書解説講座・歴史資料講座を開催することができました。また、これまでで文書調査報告会として室所蔵資料等の研究成果報告を行ってまいりましたが、本年度からより多くの皆様に郷土の歴史を普及する機会を提供するため、室所蔵等の資料についてわかりや

すく解説する歴史資料解説会に模様替えし、開催することができました。

▽本年度は、二つの高等学校の探求学習と人文表現の授業時間で歴史資料整備室職員が講師をとつとめ、また、昨年度に引き続き、小学校四年生から中学生を対象に、所蔵資料に親しんでもらう講座を公民館と共同開催しました。このように今後は若い世代に歴史資料の魅力を伝える活動にも力を入れていきたいと考えています。

▽歴史資料整備室の業務や所蔵する資料、イベント、刊行物などについて倉敷市内外の皆様に広く知っていただくため、ソーシャルメディアX（旧ツイッター）のアカウントを令和五年八月から開設し、情報発信を行っております。

▽歴史資料整備室が所蔵する「備中国奉行小堀氏関係文書」五点が令和五年八月十七日に倉敷市指定重要文化財に指定されました。

▽「倉敷の歴史」の編集は倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が行い、編集実務は歴史資料整備室で行いました。第三十五号でも原稿をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

（山本・山下・大島・畑・森）

倉敷の歴史

第 34 号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

令和 6 年 3 月 31 日

編集発行 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
倉敷市総務局総務部総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>